

IV. アンケート調査結果（詳細）

1 被災自治体

（1）事前の備え・予防体制について

① 職員の体制

問1 貴自治体における防災を担当している部署の職員体制について（※平成28年12月1日時点）

防災を担当している部署の職員体制について、常勤の職員数については、県（熊本県、大分県）（以下同じ）では、43.0人のうち、「男性」は41.0人（95%）、「女性」は2.0人（5%）となっている。市町村では、7.2人のうち、「男性」は6.5人（90%）、「女性」は0.8人（11%）となっている。

図表 1-1-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	9.1	9.5	2.0	47.0
県	2 5.1	43.0	5.7	39.0	47.0
市町村	37 94.9	7.2	5.3	2.0	30.0

図表 1-1-2 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	8.2	9.1	2.0	45.0
県	2 5.1	41.0	5.7	37.0	45.0
市町村	37 94.9	6.5	4.9	2.0	30.0

図表 1-1-3 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	0.8	1.3	0.0	5.0
県	2 5.1	2.0	0.0	2.0	2.0
市町村	37 94.9	0.8	1.3	0.0	5.0

非常勤の職員の実人数については、県では、3.0人のうち、「男性」は2.5人（83%）、「女性」は0.5人（17%）となっている。

市町村では、0.8人のうち、「男性」は0.3人（38%）、「女性」は0.5人（63%）となっている。常勤と非常勤の職員について、女性が一人もない市町村は、15市町村（41%）となっている。

図表 1-1-4 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	0.9	1.3	0.0	6.0
県	2 5.3	3.0	0.0	3.0	3.0
市町村	36 94.7	0.8	1.2	0.0	6.0

図表 1-1-5 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	0.4	0.8	0.0	3.0
県	2 5.3	2.5	0.7	2.0	3.0
市町村	36 94.7	0.3	0.6	0.0	3.0

図表 1-1-6 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	0.5	0.7	0.0	3.0
県	2 5.3	0.5	0.7	0.0	1.0
市町村	36 94.7	0.5	0.7	0.0	3.0

問2 貴自治体における男女共同参画を担当している部署の職員体制について（※平成28年12月1日時点）

男女共同参画を担当している部署の職員体制について、常勤の職員数については、県では、16.0人のうち、「男性」は6.5人（41%）、「女性」は9.5人（59%）となっている。

市町村では、5.8人のうち、「男性」は4.1人（71%）、「女性」は1.8人（31%）となっている。

図表 1-2-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	6.4	4.4	1.0	23.0
県	2 5.1	16.0	9.9	9.0	23.0
市町村	37 94.9	5.8	3.6	1.0	15.0

図表 1-2-2 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	4.2	3.1	0.0	12.0
県	2 5.3	6.5	3.5	4.0	9.0
市町村	36 94.7	4.1	3.1	0.0	12.0

図表 1-2-3 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	2.2	2.2	0.0	14.0
県	2 5.1	9.5	6.4	5.0	14.0
市町村	37 94.9	1.8	1.0	0.0	4.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、県では、4.5人のうち、「男性」は1.5人（33%）、「女性」は3.0人（67%）となっている。

市町村では、0.7人のうち、「男性」は0.2人（29%）、「女性」は0.6人（86%）となっている。

図表 1-2-4 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	36 100.0	0.9	1.3	0.0	5.0
県	2 5.6	4.5	0.7	4.0	5.0
市町村	34 94.4	0.7	1.0	0.0	4.0

図表 1-2-5 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	36 100.0	0.3	0.6	0.0	2.0
県	2 5.6	1.5	0.7	1.0	2.0
市町村	34 94.4	0.2	0.5	0.0	2.0

図表 1-2-6 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	36 100.0	0.7	1.0	0.0	4.0
県	2 5.6	3.0	1.4	2.0	4.0
市町村	34 94.4	0.6	0.8	0.0	2.0

常勤の男女共同参画兼任職員数については、市町村では、1.7 人のうち、「男性」は 1.1 人（65%）、「女性」は 0.6 人（35%）となっている。

図表 1-2-7 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	1.6	1.5	0.0	7.0
県	2 5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	37 94.9	1.7	1.5	0.0	7.0

図表 1-2-8 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	38 100.0	1.0	1.3	0.0	5.0
県	2 5.3	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	36 94.7	1.1	1.3	0.0	5.0

図表 1-2-9 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	0.6	0.7	0.0	2.0
県	2 5.1	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	37 94.9	0.6	0.7	0.0	2.0

非常勤の職員の実人数については、市町村では 1.4 人のうち、「男性」は 0.4 人（29%）、「女性」は 1.0 人（71%）となっている。

図表 1-2-10 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	1.4	2.0	0.0	7.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	34 97.1	1.4	2.0	0.0	7.0

図表 1-2-11 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	0.4	1.0	0.0	5.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	34 97.1	0.4	1.0	0.0	5.0

図表 1-2-12 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	1.0	1.6	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	34 97.1	1.0	1.6	0.0	6.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画専任職員数は、市町村では、0.4人のうち、「女性」は0.4人となっている。

図表 1-2-13 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.4	1.4	0.0	7.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.4	1.5	0.0	7.0

図表 1-2-14 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.0	0.2	0.0	1.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.0	0.2	0.0	1.0

図表 1-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.4	1.3	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.4	1.3	0.0	6.0

非常勤の実人数の男女共同参画兼任職員数は、市町村では、0.3人のうち、「女性」は0.3人となっている。

図表 1-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.3	1.1	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.3	1.1	0.0	6.0

図表 1-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.0	0.2	0.0	1.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.0	0.2	0.0	1.0

図表 1-2-16 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.3	1.1	0.0	6.0
県	1 2.9	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	33 97.1	0.3	1.1	0.0	6.0

○男女共同参画センターが設置されている場合

男女共同参画センターの職員体制について、常勤の職員数については、県では、12.5人のうち、「男性」は4.5人（36%）、「女性」は8.0人（64%）となっている。

市町村では、10.0人のうち、「男性」は5.4人（54%）、「女性」は4.6人（46%）となっている。

図表 1-2-17 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	10.7	15.3	0.0	41.0
県	2 28.6	12.5	13.4	3.0	22.0
市町村	5 71.4	10.0	17.4	0.0	41.0

図表 1-2-18 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	5.1	8.3	0.0	23.0
県	2 28.6	4.5	4.9	1.0	8.0
市町村	5 71.4	5.4	9.9	0.0	23.0

図表 1-2-19 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	5.6	7.3	0.0	18.0
県	2 28.6	8.0	8.5	2.0	14.0
市町村	5 71.4	4.6	7.5	0.0	18.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、県では、4.0人のうち、「男性」は1.0人（25%）、「女性」は3.0人（75%）となっている。

市町村では、1.2人のうち、「男性」は0.4人（33%）、「女性」は0.8人（67%）となっている。

図表 1-2-20 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	2.0	2.0	0.0	5.0
県	2 28.6	4.0	1.4	3.0	5.0
市町村	5 71.4	1.2	1.6	0.0	4.0

図表 1-2-21 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	0.6	0.8	0.0	2.0
県	2 28.6	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	5 71.4	0.4	0.9	0.0	2.0

図表 1-2-22 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	1.4	1.4	0.0	4.0
県	2 28.6	3.0	1.4	2.0	4.0
市町村	5 71.4	0.8	0.8	0.0	2.0

常勤の男女共同参画兼任職員については、市町村では、2.2人のうち、「男性」は1.2人（55%）、「女性」は1.0人（45%）となっている。

図表 1-2-23 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	1.6	2.9	0.0	8.0
県	2 28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 71.4	2.2	3.3	0.0	8.0

図表 1-2-24 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	0.9	1.5	0.0	4.0
県	2 28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 71.4	1.2	1.6	0.0	4.0

図表 1-2-25 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	7 100.0	0.7	1.5	0.0	4.0
県	2 28.6	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 71.4	1.0	1.7	0.0	4.0

非常勤の職員の実人数については、県では、16.0人のうち、「男性」は5.0人（31%）、「女性」は11.0人（69%）となっている。

市町村では、3.6人のうち、「男性」は0.8人（22%）、「女性」は2.8人（78%）となっている。

図表 1-2-26 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	5.7	5.8	0.0	16.0
県	1 16.7	16.0	0.0	16.0	16.0
市町村	5 83.3	3.6	3.0	0.0	7.0

図表 1-2-27 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	1.5	2.1	0.0	5.0
県	1 16.7	5.0	0.0	5.0	5.0
市町村	5 83.3	0.8	1.3	0.0	3.0

図表 4-2-28 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	4.2	4.0	0.0	11.0
県	1 16.7	11.0	0.0	11.0	11.0
市町村	5 83.3	2.8	2.4	0.0	6.0

非常勤の男女共同参画専任職員の実人数については、県では、5.0人のうち、「男性」は2.0人(40%)、「女性」は3.0人(60%)となっている。

市町村では、非常勤の男女共同参画専任職員の実人数 3.4人のうち、「男性」は0.8人(24%)、「女性」は2.6人(76%)となっている。

図表 1-2-29 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	3.7	3.0	0.0	7.0
県	1 16.7	5.0	0.0	5.0	5.0
市町村	5 83.3	3.4	3.3	0.0	7.0

図表 1-2-30 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	1.0	1.3	0.0	3.0
県	1 16.7	2.0	0.0	2.0	2.0
市町村	5 83.3	0.8	1.3	0.0	3.0

図表 1-2-31 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	2.7	2.3	0.0	6.0
県	1 16.7	3.0	0.0	3.0	3.0
市町村	5 83.3	2.6	2.6	0.0	6.0

非常勤の男女共同参画兼任職員の実人数については、市町村では、0.2人のうち、「女性」は0.2人となっている。

図表 1-2-32 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	0.2	0.4	0.0	1.0
県	1 16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 83.3	0.2	0.4	0.0	1.0

図表 1-2-33 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
県	1 16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 83.3	0.0	0.0	0.0	0.0

図表 1-2-34 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	6 100.0	0.2	0.4	0.0	1.0
県	1 16.7	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	5 83.3	0.2	0.4	0.0	1.0

② 地方防災会議

問3 貴自治体の地方防災会議の状況について記入してください。

地方防災会議の状況について、地方防災会議の委員については、県では、54.0人のうち、「男性」は48.5人（90%）、「女性」は5.5人（10%）となっている。

市町村では、37.9人のうち、「男性」は35.2人（93%）、「女性」は2.7人（7%）となっている。

図表 1-3-1 委員の人数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	38.7	14.7	15.0	87.0
県	2 5.1	54.0	2.8	52.0	56.0
市町村	37 94.9	37.9	14.6	15.0	87.0

図表 1-3-2 委員の人数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	35.9	13.6	15.0	82.0
県	2 5.1	48.5	2.1	47.0	50.0
市町村	37 94.9	35.2	13.6	15.0	82.0

図表 1-3-3 委員の人数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39 100.0	2.8	2.0	0.0	8.0
県	2 5.1	5.5	0.7	5.0	6.0
市町村	37 94.9	2.7	2.0	0.0	8.0

地方防災会議の女性委員の選出区分については、県では、「7号」が3.0人と最も多く、次いで「8号」が1.5人、「3号」が1.0人となっている。

市町村では、「8号」が1.3人と最も多く、次いで「5号」が0.7人、「6号」、「7号」が0.3人となっている。

図表 1-3-4 女性委員の選出区分_1号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	32 100.0	0.2	0.8	0.0	4.0
県	1 3.1	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	31 96.9	0.2	0.8	0.0	4.0

図表 1-3-5 女性委員の選出区分_2号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.2	0.4	0.0	1.0
県	1 3.2	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	30 96.8	0.2	0.4	0.0	1.0

図表 1-3-6 女性委員の選出区分_3号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.1	0.3	0.0	1.0
県	1 3.2	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	30 96.8	0.1	0.3	0.0	1.0

図表 1-3-7 女性委員の選出区分_4号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.1	0.3	0.0	1.0
県	1 3.2	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	30 96.8	0.1	0.3	0.0	1.0

図表 1-3-8 女性委員の選出区分_5号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.7	1.3	0.0	6.0
県	2 5.9	0.5	0.7	0.0	1.0
市町村	32 94.1	0.7	1.4	0.0	6.0

図表 1-3-9 女性委員の選出区分_6号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	31 100.0	0.3	1.1	0.0	6.0
県	1 3.2	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	30 96.8	0.3	1.1	0.0	6.0

図表 1-3-10 女性委員の選出区分_7号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	33 100.0	0.5	1.1	0.0	5.0
県	2 6.1	3.0	0.0	3.0	3.0
市町村	31 93.9	0.3	0.9	0.0	5.0

図表 1-3-11 女性委員の選出区分_8号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	1.4	1.7	0.0	8.0
県	2 5.9	1.5	0.7	1.0	2.0
市町村	32 94.1	1.3	1.8	0.0	8.0

問4 貴自治体の地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組があれば以下に記入してください。

地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・地域婦人会連絡協議会会長へ委員を委託している。
- ・従来の団長に加え、消防団女性部も委員に加えるなど定員範囲での女性委員の追加を行っている。

- ・役職に女性が就任するまたは女性団体の代表者を任命している。
- ・男女共同参画推進団体のメンバーを民間団体代表者として、複数委員として登用している。
- ・市の総合計画において、市の審議会等の総員数に占める女性委員の割合を定めている。
- ・指定公共機関や指定地方公共機関（7号委員、8号委員）の選任に対して、女性職員の選出を依頼している。
- ・防災会議委員の改選を行う。

問5 女性委員の割合が平成23年度以降増えている、もしくは減っている場合該当する番号1つを選択。

平成23年度以降の女性委員の割合について、県では、「増えている」が2県となっている。
市町村では、「増えている」が23市町村（62%）、「減っている」が6市町村（16%）となっている。

図表 1-5-1 平成23年度以降の女性委員の割合

	調査数	増えている	減っている	無回答
全体	39 100.0	25 64.1	6 15.4	8 20.5
県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	23 62.2	6 16.2	8 21.6

女性委員の数が変化したことによる影響・効果があれば以下にその内容を記入してください。

女性委員の数が変化したことによる影響・効果について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・女性ならではの視点による意見が増えた。
- ・女性の視点から防災対策に関する意見等をいただくことにより、防災会議の多様性の向上や活性化のほか、地域防災計画や防災活動への多様な視点の反映等に結びついている。
- ・避難所運営や災害救助活動において、女性の視点から貴重な提言をいただくことができてきている。
- ・地域婦人会の代表を委員に追加した。

③ 地域防災計画

問6 貴自治体の地域防災計画において、平成23年以降に、男女共同参画の視点から新たに書き加えたことがありますか。

地域防災計画において、平成23年以降に、男女共同参画の視点から新たに書き加えたことの有無について、県では、「有」が1県（50%）、「無」が1県（50%）となっている。

市町村では、「有」が13市町村（35%）、「無」が24市町村（65%）となっている。

図表 1-6-1 男女共同参画の視点から新たに書き加えた内容の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	14 35.9	25 64.1	0 0.0
県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
市町村	37 100.0	13 35.1	24 64.9	0 0.0

② ①で「1. 有」と回答した場合、具体的な内容（該当するものすべてに○）

新たに書き加えたことが有ると回答した自治体の具体的な内容として、県では、「男女のニーズに配慮した備蓄」が1県、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が1県となっている。

市町村では、「男女のニーズに配慮した備蓄」、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が8市町村（62%）と最も多く、次いで「女性防災リーダーの育成」、「女性防災リーダーの育成」が3市町村（23%）となっている。

図表 1-6-2 男女共同参画の視点から新たに書き加えたこと

	調査数	進地方 地方防 災会議 などへ の女性 の参画 促進	男女の ニーズ に配慮 した備 蓄	男女共 同参画 の視点 からの 避難所 運営	男女共 同参画 の視点 からの 防災・ 訓練	女性防 災リー ダーの 育成	その他	無回答
全体	14 100.0	2 14.3	9 64.3	9 64.3	1 7.1	3 21.4	3 21.4	0 0.0
県	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
市町村	13 100.0	2 15.4	8 61.5	8 61.5	1 7.7	3 23.1	3 23.1	0 0.0

【その他（主な内容）】

- ・災害復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。

- ・避難所運営を担当する職員は男女ペアで対応する。
- ・避難場所の運営体制については、地域住民と連携した訓練の実施に留意し、その際、男女共同参画の視点に配慮するとマニュアルに明記する。
- ・災害時の市職員の配備について、女性職員は、防災業務の配備態勢（情報収集、広報活動、その他）での役割を明確にしたうえで災害活動に当たらせるものとする職員配備計画に定めている。

問7 内閣府男女共同参画局では、平成25年に過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防（平時）、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やこれに基づくチェックリストを作成・公表しています。貴自治体の男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課はこの取組指針・チェックリストを認識・活用していましたか。

男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課の取組指針・チェックリストの認識・活用状況において、男女共同参画主管課については、県では「認識有」が2県（100%）、また「活用有」が1県（50%）、「活用無」が1県（50%）となっている。

市町村では、「認識有」が22市町村（60%）、「認識無」が14市町村（38%）、また「活用有」が11市町村（30%）、「活用無」が25市町村（68%）となっている。

防災危機管理主管課については、県では「認識有」が1県（50%）、「認識無」が1県（50%）、また「活用有」が1県（50%）、「活用無」が1県（50%）となっている。

市町村では、「認識有」が15市町村（41%）、「認識無」が22市町村（60%）、また「活用有」が7市町村（19%）、「活用無」が30市町村（81%）となっている。

図表 1-7-1 取組指針・チェックリストの認識・活用状況

		調査数	有	無	無回答	
【男女共同参画主管課】	認識の有無	全体	39 100.0	24 61.5	14 35.9	1 2.6
		県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	22 59.5	14 37.8	1 2.7
	活用の有無	全体	39 100.0	12 30.8	26 66.7	1 2.6
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	11 29.7	25 67.6	1 2.7
【防災・危機管理主管課】	認識の有無	全体	39 100.0	16 41.0	23 59.0	0 0.0
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	15 40.5	22 59.5	0 0.0
	活用の有無	全体	39 100.0	8 20.5	31 79.5	0 0.0
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	7 18.9	30 81.1	0 0.0

活用している団体はどのように活用しているか、活用していない団体はその理由をこちらに記入してください。

取組指針・チェックリストを活用している理由として以下のような回答が挙げられた。

○男女共同参画主管課

- ・男女共同参画センターのイベント等で周知。資料として、また資料等作成時に活用している。
- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の内容を地域防災計画にも反映。
- ・地震があったときに、主な各避難所をまわり、チェックリストをもとにチェック、改善等を行った。
- ・市町村等に対し、機会を捉え周知していた。
- ・熊本地震発生後、県内全市町村に取組指針及びチェックリストを送付し、避難所運営の際に活用するよう求めた。また、県内の主な避難所を訪問し、取組指針及びチェックリストをもとに運営状況の確認を行い、優良事例と改善案をまとめて市町村に提供した。
- ・熊本地震により避難所を開設した際に、男女共同参画主管課から危機管理主管課へ指針などの情報提供を行った。
- ・現在策定中の「第2次の市男女共同参画基本計画」（平成29年3月施行予定）において、男女共同参画の視点に配慮した防災・災害復興に関する取組を盛り込む予定である。
- ・第3次の市男女共同参画計画（平成29～33年度）素案の作成にあたり、「男女共同参画の視点からの

防災・復興の取組指針」を参考に、防災分野における男女共同参画の推進を重点課題として掲げた。

○防災・危機管理主管課

- ・平成 26 年 4 月に策定した市の避難所開設運営マニュアルの基本方針に男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに取り組むことを掲げ、示している。
- ・女性・妊産婦及び乳幼児が必要としている備蓄品を参考にしている。
- ・備蓄計画、避難所運営マニュアル策定時に活用している。
- ・取組指針や、チェックリストに記載されている各項目の内容を踏まえながら、県が主催する防災講座や、自主防災組織の活動事例集などにおいて、女性の防災活動への参画等の重要性について啓発を実施。
- ・避難所の運営（仮設トイレの照明、男女別パーテーション、授乳室等）において活用している。

取組指針・チェックリストを活用していない理由として以下のような回答が挙げられた。

○男女共同参画主管課

- ・防災担当者との連携が取れていないため。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組については、理解していたが、単なる部署間の情報共有にとどまっていたため。
- ・取組指針について認識（計画等への記載）しておらず、活用できていなかった。
- ・男女別々の避難所を開設したため。
- ・平成 19 年 2 月に、災害の被害を受けやすい女性、防災・災害復興の担い手としての女性の双方の立場から避難所生活での工夫や日頃の備えについてまとめた「女性の視点からの防災対策のススメ」を作成し、活用している。

○防災・危機管理主管課

- ・男女共同参画担当者との連携が取れていないため。
- ・地域防災計画の変更等については、各担当課に照会し作成を行い、その計画の推進については担当課を中心として進めており、全ての案件について防災担当課が所管しているわけではない。
- ・認識不足のため。
- ・各種防災研修で教わることもなく、事務引継ぎで教わる項目ではないので、存在自体を知らなかった。
- ・特に男女共同参画を意識せずとも、必要な施策等は随時取り入れ対応しているため。
- ・委員については、各種団体の代表者をあてており、男女を問わない。
- ・活用はしていないが、防災計画の内容については男女隔たりなく、役割を分担している。
- ・避難所運営を担当する職員選定をするにあたり、女性を必ず配置するなどの配慮はしているが、活用しているとまでは言えない。今後の検討課題である。

④ 自主防災組織の育成等

問 8 貴自治体の自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組を行っていますか。（該当する番号 1 つ）

自主防災組織について、女性の参画促進のための取組については、県では、「行っている」が 2 県となっている。

市町村では、「行っている」が10市町村（27%）、「行っていない」が27市町村（73%）となっている。

図表 1-8-1 女性の参画促進

	調査数	行っている	行っていない	無回答
全体	39 100.0	12 30.8	27 69.2	0 0.0
県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	10 27.0	27 73.0	0 0.0

女性防災リーダーを育成するための取組については、県では、「一般的なリーダー研修の中で行っている」が2県となっている。

市町村では、「行っている」が6市町村（16%）、「一般的なリーダー研修の中で行っている」が9市町村（24%）、「特に行っていない」が22市町村（60%）となっている。

図表 1-8-2 女性防災リーダーの育成

	調査数	行っている	修一般的 中での 行っ て る 研	特 に 行 っ て い な い	無 回 答
全体	39 100.0	6 15.4	11 28.2	22 56.4	0 0.0
県	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	6 16.2	9 24.3	22 59.5	0 0.0

※上記取組を行っている自治体は、以下にその内容を記入してください。

女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組については以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○女性の参画促進

- ・地域の女性防災士や一般女性を対象にした、防災についての講座を実施している。
- ・自主防災組織から推薦された方を対象に防災士の養成事業を実施しているが、女性に関しては、受講料を免除している。
- ・避難所運営訓練への女性スタッフの参加推進、女性防災士の養成推進、女性消防団員の加入推進を行っている。
- ・校区や自主防災組織から出前講座の要請があった際に女性の参画の必要性を説明している。
- ・防災士養成に関し、女性消防団や女性団体に対して啓発活動を行っている。
- ・平成 25 年 8 月 28 日に、市に在住又は勤務する女性防災士をもって構成する「女性防災士連絡協議会」を設立し、女性防災士相互の連携を深め、地域防災力の向上を図っている。
- ・市において活動している「女性防災士連絡協議会」の活動を県全体に広げるよう、研修会等で紹介している。
- ・防災士養成研修の受講者を募集する際、各自治区等に受講者の募集依頼を行っているが、特に女性防災士の育成について推進をしている。

○女性防災リーダーの育成

- ・消防団に女性分団を設立し、女性団員には防災についての講習会や救命講習を受講してもらうなどして、女性ならではの視点から地域防災リーダーとしての役割を担ってもらうようにしている。
- ・自主防災組織の各班の班長として、女性も訓練に参加しているケースが多い。
- ・防災リーダー養成研修「火の国ぼうさい塾」において託児所を設置することにより、子育て世代の女性が参加しやすい環境を整えている。また、講師についても、全 10 名中 3 名が女性であり、女性が参加しやすく、家庭や地域の防災活動に女性の視点を反映させることができるようなカリキュラムとなっている。
- ・市政だよりによる啓発、女性リーダーの育成、女性人材バンク制度の活用を行っている。

(2) 防災・災害対応に関する教育・啓発

問 9 貴自治体における職員及び住民に対する防災関係の研修（防災訓練も含む。）の実施状況について

① 研修実施の有無

防災関係の研修（防災訓練も含む。）の実施状況において、職員向けの研修の実行状況については、「実施有」が、県では 2 県（100%）、市町村では 29 市町村（78%）となっている。一方「実施無」が、8 市町村（22%）となっている。

住民向けの研修の実行状況については、「実施有」が、県では 2 県（100%）、市町村では 32 市町村（87%）となっている。一方「実施無」が、市町村では 5 市町村（14%）となっている。

② 男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無

男女共同参画の視点を踏まえた防災関係の研修（防災訓練も含む。）の実施状況において、職員向けの研修の実行状況については、「実施有」が、市町村では 4 市町村（14%）となっている。一方「実施無」が、県では 2 県（100%）、市町村では 25 市町村（86%）となっている。

住民向けの研修の実行状況については、「実施有」が、県では 1 県（50%）、市町村では 7 市町村（22%）

となっている。一方「実施無」が、県では1県（50%）、市町村では25市町村（78%）となっている。

図表 1-9-1 防災関係の研修の実施状況について

			調査数	有	無	無回答
①研修の実施の有無	職員向け	全体	39 100.0	31 79.5	8 20.5	0 0.0
		県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	29 78.4	8 21.6	0 0.0
	住民向け	全体	39 100.0	34 87.2	5 12.8	0 0.0
		県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
		市町村	37 100.0	32 86.5	5 13.5	0 0.0
②男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無	職員向け	全体	31 100.0	4 12.9	27 87.1	0 0.0
		県	2 100.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0
		市町村	29 100.0	4 13.8	25 86.2	0 0.0
	住民向け	全体	34 100.0	8 23.5	26 76.5	0 0.0
		県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0
		市町村	32 100.0	7 21.9	25 78.1	0 0.0

③ 男女共同参画の視点を踏まえた研修の内容・頻度及びその効果等 《②で「1. 有」を選択した場合に回答》

男女共同参画の視点を踏まえた研修の内容・頻度及びその効果等として、以下のような回答が挙げられた。

○職員向け

- ・防災計画を踏まえ各部各課で取り組んでいる。梅雨の時期に一斉に、毎年行っている。
- ・男女共同参画センターと男女共同参画推進室の職員を対象に実施している。また実際の避難所運営や長期の避難所生活で見えてくる女性の悩み等を考え、今後取り組むことについての気付きを与える内容の研修を行っている。
- ・年1回の防災訓練時に避難所運営訓練を行っており、女性も避難所運営や避難誘導に参加している
- ・職員参画により避難所開設運営マニュアルを策定している。

○住民向け

- ・平成 28 年 9 月 30 日、「ママ目線での今からできる備え」を開催している。講師:柳原志保さん。講師の被災体験からの話。防災ゲーム「クロスロード」を通じ、自分自身でできる備え、地域でできる備え、人とのつながりの大切さなどを学ぶ。
- ・年 1 回程度、「火の国ぼうさい塾」において、女性が家庭でできる防災の取組等についても講話の中に盛り込んでおり、女性も防災活動に参加しやすくなることが期待される。
- ・避難所生活で女性が抱える問題点や悩みなどに気付いてもらうと共に、女性が自ら声を出し行動する必要性について考えてもらう機会を提供。4 月以降 2 回開催。
- ・「市民フォーラム: 女性目線での日ごろの備えから災害時の対応まで」1 回: 防災や災害時に関して、どちらにも男女共同参画の視点の必要性を認識できた。
- ・男女共同参画視点での地域の防災講座を実施し、意識啓発を行った。
- ・男女共同参画の視点から考える防災講演会を平成 28 年度中に 1 回開催した。
- ・避難所開設運営マニュアルを用いた避難所運営訓練の実施。平成 27 年度はワーキンググループを 3 回、訓練を 1 回行った。

(3) 発災後の支援体制と避難所等について

① 災害対策本部の設置等

問 10 貴自治体の災害対策本部会議の状況について

災害対策本部会議の状況について、災害対策本部設置の有無については、県では「有」が 2 県 (100%) となっている。

市町村では、「有」が 32 市町村 (87%)、「無」が 4 市町村 (11%) となっている。

図表 1-10-1 災害対策本部設置の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	34 87.2	4 10.3	1 2.6
県	2 100.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	37 100.0	32 86.5	4 10.8	1 2.7

常勤の最大時の構成員の数については、県では、17.0人のうち「男性」は16.0人（94%）、「女性」は1.0人（6%）となっている。

市町村では、20.9人のうち「男性」は20.0人（96%）、「女性」は0.9人（4%）となっている。

図表 1-10-2 構成員の数（最大時）【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	20.6	12.0	9.0	70.0
県	2 5.9	17.0	2.8	15.0	19.0
市町村	32 94.1	20.9	12.3	9.0	70.0

図表 1-10-3 構成員の数（最大時）【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	19.8	11.1	8.0	65.0
県	2 5.9	16.0	2.8	14.0	18.0
市町村	32 94.1	20.0	11.4	8.0	65.0

図表 1-10-4 構成員の数（最大時）【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	34 100.0	0.9	1.5	0.0	7.0
県	2 5.9	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	32 94.1	0.9	1.5	0.0	7.0

問 11 発災時、貴自治体の男女共同参画担当部局の業務状況は、おおむねどのような状況にありましたか。発災から1か月以内、1か月以降に分けて、最も近いものを1つずつ選択してください。

○発災から1か月以内

発災時の貴自治体の男女共同参画担当部局の業務状況について、県では、「男女共同参画の視点から災害対応を行うよう、全庁や関係機関等に要請しながら、自らも避難所を回るなどして直接的に働きかけた」が1県、「通常の男女共同参画業務を継続した」が1県となっている。市町村では、「男女共同参画関連業務でなく、主に他の災害対応業務に従事した」が19市町村（51%）と最も多く、次いで「通常の男女共同参画業務を継続した」が11市町村（30%）となっている。

○発災から1か月以降

県では、「男女共同参画関連業務でなく、主に他の災害対応業務に従事した」が1県、「通常の男女共同参画業務を継続した」が1県となっている。市町村では、「通常の男女共同参画業務を継続した」が23市町村（62%）と最も多く、次いで「男女共同参画関連業務でなく、主に他の災害対応業務に従事した」が7市町村（19%）となっている。

図表 1-11-1 発災時の貴自治体の男女共同参画担当部局の業務状況

		調査数	けらも う、全 た 避 難所 を回 るな どし て直 接的 に働 きか	男、全 女、参 画の 視 点 等 に 要 請	男、全 女、参 画の 視 点 等 に 要 請	害 対 応 業 務 に 従 事 し た	通常 の男 女共 同参 画業 務を 継続 した	その他	無回 答
発災から 1カ月以内	全体	39 100.0	2 5.1	3 7.7	19 48.7	12 30.8	1 2.6	2 5.1	
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	
	市町村	37 100.0	1 2.7	3 8.1	19 51.4	11 29.7	1 2.7	2 5.4	
発災から 1カ月以降	全体	39 100.0	0 0.0	4 10.3	8 20.5	24 61.5	1 2.6	2 5.1	
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	
	市町村	37 100.0	0 0.0	4 10.8	7 18.9	23 62.2	1 2.7	2 5.4	

② 災害対応に携わる者への支援

問 12 貴自治体において災害対応に携わる職員（行政職員や医療従事者等）の状況について、把握している範囲で、記入してください。

災害対応に携わる職員（行政職員や医療従事者等）の状況について、子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたった例の有無については、「子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたったことのある例」が、県では1県（50%）、市町村では、27市町村（73%）となっている。

一方、「子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたったことのない例」が、市町村では、9市町村（24%）となっている。

図表 1-12-1 子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたった例の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	28 71.8	9 23.1	2 5.1
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
市町村	37 100.0	27 73.0	9 24.3	1 2.7

子育てや介護に携わっている職員が災害対応にあたったことのある職員が円滑に災害対応業務を行えるようにするために行った支援については、県では、「保育所や介護施設に預けていた」、「夫または妻など家族に依頼した」、「両親や兄弟姉妹、親戚等の親族に依頼した」、「近隣住民、友人等に依頼した」、「子ども等と一緒に出勤した」との回答があった。

市町村では、「夫または妻など家族に依頼した」が23市町村（85%）と最も多く、次いで「保育所や介護施設に預けていた」が21市町村（78%）、「両親や兄弟姉妹、親戚等の親族に依頼した」が20市町村（74%）となっている。

【その他内容】

- ・熊本地震発災後、県職員連合労働組合本部が職員の子ども（幼稚園～小中学生）の預かりを実施している（4月末から5月の連休明けまでの計5日間で述べ50名の子どもを預かっている）。

図表 1-12-2 育児や介護方法

	調査数	て保育所や介護施設に預けた	頼夫または妻など家族に依頼した	の両親や兄弟姉妹、親戚等に依頼した	した近隣住民、友人等に依頼	た避難所での対応に依頼し	た子ども等と一緒に出勤し	その他	無回答
全体	28 100.0	22 78.6	24 85.7	21 75.0	6 21.4	0 0.0	5 17.9	1 3.6	0 0.0
県	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0
市町村	27 100.0	21 77.8	23 85.2	20 74.1	5 18.5	0 0.0	4 14.8	0 0.0	0 0.0

③ 子育てや介護に携わっている職員が円滑に災害対応業務を行えるようにするためには、どのような支援があればよいと思いますか。

子育てや介護に携わっている職員が円滑に災害対応業務を行えるようにするための支援として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・日頃からの職員の生活環境を把握し、災害対応業務を円滑に行うための長期計画を毎年作成する（預けられる環境か、昼夜問わず業務に関わることが可能か等）。
- ・どうしても子育て中の職員が業務を要する場合、子どもを預けることが不可能な場合に対応する職員用保育スペースを設ける。
- ・施設への優先的な受け入れ。
- ・夜間業務の免除、短時間勤務、長期にわたる勤務表を提示し計画を立てやすくする。
- ・帰宅可能な時間の確保のため、事前に災害業務の分担やシフト化をしておく。
- ・子ども等を安心して預けられる環境を整えるまでの、業務に携わるまでの猶予期間の提供。
- ・勤務時間帯のローテーションを構築する。
- ・各部署内で、職員の家庭状況把握を行っておく。
- ・通常から、子育て中の職員が同じ部署に複数にならないよう考慮する。
- ・災害対応業務に配置する時には、事前に聞き取りなどを行い、配置の計画を立て、急な配置・変更をしない。
- ・通常業務と災害対策業務を同時に行うことは困難なので、通常業務をどの程度行うか、管理職（上層部）からの指示をきちんと行う。
- ・ボランティア等を活用した託児施設等の支援を行う。
- ・子どもや介護している家族を優先的に預けられる場所をつくる。
- ・既存の保育所等が通常運営が出来るまでの間、臨時の保育所等の開設。
- ・支援対応にあたる職員の子どもを預かってくれる施設の開放を行う（保育所等が被災した場合など）。

問 13 女性職員等が避難所や庁舎に宿直等して災害対応業務を行った際の対応状況について

女性職員等が避難所や庁舎に宿直等して災害対応業務を行った際の対応状況について、職員が宿直等をする災害対応の有無については、県では、「庁舎」が1県（50%）、「避難所」が1県（50%）となっている。市町村では、「庁舎」が36市町村（97%）と最も多く、次いで「避難所」が33市町村（89%）となっている。

女性職員が宿直等をする災害対応の有無については、県では、「庁舎」が1県（50%）、「避難所」が1県（50%）となっている。市町村では、「避難所」が29市町村（78%）と最も多く、次いで「庁舎」が28市町村（76%）となっている。

図表 1-13-1 女性職員等が避難所や庁舎に宿直等して災害対応業務を行った際の対応状況

		調査数	庁舎	避難所	その他	無	無回答
①職員が宿直等をする 災害対応の有無	全体	39 100.0	37 94.9	34 87.2	4 10.3	0 0.0	2 5.1
	県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	36 97.3	33 89.2	4 10.8	0 0.0	1 2.7
②うち女性職員が宿直 等をする災害対応の有 無	全体	39 100.0	29 74.4	30 76.9	2 5.1	3 7.7	2 5.1
	県	2 100.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	28 75.7	29 78.4	2 5.4	3 8.1	1 2.7

その理由 《②で「4. 無」を選択した場合に回答》

女性職員が宿直等をする災害対応の有無について、「無」と回答した自治体の理由として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・避難所情報収集班に女性が含まれていないため。
- ・一次体制の防災担当者に女性が含まれていないため。
- ・宿直する場合は負担が大きいため。
- ・災害対応が長期化したため、職員体制を3班体制で7時間勤務のローテーションとした。

③ 女性職員の宿直等に当たり配慮や工夫をしていたか。 (該当する番号1つを選択)

女性職員宿直時の配慮や工夫について、「配慮や工夫をしている」が、市町村では17市町村(46%)となっている。

「配慮や工夫をしていない」が、県では1県(50%)、市町村では19市町村(51%)となっている。

図表 1-13-2 女性職員の宿直等に当たる配慮や工夫

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	17 43.6	20 51.3	2 5.1
県	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
市町村	37 100.0	17 45.9	19 51.4	1 2.7

具体的にどのような配慮や工夫等を講じていましたか 《③で「1. 有」を選択した場合に回答》

女性職員宿直時の配慮や工夫について、「配慮や工夫をしている」と回答した自治体が行っていた配慮や工夫として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・女性職員が1人にならないように配慮した（必ず男性職員が同席）。（3件）
- ・女性職員の宿直等に当たり、宿泊の際は女性同士ペアで宿泊するように配慮した（2人体制、2人以上）。（4件）
- ・1人で不安にならないよう、顔見知りの職員と複数人で対応するよう配置した。
- ・夜間の避難所対応には男性職員を配置した。
- ・避難所へは男性職員を優先的に配置し、女性職員は休日昼間のみ配置した。
- ・宿直は、できるだけ男性職員にお願いするように配慮したが、どうしても人手が足りないため、女性職員でも役職が上の人には宿直をやっていただいた。
- ・看護師、保健師を除き、女性職員の宿直はできるだけ避けるよう努めた。
- ・男性職員のみで対応できる場所（支援物資の受入所）については、夜遅い勤務について男性職員のみで対応した。
- ・災害対応が長期化したため、職員体制を3班体制で7時間勤務のローテーションとした。
- ・宿直担当職員の勤務時間を区切り、交代制とした。
- ・仮眠室を別に設けた。
- ・専用の部屋を準備するなどした。
- ・子育て中や介護中の職員の場合、極力宿直から外すようにし、やむを得ず宿直勤務をさせる場合でも日程の調整を行うなど、宿直が可能かどうか聞き取りながら配置した。
- ・回数を減らす。

③ 避難所の開設

問 14 熊本地震発災後に、設置・運営された避難所について、把握している避難所の数（最大時）と実際の運営の担い手についてご記入ください。

熊本地震発災後に、設置・運営された避難所について、指定避難所の設置・運営数については、市町村では、35市町村の平均が26.0箇所となっている。

図表 1-14-1 指定避難所の設置・運営数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	35 100.0	26.0	37.9	0.0	184.0
県	0 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
市町村	35 100.0	26.0	37.9	0.0	184.0

○指定避難所

一般住民対象の指定避難所の設置・運営の有無について、市町村では、「設置・運営している」は34市町村（92%）となっている。「設置・運営していない」は、1市町村（3%）となっている。

図表 1-14-2 指定_一般（一般住民対象）

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	34 87.2	1 2.6	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	34 91.9	1 2.7	2 5.4

一般住民対象の指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「市町村職員（応援職員含む）」が33市町村（97%）と最も多く、次いで「施設管理者」が14市町村（41%）、「住民」が5市町村（15%）となっている。

図表 1-14-3 指定_一般（一般住民対象）_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	34 100.0	33 97.1	14 41.2	5 14.7	4 11.8	1 2.9
県	—	—	—	—	—	—
市町村	34 100.0	33 97.1	14 41.2	5 14.7	4 11.8	1 2.9

母子を対象とした女性専用の指定避難所について、市町村では、「設置・運営している」は5市町村（14%）、「設置・運営していない」は、30市町村（81%）となっている。

図表 1-14-4 指定_母子を対象、女性専用

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	5 12.8	30 76.9	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	5 13.5	30 81.1	2 5.4

母子を対象とした女性専用の指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「市町村職員（応援職員含む）」が5市町村（100%）と最も多く、次いで「施設管理者」、「住民」がそれぞれ1市町村（20%）、となっている。

図表 1-14-5 指定_母子を対象、女性専用_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	5 100.0	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0
県	—	—	—	—	—	—
市町村	5 100.0	5 100.0	1 20.0	1 20.0	0 0.0	0 0.0

その他の指定避難所の設置・運営の有無について、市町村では、「設置・運営している」は19市町村（51%）、「設置・運営していない」は、16市町村（43%）となっている。

図表 1-14-6 指定_その他

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	19 48.7	16 41.0	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	19 51.4	16 43.2	2 5.4

その他の指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「施設管理者」が15市町村（79%）と最も多く、次いで「市町村職員（応援職員含む）」が6市町村（32%）、その他（民間支援団体等）が2市町村（11%）となっている。

図表 1-14-7 指定_その他_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	19 100.0	6 31.6	15 78.9	0 0.0	2 10.5	1 5.3
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	19 100.0	6 31.6	15 78.9	0 0.0	2 10.5	1 5.3

○未指定避難所

一般住民対象の未指定避難所の設置・運営の有無について、市町村では、「設置・運営している」は24市町村（65%）、「設置・運営していない」は、9市町村（24%）となっている。

図表 1-14-8 未指定_一般（一般住民対象）

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	24 61.5	9 23.1	6 15.4
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	24 64.9	9 24.3	4 10.8

一般住民対象の未指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「住民」が17市町村（71%）と最も多く、次いで「施設管理者」は9市町村（38%）、「市町村職員（応援職員含む）」が7市町村（29%）となっている。

図表 1-14-9 未指定_一般（一般住民対象）_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	24 100.0	7 29.2	9 37.5	17 70.8	2 8.3	0 0.0
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	24 100.0	7 29.2	9 37.5	17 70.8	2 8.3	0 0.0

母子を対象とした女性専用の未指定避難所について、市町村では、「設置・運営している」は2市町村（5%）となっている。「設置・運営していない」は、30市町村（81%）となっている。

図表 1-14-10 未指定_母子を対象、女性専用

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	2 5.1	30 76.9	7 17.9
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	2 5.4	30 81.1	5 13.5

母子を対象とした女性専用の未指定避難所について、市町村では、「市町村職員（応援職員含む）」、「施設管理者」、「住民」がそれぞれ1市町村（50%）となっている。

図表 1-14-11 未指定_母子を対象、女性専用_運営の担い手

	調査数	市町村職員 （応援職員含む）	施設管理者	住民	その他 （民間支援団体等）	無回答
全体	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	2 100.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0

その他の未指定避難所について、市町村では、「設置・運営している」は2市町村（5%）、「設置・運営していない」は、30市町村（81%）となっている。

図表 1-14-12 未指定_その他

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	2 5.1	30 76.9	7 17.9
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	2 5.4	30 81.1	5 13.5

その他の未指定避難所の運営の担い手について、市町村では、「施設管理者」が2市町村（100%）と最も多く、次いで「住民」が1市町村（50%）となっている。

図表 1-14-13 未指定_その他_運営の担い手

	調査数	（市町村職員含む） 応援職員	施設管理者	住民	（その他 民間支援団体等）	無回答
全体	2 100.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	2 100.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0

④ 避難所の運営管理

問 15 貴自治体が設置・運営した指定避難所について、避難所運営の際に、男女共同参画の視点を反映した次のような取組が行われていましたか(1か所でもあれば有として回答してください)。また、その取組は最短でいつ頃から実施できていましたか。把握している範囲でお答えください。

指定避難所運営について、間仕切りによるプライバシーの確保については、市町村では、「半月以内」が7市町村（19%）と最も多く、次いで「1か月以内」は5市町村（13%）、「1週間以内」は2市町村（5%）となっている。

女性用更衣室については、市町村では、「1週間以内」が7市町村（19%）と最も多く、次いで「半月以内」は5市町村（14%）、「1か月以内」「1か月目以降」はそれぞれ1市町村（3%）となっている。

授乳室については、市町村では、「1週間以内」が11市町村（30%）と最も多く、次いで「半月以内」は3市町村（8%）、「1か月以内」「1か月目以降」はそれぞれ1市町村（3%）となっている。

女性専用の物干し場については、市町村では、「1か月目以降」が2市町村（5%）と最も多く、次いで「半月以内」は1市町村（3%）となっている。

男女別トイレについては、市町村では、「1週間以内」が24市町村（65%）と最も多く、次いで「半月以内」は3市町村（8%）、「1か月以内」は1市町村（3%）となっている。

女性のトイレを男性よりも多めに設置については、市町村では、「1週間以内」が3市町村（8%）と最も多く、次いで「半月以内」は1市町村（3%）となっている。

避難所の運営体制への女性の参画については、市町村では、「1週間以内」が19市町村（51%）と最も多く、次いで「半月以内」は1市町村（3%）となっている。

女性用物資（生理用品や下着等）の女性による配布については、市町村では、「1週間以内」が8市町村（22%）と最も多く、次いで「半月以内」は1市町村（3%）となっている。

女性のニーズの把握（聞き取り、意見箱等）については、市町村では、「1週間以内」が7市町村（19%）と最も多く、次いで「半月以内」は6市町村（16%）となっている。

女性に対する暴力を防ぐための措置については、市町村では、「1週間以内」が4市町村（11%）と最も多く、次いで「半月以内」は2市町村（5%）となっている。

女性に対する相談窓口の開設・周知については、市町村では、「半月以内」が4市町村（11%）と最も多く、次いで「1か月目以降」、「1週間以内」はそれぞれ2市町村（5%）となっている。

乳幼児のいる家庭用エリアの設定については、市町村では、「1週間以内」が5市町村（14%）と最も多く、次いで「半月以内」は4市町村（11%）、「1か月以内」は1市町村（3%）となっている。

女性や母子専用エリアの設定については、市町村では、「1週間以内」が4市町村（11%）と最も多く、次いで「半月以内」は3市町村（8%）、「1か月以内」は2市町村（5%）となっている。

女性は炊事のみ担当など性別や年齢による固定的役割分担に基づく運営とならないような取組については、市町村では、「1週間以内」が3市町村（8%）と最も多く、次いで「1か月以降」は1市町村（3%）となっている。

図表 1-15-1 避難所運営時の男女共同参画の視点を反映した取組

		調査数	1週間以内	半月以内	1か月以内	1か月目以降	時期不明	無	わからない	無回答
①間仕切りによるプライバシーの確保	全体	39 100.0	2 5.1	7 17.9	5 12.8	0 0.0	1 2.6	20 51.3	0 0.0	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	7 18.9	5 13.5	0 0.0	1 2.7	20 54.1	0 0.0	2 5.4
②女性用更衣室	全体	39 100.0	7 17.9	5 12.8	1 2.6	1 2.6	2 5.1	18 46.2	1 2.6	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	7 18.9	5 13.5	1 2.7	1 2.7	2 5.4	18 48.6	1 2.7	2 5.4
③授乳室	全体	39 100.0	11 28.2	3 7.7	1 2.6	1 2.6	1 2.6	16 41.0	2 5.1	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	11 29.7	3 8.1	1 2.7	1 2.7	1 2.7	16 43.2	2 5.4	2 5.4
④女性専用の物干し場	全体	39 100.0	0 0.0	1 2.6	0 0.0	2 5.1	2 5.1	27 69.2	3 7.7	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	1 2.7	0 0.0	2 5.4	2 5.4	27 73.0	3 8.1	2 5.4
⑤男女別トイレ	全体	39 100.0	24 61.5	3 7.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	7 17.9	0 0.0	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	24 64.9	3 8.1	1 2.7	0 0.0	0 0.0	7 18.9	0 0.0	2 5.4
⑥女性のトイレを男性よりも多めに設置	全体	39 100.0	3 7.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	26 66.7	5 12.8	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	3 8.1	1 2.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	26 70.3	5 13.5	2 5.4
⑦避難所の運営体制への女性の参画	全体	39 100.0	19 48.7	1 2.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 28.2	4 10.3	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	19 51.4	1 2.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	11 29.7	4 10.8	2 5.4
⑧女性用物資(生理用品や下着等)の女性による配布	全体	39 100.0	8 20.5	1 2.6	0 0.0	0 0.0	2 5.1	23 59.0	1 2.6	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	8 21.6	1 2.7	0 0.0	0 0.0	2 5.4	23 62.2	1 2.7	2 5.4
⑨女性のニーズの把握(聞き取り、意見箱等)	全体	39 100.0	7 17.9	6 15.4	0 0.0	1 2.6	2 5.1	17 43.6	2 5.1	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	7 18.9	6 16.2	0 0.0	1 2.7	2 5.4	17 45.9	2 5.4	2 5.4
⑩女性に対する暴力を防ぐための措置	全体	39 100.0	4 10.3	2 5.1	0 0.0	0 0.0	1 2.6	22 56.4	6 15.4	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	2 5.4	0 0.0	0 0.0	1 2.7	22 59.5	6 16.2	2 5.4
⑪女性に対する相談窓口の開設・周知	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	1 2.6	2 5.1	2 5.1	20 51.3	4 10.3	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	1 2.7	2 5.4	2 5.4	20 54.1	4 10.8	2 5.4
⑫乳幼児のいる家庭用エリアの設定	全体	39 100.0	5 12.8	4 10.3	1 2.6	0 0.0	0 0.0	20 51.3	5 12.8	4 10.3
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	4 10.8	1 2.7	0 0.0	0 0.0	20 54.1	5 13.5	2 5.4

問 15 で挙げられた取組がこの時期になったことやできなかったことの背景・要因については、市町村では、「避難住民のニーズがあまりなかった」が 20 市町村（57%）と最も多く、次いで「発災直後は避難者が多くて対応できなかったが、避難住民の減少や避難所の集約などを機にできるようになった」は 11 市町村（31%）、「他に課題の優先順位が高いものが多かった」は 5 市町村（14%）となっている。

図表 1-17-1 取組がこの時期になったことやできなかったことの背景・要因

調査数	が、発災直後は避難者が多くて対応できなかったが、避難住民の減少や避難所の集約などを機にできるようになった	避難住民のニーズがあまりなかった	避難所の整備や運営に係るチャックリストが避難所にまで周知できていなかった	自治体の災害対策本部等から指摘がなかった	外部からの応援自治体や民間団体のサポートや指摘がなかった	民間支援団体からのサポートや指摘がなかった	支援物資等の到着が遅れた	対応に要する費用ねん出の目的が立たなかった	二都道府県や市町村が作成している災害対応マニュアル等に記載されていない	他に課題の優先順位が高いものが多かった	その他	無回答
全体	35 100.0	11 31.4	20 57.1	2 5.7	0 0.0	0 0.0	2 5.7	1 2.9	3 8.6	5 14.3	8 22.9	2 5.7
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	35 100.0	11 31.4	20 57.1	2 5.7	0 0.0	0 0.0	2 5.7	1 2.9	3 8.6	5 14.3	8 22.9	2 5.7

問 18 取組状況がわからない背景・要因（該当するものすべてに○） 《問 15 で行われた取組のいずれかに「7. わからない」を選択した項目がある場合に回答》

取組状況がわからない背景・要因について、市町村では「他に課題の優先順位が高いものが多かったから」、「人員が不足していた、または職員に余裕がなかったこと等により、これらの取組に対する認識ができていなかった」が 7 市町村（50%）と最も多く、次いで「避難住民のニーズなどがあまりなかった」は 5 市町村（36%）、「避難者が多数に上り、支援物資もないなどこうした取組を行う環境になかったため」は 4 市町村（29%）となっている。

図表 1-18-1 取組状況がわからない背景・要因

	調査数	他に課題の優先順位が高いものが多かったから	人員が不足していた、または職員の余裕がなかったこと等により、これらの取組に対する認識ができていなかった	避難者が多数に上り、支援物資もないなどこうした取組を行う環境になかったため	避難住民のニーズなどがあまりなかった	こうした取組についての必要性を感じなかった	国、県、他の応援自治体や民間団体等からの指摘もなかったため	こうした取組に要する費用ねん出の目途が立たなかった	都道府県や市町村が作成している災害対応マニュアル等に記載されていなかった	その他	無回答
全体	14 100.0	7 50.0	7 50.0	4 28.6	5 35.7	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	2 14.3	1 7.1
県	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
市町村	14 100.0	7 50.0	7 50.0	4 28.6	5 35.7	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	2 14.3	1 7.1

問 19 貴自治体が設置・運営した指定避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズをどのように把握しましたか。(該当するものすべてに○)

設置・運営した指定避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズの把握方法については、市町村では、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」が 21 市町村（57%）と最も多く、次いで「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」は 17 市町村（46%）、「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」は 7 市町村（19%）となっている。

図表 1-19-1 育児、介護、女性等の多様なニーズについて

	調査数	避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した	保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した	担当を決め、ニーズの聞き取りを行った。	ニーズ調査を行う際に、同性が調査を行うように配慮した	育児、介護、女性等の分野で活動する民間団体等と連携した	ノウハウを有する派遣職員を担当とするようにした	地元をよく知る市町村職員を担当とするようにした	地域の女性リーダーに協力してもらった	その他	特に行っていない	無回答
全体	39 100.0	17 43.6	21 53.8	7 17.9	4 10.3	4 10.3	1 2.6	10 25.6	2 5.1	5 12.8	7 17.9	4 10.3
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0
市町村	37 100.0	17 45.9	21 56.8	7 18.9	4 10.8	4 10.8	1 2.7	10 27.0	2 5.4	5 13.5	7 18.9	2 5.4

問 20 その他、貴自治体が設置・運営した指定避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った工夫（行われていた工夫）

設置・運営した指定避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った工夫（行われていた工夫）については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・保健師や支援ボランティアの巡回、相談会を開催した。
- ・今回の避難所は自主避難所であり、公的に避難所を開設してはいない。当町の場合は最大震度が4で、それ以上の大きな地震はなかったが、地震の回数が多かったため、不安になった住民が自主的に一時的に避難をした状況である。自主的な避難所であったため、避難者が各自必要な物品は持ってきており、行政からは毛布以外の物資は提供していない。
- ・自主避難であったので、基本的には寝具・食事等は持参してもらうよう告知した。過去に例の無い地震での避難所開設であったので、避難所運営には市職員が従事し、併せて相談窓口も開設し、地震の被害状況等も調査した。
- ・小さい子どもを連れた母親からの要望により、乳幼児がいる家族用に一般の避難者とは別の部屋を確保した。
- ・個別の部屋があるところについては、授乳室の設置を行った。
- ・畳の部屋があるところには、体の不自由な人や、乳児を抱えている女性を優先した。
- ・男女別室の避難所を開設した。
- ・独身女性と男性を別の部屋にした。
- ・保健師が血圧測定等一般的な問診をする中でニーズの聞き取りは行った。その都度関係機関と連携し対応した。

問 21 貴自治体管内において臨時的に立ち上がった未指定避難所について、男女共同参画の視点から特徴のある避難所はありましたか。また、男女共同参画の視点から課題が発生した避難所はありましたか。ある場合は、以下に把握している範囲で結構ですので、その避難所の対象・特徴や課題等を記入してください。

臨時的に立ち上がった未指定避難所について、男女共同参画の視点から特徴のある避難所や課題が発生した避難所の対象・特徴や課題等について以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○男女共同参画の視点から特徴のある未指定避難所

- ・大学の講堂を開放して障害者や高齢者を受け入れ、医療体制の整備や男女を分ける仕切りの設置等を実施。（熊本学園大学）
- ・女性専用避難所ではないが、シングルマザーや高齢女性等、女性を積極的に受け入れた。（熊本市男女共同参画センターはあもにい）

○男女共同参画の視点からの未指定避難所の課題

- ・水や食料の支給場所等の情報が入りにくく、女性用品等の物資の支給がなかった。

⑤ 物資の供給

問 22 育児、介護、女性用品等の物資に対するニーズを把握し、対応するために何か工夫をされましたか。あれば、その内容を具体的に以下に記入してください。（例：意見箱の設置、女性によるニーズの調査等）

育児、介護、女性用品等の物資に対するニーズを把握し、対応するための工夫について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・保健師や支援ボランティアの巡回、相談会の開催。
- ・相談窓口を設置し、地震による困り事などの把握に努めた。
- ・保健師が血圧測定等一般的な問診をする中でニーズの聞き取りは行った。その都度関係機関と連携し対応した。
- ・女性職員やボランティア等によるニーズ調査の実施。（6件）
- ・市町村がニーズを把握し、国・県へ物資を要請していた。なお、市町村では、避難者が必要物資を受け取る際に躊躇しないよう、避難所での物資対応に女性職員を配置したり、生理用品は紙袋に入れて渡すなどの工夫を行っていた。また、避難所を訪問した際にはトイレに女性用品が設置してある等の工夫が行われていた。
- ・運営スタッフ（市職員）による聞き取りを毎日行い、在庫物資の残高を毎日本部へ報告し、補充する物資を把握した。
- ・震災後 10 日後くらいから、物資の供給にあたっては、各避難所より支援物資配送依頼票を提出いただき、必要な物資を毎日配送した。物資集積所に在庫がなく不足する物資については購入して対応した。

問 23 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

○発災後のニーズの有無

簡易間仕切りについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 8 市町村（22%）、「女性」は 11 市町村（30%）となっている。「発災後のニーズなし」については、20 市町村（54%）となっている。

段ボールベッドについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 10 市町村（27%）、「女性」は 10 市町村（27%）となっている。「発災後のニーズなし」については、22 市町村（60%）となっている。

簡易トイレについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 8 市町村（22%）、「女性」は 8 市町村（22%）となっている。「発災後のニーズなし」については、24 市町村（65%）となっている。

生理用品について、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「女性」は 10 市町村（27%）となっている。「発災後のニーズなし」については、22 市町村（60%）となっている。

粉ミルクについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は 4 市町村（11%）、「女性」は 11 市町村（30%）となっている。「発災後のニーズなし」については、21 市町村（57%）となっている。

小児用紙おむつについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は4市町村（11%）、「女性」は12市町村（32%）となっている。「発災後のニーズなし」については、20市町村（54%）となっている。

おしりふきについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は4市町村（11%）、「女性」は12市町村（32%）となっている。「発災後のニーズなし」については、20市町村（54%）となっている。

離乳食について、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は2市町村（5%）、「女性」は9市町村（24%）となっている。「発災後のニーズなし」については、22市町村（60%）となっている。

成人用おむつについて、市町村では、「発災後の物資のニーズ有」については、「男性」は9市町村（24%）、「女性」は9市町村（24%）となっている。「発災後のニーズなし」については、23市町村（62%）となっている。

○物資の充足度

下着（女性用）について、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」、「不足気味だった」が4市町村（11%）と最も多く、次いで「比較的足りた」は3市町村（8%）となっている。

サニタリーショーツについて、市町村では、「不足気味だった」が3市町村（8%）と最も多く、次いで「県・国等の備蓄・応援物資で対応」は1市町村（3%）となっている。

中身の見えないゴミ袋について、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」、「比較的足りた」が5市町村（14%）と最も多く、次いで「不足気味だった」は3市町村（8%）となっている。

哺乳瓶用消毒機材について、市町村では、「不足気味だった」、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」が3市町村（8%）と最も多く、次いで「比較的足りた」は2市町村（5%）となっている。

小児用紙おむつについて、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」が10市町村（27%）と最も多く、次いで「比較的足りた」は7市町村（19%）、「不足気味だった」は3市町村（8%）となっている。

アレルギー対応の離乳食について、市町村では、「県・国等の備蓄・応援物資で対応」が5市町村（14%）と最も多く、次いで「不足気味だった」は3市町村（8%）、「比較的足りた」は2市町村（5%）となっている。

○発災時の備蓄の有無

簡易トイレについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は22市町村（60%）、「備蓄がない」は11市町村（30%）となっている。

生理用品について、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は13市町村（35%）、「備蓄がない」は20市町村（54%）となっている。

粉ミルクについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は13市町村（35%）、「備蓄がない」は20市町村（54%）となっている。

小児用紙おむつについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は15市町村（41%）、「備蓄がない」は18市町村（49%）となっている。

成人用おむつについて、県では、「備蓄がある」は1県（50%）となっている。市町村では、「備蓄がある」は15市町村（40%）、「備蓄がない」は18市町村（49%）となっている。

図表 1-23-1 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

		調査数	発災後のニーズの有無				物資の充足度				発災時の備蓄の有無		
			有		無	無回答	比較的足りた	不足気味だった	県・国等の備蓄・物資で対応	無回答	有	無	無回答
			男	女									
簡易間仕切り	全体	39 100.0	8 20.5	11 28.2	20 51.3	8 20.5	6 15.4	2 5.1	11 28.2	23 59.0	11 28.2	22 56.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	8 21.6	11 29.7	20 54.1	6 16.2	6 16.2	2 5.4	11 29.7	21 56.8	11 29.7	21 56.8	5 13.5
段ボールベッド	全体	39 100.0	10 25.6	10 25.6	22 56.4	7 17.9	5 12.8	1 2.6	12 30.8	24 61.5	3 7.7	31 79.5	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	10 27.0	10 27.0	22 59.5	5 13.5	5 13.5	1 2.7	12 32.4	22 59.5	2 5.4	31 83.8	4 10.8
更衣室用ダンボール	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	27 69.2	8 20.5	1 2.6	2 5.1	5 12.8	32 82.1	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	27 73.0	6 16.2	1 2.7	2 5.4	5 13.5	30 81.1	4 10.8	28 75.7	5 13.5
簡易トイレ	全体	39 100.0	8 20.5	8 20.5	24 61.5	7 17.9	6 15.4	1 2.6	7 17.9	27 69.2	23 59.0	11 28.2	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	8 21.6	8 21.6	24 64.9	5 13.5	6 16.2	1 2.7	7 18.9	25 67.6	22 59.5	11 29.7	4 10.8
防犯ブザー等	全体	39 100.0	1 2.6	1 2.6	30 76.9	8 20.5	1 2.6	0 0.0	1 2.6	37 94.9	2 5.1	32 82.1	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	1 2.7	30 81.1	6 16.2	1 2.7	0 0.0	1 2.7	35 94.6	2 5.4	31 83.8	4 10.8
下着(男性用)	全体	39 100.0	5 12.8	1 2.6	26 66.7	8 20.5	4 10.3	2 5.1	4 10.3	31 79.5	5 12.8	29 74.4	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	1 2.7	26 70.3	6 16.2	4 10.8	2 5.4	4 10.8	29 78.4	5 13.5	28 75.7	4 10.8
下着(女性用)	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	25 64.1	8 20.5	3 7.7	4 10.3	4 10.3	30 76.9	5 12.8	29 74.4	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	25 67.6	6 16.2	3 8.1	4 10.8	4 10.8	28 75.7	5 13.5	28 75.7	4 10.8
ハンドクリーム	全体	39 100.0	0 0.0	2 5.1	28 71.8	9 23.1	1 2.6	1 2.6	3 7.7	35 89.7	1 2.6	32 82.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	2 5.4	28 75.7	7 18.9	1 2.7	1 2.7	3 8.1	33 89.2	1 2.7	31 83.8	5 13.5
リップクリーム	全体	39 100.0	0 0.0	0 0.0	29 74.4	10 25.6	1 2.6	1 2.6	2 5.1	36 92.3	1 2.6	32 82.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	0 0.0	29 78.4	8 21.6	1 2.7	1 2.7	2 5.4	34 91.9	1 2.7	31 83.8	5 13.5
化粧品	全体	39 100.0	0 0.0	1 2.6	29 74.4	9 23.1	0 0.0	1 2.6	2 5.1	36 92.3	1 2.6	32 82.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	1 2.7	29 78.4	7 18.9	0 0.0	1 2.7	2 5.4	34 91.9	1 2.7	31 83.8	5 13.5
生理用品	全体	39 100.0	0 0.0	10 25.6	22 56.4	7 17.9	5 12.8	2 5.1	9 23.1	26 66.7	14 35.9	20 51.3	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	10 27.0	22 59.5	5 13.5	5 13.5	2 5.4	9 24.3	24 64.9	13 35.1	20 54.1	4 10.8
サニタリーショーツ	全体	39 100.0	0 0.0	2 5.1	28 71.8	9 23.1	0 0.0	3 7.7	1 2.6	35 89.7	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	2 5.4	28 75.7	7 18.9	0 0.0	3 8.1	1 2.7	33 89.2	2 5.4	30 81.1	5 13.5
清掃綿	全体	39 100.0	5 12.8	7 17.9	24 61.5	8 20.5	4 10.3	0 0.0	7 17.9	30 76.9	3 7.7	30 76.9	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	7 18.9	24 64.9	6 16.2	4 10.8	0 0.0	7 18.9	28 75.7	3 8.1	29 74.4	5 13.5

図表 1-23-2 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

		調査数	発災後のニーズの有無				物資の充足度				発災時の備蓄の有無		
			有		無	無回答	比較的足りた	不足気味だった	応県・国等の備蓄・物資で対応	無回答	有	無	無回答
			男	女									
おりものライナー	全体	39 100.0	0 0.0	3 7.7	27 69.2	9 23.1	2 5.1	2 5.1	3 7.7	34 87.2	2 5.1	30 76.9	7 17.9
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	3 8.1	27 73.0	7 18.9	2 5.4	2 5.4	3 8.1	32 86.5	2 5.4	29 78.4	6 16.2
中身の見えないゴミ袋	全体	39 100.0	4 10.3	7 17.9	25 64.1	8 20.5	5 12.8	3 7.7	5 12.8	29 74.4	8 20.5	25 64.1	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	7 18.9	25 67.6	6 16.2	5 13.5	3 8.1	5 13.5	27 73.0	8 21.6	24 64.9	5 13.5
尿漏れパッド	全体	39 100.0	4 10.3	5 12.8	26 66.7	8 20.5	4 10.3	1 2.6	7 17.9	30 76.9	7 17.9	26 66.7	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	5 13.5	26 70.3	6 16.2	4 10.8	1 2.7	7 18.9	28 75.7	6 16.2	26 70.3	5 13.5
粉ミルク	全体	39 100.0	4 10.3	11 28.2	21 53.8	7 17.9	8 20.5	1 2.6	10 25.6	24 61.5	14 35.9	20 51.3	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	11 29.7	21 56.8	5 13.5	8 21.6	1 2.7	10 27.0	22 59.5	13 35.1	20 54.1	4 10.8
アレルギー用ミルク	全体	39 100.0	1 2.6	5 12.8	26 66.7	8 20.5	2 5.1	2 5.1	4 10.3	32 82.1	5 12.8	28 71.8	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	5 13.5	26 70.3	6 16.2	2 5.4	2 5.4	4 10.8	30 81.1	4 10.8	28 75.7	5 13.5
乳幼児用飲料水	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	25 64.1	8 20.5	5 12.8	0 0.0	5 12.8	31 79.5	3 7.7	31 79.5	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	25 67.6	6 16.2	5 13.5	0 0.0	5 13.5	29 78.4	3 8.1	30 81.1	4 10.8
哺乳瓶	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	24 61.5	9 23.1	5 12.8	1 2.6	4 10.3	31 79.5	9 23.1	24 61.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	24 64.9	7 18.9	5 13.5	1 2.7	4 10.8	29 78.4	8 21.6	24 64.9	5 13.5
哺乳瓶用消毒機材	全体	39 100.0	1 2.6	5 12.8	25 64.1	9 23.1	2 5.1	3 7.7	3 7.7	32 82.1	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	5 13.5	25 67.6	7 18.9	2 5.4	3 8.1	3 8.1	30 81.1	2 5.4	30 81.1	5 13.5
湯沸かし器具 (乾電池式または発電式)	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	27 69.2	8 20.5	2 5.1	1 2.6	4 10.3	32 82.1	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	27 73.0	6 16.2	2 5.4	1 2.7	4 10.8	30 81.1	4 10.8	28 75.7	5 13.5
小児用紙おむつ	全体	39 100.0	4 10.3	12 30.8	20 51.3	7 17.9	7 17.9	3 7.7	10 25.6	24 61.5	16 41.0	18 46.2	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	12 32.4	20 54.1	5 13.5	7 18.9	3 8.1	10 27.0	22 59.5	15 40.5	18 48.6	4 10.8
おしりふき	全体	39 100.0	4 10.3	12 30.8	20 51.3	7 17.9	8 20.5	2 5.1	10 25.6	24 61.5	9 23.1	25 64.1	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	4 10.8	12 32.4	20 54.1	5 13.5	8 21.6	2 5.4	10 27.0	22 59.5	8 21.6	25 67.6	4 10.8
乳児用着替え	全体	39 100.0	2 5.1	4 10.3	27 69.2	8 20.5	3 7.7	1 2.6	3 7.7	33 84.6	3 7.7	31 79.5	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	4 10.8	27 73.0	6 16.2	3 8.1	1 2.7	3 8.1	31 83.8	3 8.1	30 81.1	4 10.8
ベビーバス	全体	39 100.0	1 2.6	2 5.1	28 71.8	9 23.1	2 5.1	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	2 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	2 5.4	28 75.7	7 18.9	2 5.4	2 5.4	2 5.4	33 89.2	2 5.4	30 81.1	5 13.5

図表 1-23-3 熊本地震発災後の物資のニーズ及び備蓄の状況について

		調査数	発災後のニーズの有無				物資の充足度				発災時の備蓄の有無		
			有		無	無回答	比較的足りた	不足気味だった	県・国等の備蓄・対応	無回答	有	無	無回答
			男	女									
離乳食	全体	39 100.0	2 5.1	9 23.1	22 56.4	8 20.5	6 15.4	1 2.6	8 20.5	27 69.2	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	2 5.4	9 24.3	22 59.5	6 16.2	6 16.2	1 2.7	8 21.6	25 67.6	4 10.8	28 75.7	5 13.5
アレルギー対応の離乳食	全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	25 64.1	8 20.5	2 5.1	3 7.7	5 12.8	31 79.5	2 5.1	31 79.5	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	1 2.7	6 16.2	25 67.6	6 16.2	2 5.4	3 8.1	5 13.5	29 78.4	2 5.4	30 81.1	5 13.5
スプーン	全体	39 100.0	5 12.8	7 17.9	24 61.5	8 20.5	4 10.3	1 2.6	7 17.9	30 76.9	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	5 13.5	7 18.9	24 64.9	6 16.2	4 10.8	1 2.7	7 18.9	28 75.7	4 10.8	28 75.7	5 13.5
抱っこ紐	全体	39 100.0	0 0.0	0 0.0	30 76.9	9 23.1	0 0.0	1 2.6	2 5.1	36 92.3	0 0.0	33 84.6	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	0 0.0	30 81.1	7 18.9	0 0.0	1 2.7	2 5.4	34 91.9	0 0.0	32 86.5	5 13.5
授乳用ポンチョ	全体	39 100.0	0 0.0	1 2.6	29 74.4	9 23.1	0 0.0	1 2.6	2 5.1	36 92.3	0 0.0	33 84.6	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	0 0.0	1 2.7	29 78.4	7 18.9	0 0.0	1 2.7	2 5.4	34 91.9	0 0.0	32 86.5	5 13.5
成人用おむつ	全体	39 100.0	9 23.1	9 23.1	23 59.0	7 17.9	6 15.4	1 2.6	10 25.6	26 66.7	16 41.0	18 46.2	5 12.8
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	9 24.3	9 24.3	23 62.2	5 13.5	6 16.2	1 2.7	10 27.0	24 64.9	15 40.5	18 48.6	4 10.8
介護食	全体	39 100.0	3 7.7	3 7.7	27 69.2	9 23.1	2 5.1	2 5.1	2 5.1	34 87.2	4 10.3	29 74.4	6 15.4
	県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 100.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	3 8.1	3 8.1	27 73.0	7 18.9	2 5.4	2 5.4	2 5.4	32 86.5	4 10.8	28 75.7	5 13.5

問 24 男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどはありましたか。（例： サイズ設定の細かいブラジャーよりも、カップ付インナーの方が、汎用性が高く、物資の管理や配布もしやすかった。基礎疾患等により食事制限のある方が食べられる食品が少なかった）

男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどについて、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・数に限りがある化粧品等の公平な配布が難しかった。
- ・古着が送られてきたがニーズが無かった。
- ・自主避難であったので基本的には自己解決してもらった。
- ・ブラジャーよりもカップ付きインナーが好まれていた。
- ・高齢の方が多かったため、下着のデザインによっては困るようなものもあった（派手な色など）。
- ・食事制限のある方が食べられる食品が少なかった。

- ・生理用品全般、紙オムツ（乳児用含む）などは大変役立った。震災当初はオムツのサイズなど、きめ細やかなニーズに対応できないことが多々あった。
- ・県では直接把握していないが、サイズ設定の細かい下着は避難者一人ひとりの要望に合わせなければならず手間がかかり、S・M・Lサイズのみ衣料量販店の下着の使い勝手が良かったとの例を聞いている。
- ・個人や団体から、育児・介護や女性のニーズに応じたきめ細やかな支援物資が届いた。

問 25 貴自治体における乳児用液体ミルク※の受入状況及び配布状況について、把握している範囲でお答えください。

乳児用液体ミルクの受入状況及び配布状況について、県では、「液体ミルクの受入があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「液体ミルクの受入があった」は1市町村（3%）「液体ミルクの受入がなかった」は33市町村（89%）となっている。

図表 1-25-1 液体ミルク受入の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39 100.0	2 5.1	33 84.6	4 10.3
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
市町村	37 100.0	1 2.7	33 89.2	3 8.1

⑥ 在宅避難、テント泊避難、車中泊避難

問 26 貴自治体において、在宅避難、テント泊避難、車中泊避難がありましたか。（該当する番号1つを選択）

在宅避難について、県では、「在宅避難があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「在宅避難があった」は18市町村（49%）、「在宅避難がなかった」は17市町村（46%）となっている。

テント泊避難について、県では、「テント泊避難があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「テント泊避難があった」は10市町村（27%）、「テント泊避難がなかった」は25市町村（68%）となっている。

車中泊避難について、県では、「車中泊避難があった」は1県（50%）となっている。市町村では、「車中泊避難があった」は25市町村（68%）、「車中泊避難がなかった」は10市町村（27%）となっている。

図表 1-26-1 在宅避難、テント泊避難、車中泊避難の有無

		調査数	有	無	無回答
在宅避難	全体	39 100.0	19 48.7	17 43.6	3 7.7
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	18 48.6	17 45.9	2 5.4
テント泊避難	全体	39 100.0	11 28.2	25 64.1	3 7.7
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	10 27.0	25 67.6	2 5.4
車中泊避難	全体	39 100.0	26 66.7	10 25.6	3 7.7
	県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
	市町村	37 100.0	25 67.6	10 27.0	2 5.4

問 27 問 26 で1つでも「有」を選択した団体にお聞きします。在宅避難やテント泊、車中泊においての男女共同参画の視点からどのような課題がありましたか。(該当するものすべてに○)

在宅避難やテント泊、車中泊における男女共同参画の視点からみた課題について、県では、「ニーズの把握が困難だった」、「支援物資の提供が困難だった」、「支援情報の提供が困難だった」、「防犯対策の実施が困難だった」はそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、「ニーズの把握が困難だった」が市町村（92%）と最も多く、次いで「支援情報の提供が困難だった」は14市町村（56%）、「支援物資の提供が困難だった」は10市町村（40%）となっている。

図表 1-27-1 在宅避難やテント泊、車中泊における男女共同参画の視点からみた課題

	調査数	ニーズの把握が困難だった	支援物資の提供が困難だった	支援情報の提供が困難だった	病気等の緊急時の対応が困難だった	防犯対策の実施が困難だった	その他	無回答
全体	26 100.0	24 92.3	11 42.3	15 57.7	6 23.1	9 34.6	2 7.7	0 0.0
県	1 100.0	1 100.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	25 100.0	23 92.0	10 40.0	14 56.0	6 24.0	8 32.0	2 8.0	0 0.0

問 27 で選択したそれぞれの課題への具体的な対応状況

在宅避難やテント泊、車中泊における男女共同参画の視点からみた課題について、それぞれの課題への具体的な対応状況については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・市職員及びボランティア等による状況調査を早期に実施し、把握を行う。
- ・今後、県において避難所運営に関する説明会（車中泊の対応を含め）や各種マニュアル作成についての支援や指導、助言を仰ぐ。
- ・今回の避難については、地震に対する恐怖心から発生した夜間のみの避難行動で、一時的に公共施設等の駐車場に自家用車を乗り付け、避難をする方が殆どであった為、また周辺にあまり住宅が無かった事も幸いし、特段問題は起こらなかったが、住宅が被災し、自宅庭にテントを張って生活している家族に対し、子どもの生活環境としてどうかと言った問題提起があった。しかしながらこれも、テント避難生活が長期化しなかったのもそう問題にはならなかった。どちらのケースも地震被害が甚大で、自宅での生活ができず避難生活が長期化する場合には問題化する案件であるので、今回の地震災害の検証で、避難所の環境整備を含め災害時のテント、車中泊避難者の把握や避難者の健康管理の徹底等を行政として努めていくことを確認した。
- ・防災無線やホームページ等で、できるだけ多くの方に情報が伝わるようにした。
- ・保健師、警察官、消防団、ボランティア等による地域の巡回のほか、指定避難所の駐車場での車中泊者などに対しては、保健師がエコノミークラス症候群予防啓発のチラシ配布を実施した。
- ・民間支援団体等の協力を得ながら、アンケート（聞き取り）調査を行い、ニーズの把握や困っていること、要望などを取りまとめた。コンビニやスーパーなどの流通が復旧し、必要な物資や食糧などを調達する避難者も見受けられた。
- ・防災行政無線による情報の伝達、消防団による夜間警戒パトロールを行う。

- ・短期間の車中泊であり、また派遣できるような人員も割り当てることができず、特にニーズ調査などは実施していない。
- ・在宅テント、車中泊避難者で、指定避難所へ届け出た避難者へは充分ではないが対応はできたと思うが、未届の避難へは対応できなかった。
- ・町内の温泉施設を在宅避難所として指定し、温泉を無料開放した際、通常の顧客か避難者かを把握するのが困難だった。
- ・指定避難所以外の場所に滞在する被災者の把握、物資や情報の提供は困難であった。
- ・車中泊自体の把握が困難であったため、対策をする前に避難が終わっていた。

問 28 在宅、テント泊あるいは車中泊の避難において、女性や子供に対する防犯対策等、男女共同参画の視点から役立った取組・工夫にはどのようなことがありますか。

在宅、テント泊あるいは車中泊の避難において、女性や子供に対する防犯対策等、男女共同参画の視点から役立った取組・工夫として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・市職員の巡視。
- ・今回の地震災害の対応では、災害対策本部会議の中に市の機関だけでなく、自衛隊、県の機関、警察署等、庁舎に詰めていただいた他機関の職員の方々にも参加いただいた。その中で車中泊避難等の協議が行われ、防犯対策の観点から、警察機関に警邏の依頼が直にできた。
- ・妊娠や出産に伴う女性の心や体の相談について、「妊婦とこころの相談室」を熊本県女性相談センターで実施した。

(4) 応急仮設住宅

① 入居者への支援

問 29 男女共同参画の視点から応急仮設住宅（みなし仮設も含む）では、被災者に対してどのような支援を行っていますか。（該当するものすべてに○）

応急仮設住宅（みなし仮設も含む）における被災者への支援について、県では、「応急仮設住宅の計画・設計の段階において、意思決定の場に女性が参加した」「応急仮設住宅の敷地内での死角や暗い場所への対応など安全への配慮」「応急仮設住宅の入居者選定の際に、乳幼児のいる家庭、単身女性や母子世帯等の入居先や優先度について配慮」「住民同士の交流の場の設置・運営」「生活上の不具合や不便を聞くための戸別訪問」「悩み等を相談する窓口、専用電話等の設置」は50%（1県）との回答があった。

市町村では、「広報誌等による定期的な情報提供」が10市町村（27%）と最も多く、次いで「住民同士の交流の場の設置・運営」「生活上の不具合や不便を聞くための戸別訪問」が9市町村（24.3%）、「保健師等による巡回訪問（保健指導等）」は8市町村（21.6%）となっている。

図表 1-30-2 構成員の数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	11 100.0	19.7	6.1	8.0	29.0
県	1 9.1	16.0	0.0	16.0	16.0
市町村	10 90.9	20.1	6.3	8.0	29.0

図表 1-30-3 構成員の数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	11 100.0	18.7	5.8	8.0	28.0
県	1 9.1	15.0	0.0	15.0	15.0
市町村	10 90.9	19.1	6.0	8.0	28.0

図表 1-30-4 構成員の数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	10 100.0	1.1	1.0	0.0	3.0
県	1 10.0	1.0	0.0	1.0	1.0
市町村	9 90.0	1.1	1.1	0.0	3.0

② 復興計画の作成

問 31 貴自治体の復旧・復興計画の策定状況について（該当する番号 1 つを選択）

復旧・復興計画の策定状況について、県では「策定済み」は 1 県、「現時点では策定の予定はない」は 1 県となっている。

市町村では、37 市町村のうち、「策定済み」は 5 市町村（14%）、「策定中」は 7 市町村（19%）、「現時点では策定の予定はない」24 市町村（65%）となっている。

図表 1-31-1 貴自治体の復旧・復興計画の策定状況について

	調査数	策定済み	策定中	現時点では策定の予定はない	無回答
全体	39 100.0	6 15.4	7 17.9	25 64.1	1 2.6
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0
市町村	37 100.0	5 13.5	7 18.9	24 64.9	1 2.7

問 32 復興計画の策定に向けた委員会等の男女別構成（オブザーバーは除く）について記入してください。分科会等、下部委員会がある場合には、そちらもそれぞれご記入ください。《復旧・復興計画の策定状況が「1. 策定済み」、「2. 策定中」のいずれかを選択した場合に回答》

復興計画の策定に向けた委員会等のオブザーバーを除く男女別構成について、県では、7.0人のうち、「男性」は5.0人（71%）、「女性」は2.0人（29%）となっている。

市町村では、20.0人のうち、「男性」は17.7人（89%）、「女性」は2.3人（12%）となっている。

図表 1-32-1 委員会等 1～3（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	8 100.0	16.1	14.5	5.0	51.0
県	1 12.5	5.0	0.0	5.0	5.0
市町村	7 87.5	17.7	14.9	10.0	51.0

図表 1-32-2 委員会等 1～3（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	8 100.0	2.3	1.4	0.0	5.0
県	1 12.5	2.0	0.0	2.0	2.0
市町村	7 87.5	2.3	1.5	0.0	5.0

女性委員が1人以上いる場合の選出区分について、県では、「有識者として選出された者（例：学識経験者、企業経営者等）」が1県（100%）となっている。

市町村では、「指定した団体から選出された者（例：婦人会、商工会、社会福祉協議会等）」、「有識者として選出された者（例：学識経験者、企業経営者等）」、「行政関係者」がそれぞれ3市町村（25%）と最も多くなっている。

図表 1-32-3 女性委員が1人以上いる場合は、女性委員の選出区分

	調査数	指定した団体から選出された者（例：婦人会、商工会、社会福祉協議会等）	医師・福祉・保健師、助産師、保育士等（例：看護師、保健師、助産師、保育士等）	住んでいる地区から選出された者（例：地区代表等）	公募により選出された者	有識者として選出された者（例：学識経験者、企業経営者等）	行政関係者	その他	無回答	
委員会等1～3	全体	13 100.0	3 23.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 30.8	3 23.1	1 7.7	6 46.2
	県	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	市町村	12 100.0	3 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	3 25.0	3 25.0	1 8.3	6 50.0

問 33 計画の中に男女共同参画の視点を反映させるためにどのような工夫をしましたか。（該当するものすべてに○）

復興計画の作成において、計画の中に男女共同参画の視点を反映させる工夫については、県では、「計画策定委員に女性委員を積極的に任命した」が1県となっている。

市町村では、「パブリックコメントを活用し、多様な意見を反映した」が5市町村（42%）と多く、次いで「計画策定委員に女性委員を積極的に任命した」が3市町村（25%）、「住民アンケートをとった」が2市町村（17%）となっている。

図表 1-33-1 男女共同参画の視点を反映させるための工夫

	調査数	計画策定委員に女性委員を積極的に任命した	住民アンケートをとった	男女共同参画の視点から支援を行う団体等にヒアリングを行った	パブリックコメントを活用し、多様な意見を反映した	その他	特にない	無回答
全体	13 100.0	4 30.8	2 15.4	1 7.7	5 38.5	3 23.1	6 46.2	0 0.0
県	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0
市町村	12 100.0	3 25.0	2 16.7	1 8.3	5 41.7	2 16.7	6 50.0	0 0.0

問 34 問 33 で行った工夫などにより、男女共同参画の観点から、計画には具体的にどのような取り組み、視点が反映されますか（又は、見込みですか）。以下に具体的にご記入ください。

計画の中に男女共同参画の視点を反映させるために行った工夫などにより、反映される具体的な取組や、反映される又は見込みの視点について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・ 基本理念に男女共同参画の視点に基づいた取組を推進する旨を記載。
- ・ 女性の視点での意見が反映される見込み。
- ・ 女性委員や担当課の意見をもとに、復旧・復興プランの基本理念に、「女性など様々な視点に立った細かな配慮を継続」していくことの重要性を記載。〔復旧・復興プラン9ページ下部〕・担当課の意見をもとに、被災者の「心のケア」に関し、「仮設住宅等の被災地へ女性相談員を派遣し、女性が抱える不安・悩みの相談に対応」する旨を記載。〔復旧・復興プラン27ページ下部〕（3）被災者の生活再建支援等。
- ・ 男性・もしくは女性の役割を限定するような内容は盛り込まないこととし、性別による不利益が生じないようにしている。
- ・ 保健・医療・福祉・教育振興への取組の中に、子育て世代の意見を反映させた。
- ・ 復興計画のシンボルプロジェクトの一つとして、「子育て応援復興プロジェクト」を掲げ、その中で「子育てと仕事の両立支援」を行う取組を明記している。

- 【具体的な取組】 ⇒ ①育休取得啓発キャンペーンの推進
②企業主導型保育事業の推進
③出産等により離職した人等の円滑な職場復帰への支援 等

③ 被災者の生活再建支援等

問 35 貴自治体が、被災者の生活再建のために、男女共同参画の視点からみて、どのようなことが課題であるとお考えですか。（該当するものすべてに○）

被災者の生活再建について、男女共同参画の視点からみた課題については、県では、「災害復興住宅の整備などの住まいづくりにおける、女性の意見の反映」が1県（50%）となっている。

市町村では、37市町村のうち、「平時以上に仕事と育児等と仕事の両立が困難になる」が16市町村（43%）と最も多く、次いで「生活再建支援に携わる関係者に男女共同参画の視点を持っている者が少ない」は11市町村（30%）、「災害復興住宅の整備などの住まいづくりにおける、女性の意見の反映」は8市町村（22%）となっている。

図表 1-35-1 被災者の生活再建のための男女共同参画の視点からみた課題

	調査数	災害復興、住宅の整備などの意見の反映	被災者の被害者等が世帯主として認められないまま居住している場合の被災認定が困難である	配偶者からの暴力の被害者等が世帯主として認められないまま居住している	生活や就労の回復に、男性よりも女性のほうが時間がかかりやすい	平時以上に仕事と育児等と仕事の両立が困難になる	災害直後は、女性の希望する仕事と求人の多い仕事にミスマッチが起りやすい	生活再建支援に携わっている関係者に男女共同参画の視点を持つていない者が少ない	相談窓口の設置等についての周知がいきわたっていない	その他	無回答
全体	39 100.0	9 23.1	6 15.4	4 10.3	16 41.0	2 5.1	11 28.2	5 12.8	6 15.4	12 30.8	
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	
市町村	37 100.0	8 21.6	6 16.2	4 10.8	16 43.2	2 5.4	11 29.7	5 13.5	5 13.5	11 29.7	

【その他（主な内容）】

- ・ 2～6については、事象は把握していないが課題であると考えている。

上記で回答した課題に対応するために取り組んでいること（該当するものすべてに○）

課題への対応のため取り組んでいることについては、県では、「住宅の整備にあたっては女性からの意見を聞く機会を設けている」、「臨時的な雇用創出策を講じる場合には女性の雇用機会も確保している」、「個々のニーズに応じたマッチング支援や就労相談を実施している」、「生活再建支援に携わる関係者に対して男女共同参画の視点からの災害対応に関する研修を実施している」、「生活支援員の配置や男女双方の支援員による訪問を実施している」、「男女共同参画センターや民間団体等と連携して、情報提供や相談対応を実施している」がそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、「住民票がなくても居住の事実が確認されれば被災者生活再建支援金の支給対象であることを職員等に共有し、適切な対応に努めている」が6市町村（16%）と最も多く、次いで「男女共同参画センターや民間団体等と連携して、情報提供や相談対応を実施している」が5市町村（14%）、「生活支援員の配置や男女双方の支援員による訪問を実施している」が4市町村（11%）となっている。

図表 1-35-2 課題に対応するために取り組んでいること

	調査数	住宅の整備に 関する機会を 設けている	住民が被災者 生活再建支援 金を共有し、 適切な対応 に努めている	臨時雇用機会 も確保している	職業訓練を充 実して実施し ている	仕事を探す際 に、子どもの 一時預り支援 を行っている	就労相談を 実施している	個々のニーズ に応じたマッ チング支援や 就労相談を 実施している	資金提供やノ ウハウ面のサ ポートにおい て女性を含む 起業支援策を 講じている	生活再建支援 の視点から の災害対応に 関する研究 を実施してい る	生活支援員の 配置や男女 双方の支援員 による訪問を 実施している	男女共同参画 センターや民 間団体等と連 携して、情報 提供や相談 対応を実施し ている	その他	無回答
全体	39 100.0	1 2.6	6 15.4	3 7.7	0 0.0	1 2.6	4 10.3	1 2.6	1 2.6	5 12.8	6 15.4	9 23.1	18 46.2	
県	2 100.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	1 50.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	
市町村	37 100.0	0 0.0	6 16.2	2 5.4	0 0.0	1 2.7	3 8.1	1 2.7	0 0.0	4 10.8	5 13.5	9 24.3	17 45.9	

【その他（主な内容）】

- ・県が作成した熊本地震の検証結果を基に今後検討。
- ・これまで大きな震災がないため、男女共同参画の視点を含んだマニュアル等の策定を進めていく必要がある。
- ・今後、再建に携わる関係者に男女共同参画の意識を持ってもらうよう、啓発を進めていく必要がある。

（6）その他

問 36 貴自治体は、以下のそれぞれの課題への対応にあたり、男女共同参画の視点からの被災者支援等のため、どのような団体と連携しましたか（支援を受けましたか）。

以下のそれぞれの課題への対応に当たり、男女共同参画の視点からの被災者支援等のために連携や支援を受けた課題については以下の通りである。

○女性の支援のニーズへの対応

男女共同参画の視点からの被災者支援等のために連携や支援を受けた課題については、県では、「地方公共団体」、「警察」、「男女共同参画センター」、「ボランティアネットワーク」、「ボランティア団体（個別）」、「社会福祉協議会」、「NPO等民間支援団体」はそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、37市町村のうち、「地方公共団体」が10市町村（27%）と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が6市町村（16%）、「警察」が5市町村（14%）となっている。

○母子支援

県では、「地方公共団体」、「男女共同参画センター」、「NPO等民間支援団体」はそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、「地方公共団体」が8市町村（22%）と最も多く、次いで「社会福祉協議会」が6市町村（16%）、「保育所・幼稚園」が4市町村（11%）となっている。

ODV・虐待

県では、「地方公共団体」、「警察」、「男女共同参画センター」、「配偶者暴力相談支援センター」、「ボランティアネットワーク」、「NPO等民間支援団体」、「弁護士・司法書士等」、「病院・診療所・医師会等」、「保育所・幼稚園」、「小学校」、「中学校」、「高等学校・専門学校・大学等」はそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、37市町村のうち、「地方公共団体」が8市町村（22%）と最も多く、次いで「警察」が6市町村（16%）、「男女共同参画センター」が4市町村（11%）となっている。

図表 1-36-1 被災者支援等のため連携した団体

	調査数	地方公共団体	警察	消防	自衛隊	男女共同参画センター	配偶者暴力相談支援センター	ボランティアネットワーク	ボランティア団体（個別）	ボランティア（個人）	社会福祉協議会	NPO等民間支援団体	企業・経済団体	弁護士・司法書士等	病院・診療所・医師会等	保育所・幼稚園	小学校	中学校	高等学校・専門学校・大学等	介護施設・介護支援事業所	その他	無回答	
女性の支援のニーズへの対応	全体	39	11	6	2	1	5	1	1	3	1	7	4	1	2	3	2	1	2	0	1	0	27
	県	2	1	1	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	市町村	37	10	5	2	1	4	1	0	2	1	6	3	1	2	3	2	1	2	0	1	0	26
母子支援	全体	39	9	0	1	0	4	0	1	3	1	6	4	2	1	3	4	2	1	0	0	1	26
	県	1	2	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	市町村	37	8	0	1	0	3	0	1	3	1	6	3	2	1	3	4	2	1	0	0	0	25
DV・虐待	全体	39	9	7	0	0	5	3	1	0	1	4	0	3	1	3	3	3	1	0	0	1	28
	県	100.0	23.1	17.9	0.0	0.0	12.8	7.7	2.6	0.0	0.0	2.6	10.3	0.0	7.7	7.7	7.7	7.7	2.6	0.0	0.0	2.6	71.8
	市町村	37	8	6	0	0	4	2	0	0	1	3	0	2	0	2	2	2	0	0	0	1	27

問 37 問 36 で挙げた団体等との連携を行った団体にお聞きします。貴自治体とそれらの団体と支援の調整を行うため、公式・非公式を問わず会議体や連絡調整の場等を設置・運営するなどしていませんか。

問 36 で挙げた団体と支援調整における、公式・非公式を問わない会議体や連絡調整の場等の設置・運営の有無については、県では、「設置・運営あり」は1県（50%）となっている。

市町村では、「設置・運営あり」は2市町村（5%）、「設置・運営なし」は10市町村（27%）となっている。

図表 1-37-1 設置・運営の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	39	3	10	26
	100.0	7.7	25.6	66.7
県	2	1	0	1
	100.0	50.0	0.0	50.0
市町村	37	2	10	25
	100.0	5.4	27.0	67.6

問 38 会議体等を設置・運営していた際に、男女共同参画の視点に関するニーズとしてどのようなことが挙げられましたか。 《問 37 設置・運営の有無が「1. 有」を選択した場合に回答》

会議体等の設置・運営について、男女共同参画の視点に関するニーズとして以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・ひとり親・女性家庭の被災による経済的な脆弱性への支援、DV 被害女性への緊急的支援対策、安全な場の速やかな提供等が必要。
- ・地域防災においては、女性が主体となって動く場面も多いため、会議の場に女性を入れることが重要である。
- ・避難所によっては、「女性専用の着替えスペースがない」「授乳専用スペースがない」「女性専用の物干しスペースがない」などの状況があった。

問 39 男女共同参画の視点から貴自治体職員と災害派遣職員及び民間支援団体との連携状況（該当するものすべてに○）

男女共同参画の視点から貴自治体職員と災害派遣職員及び民間支援団体との連携状況について、県では、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」、「災害派遣職員及び民間支援団体へ概ね円滑に適切な指示ができた」がそれぞれ1県（50%）となっている。

市町村では、「災害派遣職員と概ね円滑に情報共有ができた」が9市町村（24%）と最も多く、次いで「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」は7市町村（19%）、「災害派遣職員と概ね円滑に役割分担ができた」、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」は6市町村（16%）となっている。

図表 1-39-1 男女共同参画の視点から貴自治体職員と災害派遣職員及び民間支援団体との連携状況

	調査数	きた災害派遣職員と概ね円滑に情報共有ができた	あ災害派遣職員との情報共有に難しい面があった	きた民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた	あ民間支援団体との情報共有に難しい面があった	きた災害派遣職員と概ね円滑に役割分担ができた	あ災害派遣職員との役割分担に難しい面があった	きた民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた	あ民間支援団体との役割分担に難しい面があった	滑災害派遣職員及び民間支援団体へ概ね円滑に適切な指示ができた	指災害派遣職員及び民間支援団体へ適切な指示を出すのに難しい面があった	その他	特にな	無回答
全体	39 100.0	9 23.1	4 10.3	8 20.5	0 0.0	6 15.4	2 5.1	7 17.9	1 2.6	4 10.3	2 5.1	1 2.6	15 38.5	8 20.5
県	2 100.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 50.0
市町村	37 100.0	9 24.3	4 10.8	7 18.9	0 0.0	6 16.2	2 5.4	6 16.2	1 2.7	3 8.1	2 5.4	1 2.7	15 40.5	7 18.9

問 40 災害派遣職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点があれば下記にご記入ください。（例：受援体制が整っていた／いなかった。災害派遣職員の経験、研修等が十分であった／なかった。等）

災害派遣職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、気づいたこと、考

えられることとして、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・県において情報連絡員等の体制構築を図っている。
- ・災害派遣職員の研修等が十分であった。
- ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、県社協、県で、週1～2回の連携会議を開催して情報共有を行っていたことにより、民間支援団体との連携がとれていたと考えている。
- ・町職員がさまざまな対応に追われ、また災害対応のノウハウもなかったため、派遣職員や民間団体への適切な指示が出せなかったり、連携不足、情報共有不足も目立った。

2 応援自治体

(1) 職員の体制について

① 職員の体制

問1 貴自治体における防災を担当している部署の職員体制について (※平成28年12月1日時点)

防災を担当している部署の職員体制について、常勤の職員数については、都道府県では、44.9人のうち、「男性」は、40.9人(91%)、「女性」は、4.0人(9%)となっている。

市区町村では、7.9人のうち、「男性」は、7.0人(89%)、「女性」は、0.9人(11%)となっている。

図表 2-1-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	856 100.0	9.6	12.2	1.0	157.0
県	39 4.6	44.9	34.3	11.0	157.0
市区町村	817 95.4	7.9	6.2	1.0	68.0

図表 2-1-2 職員数【常勤】(男性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	857 100.0	8.6	10.9	1.0	140.0
県	39 4.6	40.9	29.9	9.0	140.0
市区町村	818 95.4	7.0	5.4	1.0	64.0

図表 2-1-3 職員数【常勤】(女性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	843 100.0	1.1	1.8	0.0	22.0
県	39 4.6	4.0	4.9	0.0	22.0
市区町村	804 95.4	0.9	1.4	0.0	18.0

非常勤の職員の実人数については、都道府県では、6.8人のうち、「男性」は、4.2人(62%)、「女性」は、2.7人(25%)となっている。

市区町村では、1.3人のうち、「男性」は、0.8人(62%)、「女性」は、0.5人(38%)となっている。

常勤と非常勤の職員について、女性が一人もいない市区町村は、318市町村(39%)となっている。

図表 2-1-4 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	831 100.0	1.5	3.2	0.0	39.0
県	39 4.7	6.8	8.4	0.0	39.0
市区町村	792 95.3	1.3	2.4	0.0	27.0

図表 2-1-5 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	828 100.0	1.0	2.4	0.0	24.0
県	39 4.7	4.2	5.7	0.0	24.0
市区町村	789 95.3	0.8	1.9	0.0	24.0

図表 2-1-6 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	822 100.0	0.6	1.5	0.0	17.0
県	38 4.6	2.7	4.2	0.0	15.0
市区町村	784 95.4	0.5	1.1	0.0	17.0

問2 貴自治体における男女共同参画を担当している部署の職員体制について（※平成28年12月1日時点）

男女共同参画を担当している部署の職員体制については、常勤の職員数については、都道府県では、11.7人のうち、「男性」は、5.8人（50%）、「女性」は、5.9人（50%）となっている。

市町区村では、6.8人のうち、「男性」は、4.4人（65%）、「女性」は、2.4人（35%）となっている。

図表 2-2-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	852 100.0	7.0	4.4	0.0	33.0
県	39 4.6	11.7	5.1	4.0	25.0
市区町村	813 95.4	6.8	4.2	0.0	33.0

図表 2-2-2 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	851 100.0	4.4	3.2	0.0	23.0
県	39 4.6	5.8	2.9	2.0	14.0
市区町村	812 95.4	4.4	3.2	0.0	23.0

図表 2-2-3 職員数【常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	848 100.0	2.6	2.1	0.0	17.0
県	39 4.6	5.9	2.7	2.0	12.0
市区町村	809 95.4	2.4	1.9	0.0	17.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、6.1人のうち、「男性」は2.8人（46%）、「女性」は3.3人（54%）となっている。

市区町村では、0.9人のうち、「男性」は0.3人（33%）、「女性」は0.6人（67%）となっている。

図表 2-2-4 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	821 100.0	1.1	2.1	0.0	15.0
県	39 4.8	6.1	3.6	0.0	15.0
市区町村	782 95.2	0.9	1.6	0.0	14.0

図表 2-2-5 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	813 100.0	0.4	1.0	0.0	8.0
県	39 4.8	2.8	2.0	0.0	8.0
市区町村	774 95.2	0.3	0.7	0.0	6.0

図表 2-2-5 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	818 100.0	0.7	1.3	0.0	9.0
県	39 4.8	3.3	1.9	0.0	9.0
市区町村	779 95.2	0.6	1.1	0.0	8.0

常勤の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、2.0人のうち、「男性」は1.0人（50%）、「女性」は1.1人（55%）となっている。

市区町村では、1.9人のうち、「男性」は1.1人（58%）、「女性」は0.8人（42%）となっている。

図表 2-2-6 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	835 100.0	1.9	1.6	0.0	10.0
県	36 4.3	2.0	2.6	0.0	10.0
市区町村	799 95.7	1.9	1.5	0.0	9.0

図表 2-2-7 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	831 100.0	1.1	1.1	0.0	8.0
県	35 4.2	1.0	1.2	0.0	4.0
市区町村	796 95.8	1.1	1.1	0.0	8.0

図表 2-2-8 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	828 100.0	0.8	0.9	0.0	7.0
県	36 4.3	1.1	1.7	0.0	7.0
市区町村	792 95.7	0.8	0.9	0.0	5.0

非常勤の職員の実人数については、都道府県では、2.0人のうち、「男性」は、0.3人（15%）、「女性」は、1.7人（85%）となっている。

市区町村では、1.4人のうち、「男性」は、0.4人（29%）、「女性」は、1.0人（71%）となっている。

図表 2-2-9 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	820 100.0	1.5	3.0	0.0	36.0
県	38 4.6	2.0	3.1	0.0	16.0
市区町村	782 95.4	1.4	3.0	0.0	36.0

図表 2-2-10 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	809 100.0	0.4	1.1	0.0	11.0
県	37 4.6	0.3	0.7	0.0	3.0
市区町村	772 95.4	0.4	1.1	0.0	11.0

図表 2-2-11 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	813 100.0	1.1	2.2	0.0	28.0
県	38 4.7	1.7	2.6	0.0	13.0
市区町村	775 95.3	1.0	2.2	0.0	28.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、0.7人のうち、「男性」は、0.1人（14%）、「女性」は、0.7人（100%）となっている。

市区町村では、0.3人のうち、「女性」は、0.3人となっている。

図表 2-2-12 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	801 100.0	0.3	1.1	0.0	9.0
県	35 4.4	0.7	1.3	0.0	5.0
市区町村	766 95.6	0.3	1.1	0.0	9.0

図表 2-2-13 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	797 100.0	0.0	0.3	0.0	3.0
県	35 4.4	0.1	0.4	0.0	2.0
市区町村	762 95.6	0.0	0.2	0.0	3.0

図表 2-2-14 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	800 100.0	0.3	1.0	0.0	9.0
県	36 4.5	0.7	1.0	0.0	4.0
市区町村	764 95.5	0.3	1.0	0.0	9.0

非常勤職員の実人数の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、0.2人のうち、「男性」は、0.1人（50%）、「女性」は、0.1人（50%）となっている。

市区町村では、0.2人のうち、「女性」は、0.1人（50%）となっている。

図表 2-2-15 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.2	0.6	0.0	10.0
県	35 4.4	0.2	0.7	0.0	4.0
市区町村	764 95.6	0.2	0.6	0.0	10.0

図表 2-2-16 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	793 100.0	0.0	0.2	0.0	4.0
県	35 4.4	0.1	0.4	0.0	2.0
市区町村	758 95.6	0.0	0.2	0.0	4.0

図表 2-2-17 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	798 100.0	0.1	0.6	0.0	9.0
県	35 4.4	0.1	0.4	0.0	2.0
市区町村	763 95.6	0.1	0.6	0.0	9.0

○男女共同参画センターが設置されている場合

男女共同参画センターの職員体制について、常勤の職員数については、都道府県では、7.3人のうち、「男性」は2.8人（38%）、「女性」は4.5人（62%）となっている。

市区町村では、3.7人のうち、「男性」は1.2人（32%）、「女性」は2.6人（70%）となっている。

図表 2-2-18 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	214 100.0	4.3	5.1	0.0	40.0
県	32 15.0	7.3	4.7	0.0	19.0
市区町村	182 85.0	3.7	5.0	0.0	40.0

図表 2-2-19 職員数【常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	200 100.0	1.4	1.7	0.0	9.0
県	32 16.0	2.8	2.3	0.0	9.0
市区町村	168 84.0	1.2	1.4	0.0	6.0

図表 2-2-20 職員数【常勤】(女性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	206 100.0	2.9	4.0	0.0	38.0
県	32 15.5	4.5	3.0	0.0	11.0
市区町村	174 84.5	2.6	4.1	0.0	38.0

常勤の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、6.3人のうち、「男性」は2.4人(38%)、「女性」は4.0人(63%)となっている。

市区町村では、2.9人のうち、「男性」は0.7人(24%)、「女性」は2.3人(79%)となっている。

図表 2-2-20 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	199 100.0	3.4	4.9	0.0	40.0
県	31 15.6	6.3	4.6	0.0	18.0
市区町村	168 84.4	2.9	4.7	0.0	40.0

図表 2-2-21 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数(男性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	187 100.0	0.9	1.5	0.0	9.0
県	29 15.5	2.4	2.4	0.0	9.0
市区町村	158 84.5	0.7	1.1	0.0	6.0

図表 2-2-22 職員数【常勤】うち男女共同参画専任職員数(女性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	197 100.0	2.5	4.0	0.0	38.0
県	31 15.7	4.0	2.8	0.0	10.0
市区町村	166 84.3	2.3	4.2	0.0	38.0

常勤の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、1.0人のうち、「男性」は0.5人(50%)、「女性」は0.6人(60%)となっている。

市区町村では、0.9人のうち、「男性」は0.4人(44%)、「女性」は0.5人(56%)となっている。

図表 2-2-23 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	185 100.0	0.9	1.8	0.0	10.0
県	26 14.1	1.0	2.4	0.0	10.0
市区町村	159 85.9	0.9	1.7	0.0	9.0

図表 25-2-24 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	182 100.0	0.4	1.0	0.0	6.0
県	26 14.3	0.5	1.3	0.0	6.0
市区町村	156 85.7	0.4	0.9	0.0	6.0

図表 2-2-25 職員数【常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	181 100.0	0.5	1.1	0.0	6.0
県	25 13.8	0.6	1.2	0.0	4.0
市区町村	156 86.2	0.5	1.1	0.0	6.0

非常勤の職員の実人数については、都道府県では、7.4人のうち、「男性」は0.7人（9%）、「女性」は6.7人（91%）となっている。

市区町村では、3.4人のうち、「男性」は0.5人（15%）、「女性」は2.9人（85%）となっている。

図表 2-2-26 職員数【非常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	208 100.0	4.0	4.2	0.0	22.0
県	31 14.9	7.4	5.6	0.0	22.0
市区町村	177 85.1	3.4	3.7	0.0	17.0

図表 2-2-27 職員数【非常勤】（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	195 100.0	0.5	1.3	0.0	9.0
県	27 13.8	0.7	1.9	0.0	9.0
市区町村	168 86.2	0.5	1.1	0.0	9.0

図表 2-2-28 職員数【非常勤】（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	205 100.0	3.5	3.8	0.0	19.0
県	31 15.1	6.7	5.0	0.0	19.0
市区町村	174 84.9	2.9	3.2	0.0	16.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画専任職員数については、都道府県では、6.1人のうち、「男性」は0.2人（3%）、「女性」は5.9人（97%）となっている。

市区町村では、2.8人のうち、「男性」は0.4人（14%）、「女性」は2.3人（82%）となっている。

図表 2-2-29 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	201 100.0	3.3	3.6	0.0	19.0
県	30 14.9	6.1	4.8	0.0	19.0
市区町村	171 85.1	2.8	3.2	0.0	14.0

図表 2-2-30 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	191 100.0	0.4	0.9	0.0	9.0
県	27 14.1	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	164 85.9	0.4	1.0	0.0	9.0

図表 2-2-31 職員数【非常勤】うち男女共同参画専任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	199 100.0	2.9	3.4	0.0	19.0
県	30 15.1	5.9	4.7	0.0	19.0
市区町村	169 84.9	2.3	2.8	0.0	14.0

非常勤の職員の実人数の男女共同参画兼任職員数については、都道府県では、1.2人のうち、「男性」は0.6人（50%）、「女性」は0.7人（58%）となっている。

市区町村では、0.5人のうち、「男性」は0.1人（20%）、「女性」は0.5人（100%）となっている。

図表 2-2-32 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	179 100.0	0.6	2.0	0.0	18.0
県	26 14.5	1.2	3.7	0.0	18.0
市区町村	153 85.5	0.5	1.6	0.0	10.0

図表 2-2-33 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	173 100.0	0.2	0.9	0.0	9.0
県	23 13.3	0.6	2.0	0.0	9.0
市区町村	150 86.7	0.1	0.5	0.0	4.0

図表 2-2-34 職員数【非常勤】うち男女共同参画兼任職員数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	178 100.0	0.5	1.5	0.0	9.0
県	26 14.6	0.7	1.9	0.0	9.0
市区町村	152 85.4	0.5	1.4	0.0	9.0

（２）発災後の対応

①職員の派遣

問３ 貴自治体が被災地に派遣した職員の状況について

被災地に派遣した職員の状況について、派遣した職員数については、都道府県では 180.9 人のうち、「男性」は 147.4 人（81%）、「女性」は 27.8 人（15%）となっている。

市区町村では、31.6 人のうち、「男性」は 27.9 人（88%）、「女性」は 3.4 人（11%）となっている。

図表 2-3-1 派遣した職員の数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	846 100.0	38.3	245.9	0.0	6306.0
県	38 4.5	180.9	152.5	28.0	753.0
市区町村	808 95.5	31.6	247.5	0.0	6306.0

図表 2-3-2 派遣した職員の数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	834 100.0	33.1	215.0	0.0	5478.0
県	36 4.3	147.4	139.7	28.0	642.0
市区町村	798 95.7	27.9	216.4	0.0	5478.0

図表 2-3-3 派遣した職員の数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	824 100.0	4.5	32.3	0.0	828.0
県	36 4.4	27.8	21.2	0.0	111.0
市区町村	788 95.6	3.4	32.3	0.0	828.0

派遣した保健師の数については、都道府県では 18.7 人のうち、「男性」は 1.2 人（6%）、「女性」は 17.5 人（94%）となっている。

市区町村では、1.5 人のうち、「男性」は 0.1 人（7%）、「女性」は 1.3 人（87%）となっている。

図表 2-3-4 （うち）保健師

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	805 100.0	2.3	10.4	0.0	230.0
県	37 4.6	18.7	14.4	0.0	63.0
市区町村	768 95.4	1.5	9.5	0.0	230.0

図表 2-3-5 （うち）保健師（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.2	2.5	0.0	69.0
県	37 4.6	1.2	2.2	0.0	10.0
市区町村	762 95.4	0.1	2.5	0.0	69.0

図表 2-3-6 （うち）保健師（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	802 100.0	2.1	8.1	0.0	161.0
県	37 4.6	17.5	13.1	0.0	53.0
市区町村	765 95.4	1.3	7.0	0.0	161.0

派遣した看護師の数については、都道府県では 5.0 人のうち、「男性」は 2.2 人（44%）、「女性」は 2.7 人（54%）となっている。

市区町村では、0.2人のうち、「男性」は0.1人（50%）、「女性」は0.2人（100%）となっている。

図表 2-3-7 (うち) 看護師

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	802 100.0	0.5	2.6	0.0	54.0
県	37 4.6	5.0	6.0	0.0	25.0
市区町村	765 95.4	0.2	2.1	0.0	54.0

図表 2-3-8 (うち) 看護師 (男性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.2	0.9	0.0	12.0
県	37 4.6	2.2	3.2	0.0	12.0
市区町村	762 95.4	0.1	0.4	0.0	6.0

図表 2-3-9 (うち) 看護師 (女性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	799 100.0	0.3	2.0	0.0	48.0
県	37 4.6	2.7	3.9	0.0	18.0
市区町村	762 95.4	0.2	1.8	0.0	48.0

派遣した土木・建築職員の数については、都道府県では30.2人のうち、「男性」は28.5人（94%）、「女性」は0.2人（1%）となっている。

市区町村では、5.0人のうち、「男性」は4.8人（96%）、「女性」は0.1人（2%）となっている。

図表 2-3-10 (うち) 土木・建築職員

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	814 100.0	6.2	40.5	0.0	1032.0
県	37 4.5	30.2	24.5	0.0	94.0
市区町村	777 95.5	5.0	40.8	0.0	1032.0

図表 2-3-11 (うち) 土木・建築職員 (男性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	812 100.0	5.9	38.6	0.0	973.0
県	37 4.6	28.5	24.4	0.0	94.0
市区町村	775 95.4	4.8	38.8	0.0	973.0

図表 2-3-12 (うち) 土木・建築職員 (女性)

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	804 100.0	0.1	2.1	0.0	59.0
県	37 4.6	0.2	0.5	0.0	2.0
市区町村	767 95.4	0.1	2.2	0.0	59.0

女性職員の派遣が3割以上となった理由 (該当するものすべてに○) 《以下は、派遣した職員の数に占める女性の割合が3割以上の場合に記入してください》

女性職員の派遣が3割以上となった理由について、都道府県では、39 都道府県のうち、「派遣先に求められている要件に合う女性職員が多いから」が3 都道府県 (8%) と最も多く、次いで「派遣の公募に女性職員が応募したため」、「育児・介護などの家庭の事情を考慮し、派遣期間を短くしている」はそれぞれ1 都道府県となっている。

市区町村では、820 市区町村のうち、「派遣先に求められている要件に合う女性職員が多いから」が47 市区町村 (6%) と最も多く、次いで「派遣の公募に女性職員が応募したため」が19 市区町村 (2%)、「職員に占める女性職員の割合と比例しているから」が8 市区町村 (1%) となっている。また、そのほかの主な内容は以下のとおりである。

図表 2-3-13 女性職員の派遣が3割以上となった理由

	調査数	合職と員に比例している女性職員の割合	ら件派に遣合先に女求性め職られがて多いるか要	研男修女し問てわいずる派遣できるよう	募派遣の公募に女性職員が応	く情育しを児て考い慮るし護、な派遣の期間をの短事	行必女っ要性職員の材派遣の環境整備を、	その他	無回答
全体	859 100.0	8 0.9	50 5.8	5 0.6	20 2.3	2 0.2	0 0.0	24 2.8	768 89.4
県	39 100.0	0 0.0	3 7.7	0 0.0	1 2.6	1 2.6	0 0.0	2 5.1	34 87.2
市区町村	820 100.0	8 1.0	47 5.7	5 0.6	19 2.3	1 0.1	0 0.0	22 2.7	734 89.5

【その他 (主な内容)】

- ・派遣を求められた職種(保健師) において女性職員割合が高いため。(14 件)
- ・被災地から求められている業務と人数に対し、当町として派遣可能な職種・人数を絞り出した結果の数字であり、男性・女性といった視点で職員を派遣出来るほどの余裕が無いのが現状です。派遣者3 名の内女性1 名ということで3割以上となっていますが、割合で傾向を見るには母体数字が小さい。
- ・男女の区別なく派遣者を決定した結果。
- ・被災地に必要であろう支援や職を検討した結果です。

- ・保健師、一級建築士の資格のある者を派遣。
- ・今回の熊本地震において要請があった職種が、保健師1名、被災家屋調査職員2名であり、保健師：女性1名、被災家屋調査職員：男性2名の内訳であったため。
- ・女性職員2名のうち、1名は保健師である（要請あり）。残り1名は家屋調査ができる者の要請があり、該当の女性職員が被災家屋に関する研修を受講していたため。

女性職員の派遣が3割未満となった理由（該当するものすべてに○） 《以下は、派遣した職員の数に占める女性の割合が3割未満の場合に記入してください》

女性職員の派遣が3割未満となった理由について、都道府県では、「派遣職員は原則自主的に手を挙げた人の中から選定していたが、手を挙げる女性職員が少なかった」が14都道府県（36%）と最も多く、次いで「防災や災害対応の経験がある女性職員が少ない」、「派遣先での女性職員の活動環境を確保できなかった」はそれぞれ8都道府県（21%）となっている。

市区町村では、「派遣職員は原則自主的に手を挙げた人の中から選定していたが、手を挙げる女性職員が少なかった」が242市区町村（30%）と最も多く、次いで「防災や災害対応の経験がある女性職員が少ない」が158市区町村（19%）、「防災や災害対応の研修を受けている女性職員が少ない」が80市区町村（10%）となっている。

図表 2-3-14 女性職員の派遣が3割未満となった理由

	調査数	防災や災害対応の経験がある女性職員が少ない	防災や災害対応の研修を受けていない女性職員が少ない	男性職員を中心にして派遣するものが	派遣した人の中から選定した女性職員が少ない	派遣先での女性職員が少ない	派遣先での女性職員の活動環境を確保できなかった	その他	無回答
全体	859 100.0	166 19.3	83 9.7	37 4.3	256 29.8	33 3.8	69 8.0	240 27.9	251 29.2
県	39 100.0	8 20.5	3 7.7	3 7.7	14 35.9	2 5.1	8 20.5	18 46.2	7 17.9
市区町村	820 100.0	158 19.3	80 9.8	34 4.1	242 29.5	31 3.8	61 7.4	222 27.1	244 29.8

【その他（主な内容）】

- ・派遣先での業務が、男性職員の比率が高い部署の担当業務であったため。（138件）
- ・結果的に派遣した職員が男性のみとなったものであり、派遣する職員を決定するにあたり、特段職員の性別についての検討を加えた経緯はありません。（22件）
- ・被災地の状況が不透明であり、防犯上・安全面を考慮したため。（15件）
- ・派遣に係る日程調整を行った結果、派遣可能であったのが男性職員であったため。（14件）
- ・県からの要請が、男性に限られていたため。（9件）

- ・県などから派遣の要請がなかったため。
- ・女性職員からの派遣希望者は数名いました。
- ・県が主体となっていく被災地支援であったため。
- ・保健師、看護師については、本県の同職員に占める女性職員の割合に比例して女性職員の割合が高くなった。土木・建築職については、本県の同職員に占める女性職員の割合に比例して女性職員の割合が低くなった。結果として、上記のとおり女性の割合が3割未満となった。
- ・派遣を希望した女性職員がいなかった。(6件)
- ・先遣隊及び物資拠点支援の場合は、急性期であったため。その他の派遣については、結果的にそうなったもの。
- ・派遣した職種に占める女性職員が少ないため。
- ・被災市町のニーズ等に対応するため、各所属で分担して、所属業務の状況や職員個人の家庭事情等を考慮して、派遣職員を選定している。 ※看護師は、DMATとして市立病院から派遣
- ・支援先のニーズに自然体で対応したところ、保健師以外の女性比率がのびなかった。宿泊環境が劣悪であったが、派遣先に改善を求めず、現実に合わせて対応した。建築士等技術支援は県が、被災市町村支援は市町村主体の県との合同チームで行った。上記人数は県職員のみのため、市町職員を入れると女性比率は上がる。町村会からの住宅被害認定調査ができる短期職員派遣依頼による。
- ・所属長からの推薦で派遣したが、今回派遣受け入れの機会がありませんでした。
- ・総務課男性職員1名対応。
- ・各所属から推薦された職員から要請数よりも多く班編成をし、要請に応じて派遣していたが、女性を含む班を派遣する前に派遣要請が終了したため。派遣対象(都市計画課職員)に女性の被災宅地危険度判定士資格登録者がいなかったため。
- ・派遣については大阪府等の取りまとめで募集されており、職種等が限定されていた。また、原則自主的に手を挙げた職員の中から選定した。
- ・女性職員の派遣を一定数確保することについて、特に方針として設定してはいなかったため。災害派遣にあたって、女性を3割以上とするよう、内閣府の方針等があれば、お示しいただきたい。(災害対応部署と協議済みのものに限る)そのような方針等がないとすれば、3割未満となった理由を尋ねる理由に疑問が残る。

問4 被災地に職員を派遣した際の、災害派遣に関する説明会の実施や派遣者用のマニュアル等の作成状況について

① 災害派遣に関する説明会の実施

被災地に職員を派遣した際の災害派遣に関する説明会の実施について、都道府県では、「説明会の実施あり」は、33都道府県(85%)、「説明会の実施なし」は、5都道府県(13%)となっている。

市区町村では、「説明会の実施あり」は、190市区町村(23%)、「説明会の実施なし」は、576市区町村(70%)となっている。

図表 2-4-1 災害派遣に関する説明会の実施

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	223 26.0	581 67.6	55 6.4
県	39 100.0	33 84.6	5 12.8	1 2.6
市区町村	820 100.0	190 23.2	576 70.2	54 6.6

② 派遣者用のマニュアル等の作成

都道府県では、「派遣者用のマニュアル等の作成あり」は、25 都道府県（64%）、「派遣者用のマニュアル等の作成なし」は、13 都道府県（33%）となっている。

市区町村では、「派遣者用のマニュアル等の作成あり」は、97 市区町村（12%）、「派遣者用のマニュアル等の作成なし」は、670 市区町村（82%）となっている。

図表 2-4-2 派遣者用のマニュアル等の作成

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	122 14.2	683 79.5	54 6.3
県	39 100.0	25 64.1	13 33.3	1 2.6
市区町村	820 100.0	97 11.8	670 81.7	53 6.5

③ 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容に、男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていた

都道府県では、「含まれていた」は6 都道府県（17%）、「含まれていない」は29 都道府県（83%）となっている。

市区町村では、「含まれていた」は13 市区町村（6%）、「含まれていない」は194 市区町村（93%）となっている。

図表 2-4-3 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について

	調査数	有	無	無回答
全体	243 100.0	19 7.8	223 91.8	1 0.4
県	35 100.0	6 17.1	29 82.9	0 0.0
市区町村	208 100.0	13 6.3	194 93.3	1 0.5

男女共同参画の視点を反映させるための工夫等の内容 《③で「1. 有」を選択した場合に回答》

男女共同参画の視点を反映させるための工夫等の内容として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・保健師については、平成 25 年 7 月日本衛生協会・全国保健所長会発行の「大規模災害における保健師の活動マニュアル」を使用しました。
- ・派遣職員の避難所業務従事記録に「要配慮者の状況」欄を設け、特に注意して、声掛け等を行い状況把握に努めるよう記載した。
- ・女性に配慮した避難所運営についての記載がある「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」を派遣者に配布。(5 件)
- ・東日本大震災時の教訓から、男女共同参画の視点に立った避難所運営チラシを作成し派遣職員に持参してもらうとともに、災害派遣に関する説明会時に男女共同参画課より説明を行った。
- ・派遣者用のマニュアルに、本県の「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」(男女共同参画の視点に配慮した避難所づくりに係る次のような事項を盛り込んでいる)を添付。男女が対等に意見を出し合える体制づくり・男女別の更衣室の確保・専用の授乳室の確保・女性専用の洗濯物干し場の確保・男女別の入浴・シャワー利用等の時間設定・避難所運営委員会への女性の参加。
- ・避難所での母子(授乳室等)や女性(衛生用品・パーテーションの利用等)に対応する内容。
- ・部屋が男女別であることをマニュアルに記載。
- ・宿泊施設の部屋を男女別に分け、活動しやすい環境づくりに努めた(被災地状況調査、避難所運営、建物被害認定調査、り災証明書発行業務、救援物資提供の支援にかかるもの)。
- ・女性を派遣する際には、寝泊り用としてホテルの個室を用意した。
- ・保健師の活動マニュアルに災害時要援護者として、「災害時の一連の行動に対して、ハンディを負う人々」の記述あり。
- ・①入浴、洗濯(コインランドリー)に関する事項 ②女性避難者への対応
注：②、③については保健師の派遣に関してのみ。それ以外の職員に対しては②は 2. 無。
- ・県からの保健師派遣公募に応募したため、県の派遣説明会に参加し、県作成のマニュアルに従って活動をした。保健師が活動しやすいよう、保健師 2 人に対して男性事務員が 1 人生まれ、派遣調整・班体制・役割等も示されており、活動しやすい内容であった。
- ・説明会ではなく、現地までの移動、現地状況、業務内容などの派遣者ミーティングであったため、事

務的な内容の説明資料でしかなかったが、男女を区別するような表現は一切加えていない点では配慮している。

- ・災害発生から現地の状況がめまぐるしく変化する中で、男女で異なる被災地での派遣生活から受ける影響に配慮するためや派遣職員の不安を解消できるよう、派遣先の状況をできるだけ細かく具体的にタイムリーに情報収集し、派遣職員へ周知し派遣を行った。2か月間の情報発信、更新は16回だった。

問5 女性職員を被災地に派遣した場合の状況について

女性職員を被災地に派遣した場合の状況について、女性職員の被災地への派遣に関して、必要な資機材の準備や環境整備などの取組や工夫等の対応については、都道府県では、「講じていた」は24都道府県（62%）、「講じていない」は13都道府県（33%）となっている。

市区町村では、「講じていた」は65市区町村（8%）、「講じていない」は631市区町村（77%）となっている。

図表 2-5-1 女性職員の被災地への派遣に関する対応の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	89 10.4	644 75.0	126 14.7
県	39 100.0	24 61.5	13 33.3	2 5.1
市区町村	820 100.0	65 7.9	631 77.0	124 15.1

② 具体的な対応 《①で「1. 有」を選択した場合に回答》

女性職員の被災地への派遣に関する対応について、具体的な対応については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・被災地での宿泊先について、女性専用の部屋を確保した。（6件）
- ・宿泊施設の確保。（15件）
- ・個室を確保した。（19件）
- ・男女別々の部屋で手配をした。（15件）
- ・宿泊先の配慮（事前に女性用トイレや浴室の有無等についても確認を行った。女性が安全に宿泊できる宿泊先の確認等）。（7件）
- ・中長期派遣者の居宅を前任の男性と入れ替わりにならないように要請した。
- ・活動中の安全管理に努めた（運転手・連絡員などとして男性職員を同行させる（4件）、女性は日勤のみの派遣、複数名での行動、事前の業務内容や宿泊先などの詳細説明など）。（8件）
- ・派遣先での女性職員の活動環境、生活環境を事前に確認・防犯ブザーの貸与。（2件）

- ・職員の家庭の事情を考慮し、対応可能な職員から派遣者を選定。(3件)
- ・宿泊施設がない可能性があったので、運転手を付けた。
- ・宿泊先から被災地への移動にレンタカーを利用。
- ・早朝、夜間の移動、長距離移動を想定していたこと、被災地での移動及び安全確保のため、運転技術のある男性職員をチームに加えていた。
- ・女性に限らずの対応となるが、県の対応として、派遣の初期から中期にかけては、派遣職員は夜行バスで現地へ参集したが、職員の健康管理等により、途中から飛行機での移動となった。
- ・保健師が保健活動に専念できるよう男性事務職員が主に運転業務を担った。
- ・少なくとも1日1回は県へ報告・相談をするようになっていた。必要に応じて、自治体(所属課)とも連絡・相談しやすい体制がとられていた。
- ・心のケア、定期健診など保健師業務。(2件)
- ・単独では派遣せず、必ず他職員とペアになるように指導。(4件)
- ・保健師派遣に際し、備蓄用の簡易トイレ、テントを持参した。(2件)
- ・派遣に際して、手挙げ方式により職員を募った中から、女性同士でチームを組めるよう手配した。
- ・県保健師チームの一員として、被災地支援を行った為、県にて対応を講じた。
- ・熊本県及び町村会等から保健師の派遣依頼があったため、避難所及び集会所等での被災者の健康支援を実施。
- ・男女共同参画の視点から、男女を問わず災害派遣への意欲を重視した職員募集を行った。
- ・女性職員を被災地へ派遣した実績をもとに女性職員へ被災地の対応を説明。
- ・保健師が女性。主に各避難所をまわり、健康相談等を行い、現地職員の負担軽減を行った。また、各支援団体との情報交換や、今後の方針等を決め後発の支援団体への引継ぎを行った。
- ・技師派遣にあたり、女性技師も含み派遣した。派遣者4名同行、1日のみの派遣。
- ・長靴等を女性職員が使用するには、既存のものでは大きく使用するのに不便であったため、新たに女性職員用に購入した。
- ・女性職員1名を被災地に派遣するにあたり、旅費の準備等の対応を講じた。
- ・避難所運営業務に従事する職員は、担当避難所での宿泊としていたため、女性職員は災証明発行受付、発行業務や家屋被害認定調査業務に配置するよう努め、熊本市が確保していた宿舎に宿泊できるよう配慮した。

(3) 避難所等での支援について

①支援活動を行った市町村

問6 貴自治体の職員を派遣した市町村はどこですか。(該当するものすべてに○)

支援活動を行った市町村について、職員を派遣した市町村は、都道府県では、「益城町」が28都道府県(72%)と最も多く、次いで「南阿蘇村」は23都道府県(59%)、「熊本市」は21都道府県(54%)となっている。

市区町村では、「益城町」が335市区町村(41%)と最も多く、次いで「熊本市」は296市区町村(36%)、「御船町」は115市区町村(14%)となっている。

図表 2-6-1 職員を派遣した市町村（熊本県）

	調査数	熊本市	八代市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	和水町	南関町	大津町	菊陽町
全体	859 100.0	317 36.9	12 1.4	1 0.1	5 0.6	33 3.8	69 8.0	53 6.2	60 7.0	6 0.7	11 1.3	1 0.1	0 0.0	0 0.0	77 9.0	22 2.6
県	39 100.0	21 53.8	1 2.6	1 2.6	2 5.1	6 15.4	7 17.9	10 25.6	17 43.6	2 5.1	2 5.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	9 23.1	7 17.9
市区町村	820 100.0	296 36.1	11 1.3	0 0.0	3 0.4	27 3.3	62 7.6	43 5.2	43 5.2	4 0.5	9 1.1	1 0.1	0 0.0	0 0.0	68 8.3	15 1.8

図表 2-6-2 職員を派遣した市町村（熊本県）

	調査数	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	西原村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	氷川町	その他	無回答
全体	859 100.0	2 0.2	3 0.3	3 0.3	8 0.9	125 14.6	93 10.8	130 15.1	75 8.7	363 42.3	32 3.7	1 0.1	35 4.1	150 17.5
県	39 100.0	1 2.6	1 2.6	3 7.7	2 5.1	23 59.0	9 23.1	15 38.5	6 15.4	28 71.8	6 15.4	1 2.6	3 7.7	1 2.6
市区町村	820 100.0	1 0.1	2 0.2	0 0.0	6 0.7	102 12.4	84 10.2	115 14.0	69 8.4	335 40.9	26 3.2	0 0.0	32 3.9	149 18.2

図表 2-6-3 職員を派遣した市町村（大分県）

	調査数	大分市	別府市	日田市	竹田市	宇佐市	由布市	その他	無回答
全体	859 100.0	0 0.0	1 0.1	1 0.1	1 0.1	0 0.0	3 0.3	15 1.7	838 97.6
県	39 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	39 100.0
市区町村	820 100.0	0 0.0	1 0.1	1 0.1	1 0.1	0 0.0	3 0.4	15 1.8	799 97.4

問7 避難所の支援を行った団体にお聞きします。貴自治体の職員が支援を行った避難所について、その数をご記入ください（把握している分だけで結構です）。また、貴自治体の職員が支援を行った避難所の種類についてご記入ください。

避難所の支援を行った団体において、職員が支援を行った避難所については、都道府県の平均では、7.5箇所（25%）となっている。

市区町村の平均では、3.0箇所（81%）となっている。

図表 2-7-1 職員が支援を行った避難所の数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	401 100.0	3.3	6.4	0.0	56.0
県	30 100.0	7.5	9.1	1.0	47.0
市区町村	371 100.0	3.0	6.0	0.0	56.0

職員が支援を行った避難所の種類については、都道府県では、「一般（一般住民対象）」が 30 都道府県（77%）、「母子を対象（母子、妊産婦、新生児、乳幼児対象）、女性専用」が 2 都道府県（5%）、「その他（福祉避難所等）」が 9 都道府県（23%）となっている。

市区町村では、820 市区町村のうち、「一般（一般住民対象）」が 284 市区町村（35%）、「母子を対象（母子、妊産婦、新生児、乳幼児対象）、女性専用」が 18 市区町村（2%）、「その他（福祉避難所等）」が 43 市区町村（5%）となっている。

図表 2-7-2 職員が支援を行った避難所の種類

	調査数	一般（一般住民対象）	母子、新生児対象（乳幼児、妊産婦）女性専用	その他（福祉避難所等）	無回答
全体	859 100.0	314 36.6	20 2.3	52 6.1	529 61.6
県	39 100.0	30 76.9	2 5.1	9 23.1	9 23.1
市区町村	820 100.0	284 34.6	18 2.2	43 5.2	520 63.4

問 8 貴自治体の職員を派遣した避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズをどのように把握していましたか。（該当するものすべてに○）

職員を派遣した避難所における、育児、介護、女性等の多様なニーズについて、都道府県では、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」が 13 都道府県（33%）と最も多く、次いで「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」が 8 都道府県（21%）、「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」が 7 都道府県（18%）となっている。

市区町村では、「保育士、介護士、看護師、保健師など専門職員を配置した」が 128 市区町村（16%）と最も多く、次いで「避難所の担当職員や避難所の運営体制に女性を配置した」が 50 市区町村（6%）、「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」が 39 市区町村（5%）となっている。

図表 2-8-1 職員を派遣した避難所における育児、介護、女性等の多様なニーズについて

	調査数	避難所の運営に職員や女性を配	保健師、保健士、介護士、専門職員	担当を決めたニーズの間	同僚が調査を行う際に、	職員を担うと有するよう派遣し	その他	特に行っていない	無回答
全体	859 100.0	57 6.6	141 16.4	47 5.5	20 2.3	34 4.0	71 8.3	140 16.3	500 58.2
県	39 100.0	7 17.9	13 33.3	8 20.5	2 5.1	5 12.8	12 30.8	6 15.4	8 20.5
市区町村	820 100.0	50 6.1	128 15.6	39 4.8	18 2.2	29 3.5	59 7.2	134 16.3	492 60.0

【その他（主な内容）】

- ・保健師や看護師等の専門職などによる避難者からの聞き取り、巡回によりニーズ（避難所の衛生面、日中夜間避難者数、体調不良者、物品の要望、食事、その他困りごと等）を把握していた。（23件）
- ・定時連絡会、保健師や看護師、避難所関係者などとの連携や情報共有。（8件）
- ・複数の自治体と共同で被災市町と協議しながら、避難所運営支援にあたっている。
- ・専門職員（保健師など）の派遣。（5件）
- ・掲示板の活用。
- ・避難者とのミーティング。
- ・避難者からの相談。（2件）
- ・住民間で取りまとめて行政に伝えられた。
- ・熊本市職員や自治体の避難所運営をサポートする事務局（危機管理対策課）へ報告。
- ・ニーズ把握については、避難所に常駐(交代)する被災自治体職員、専門職が行った。（3件）
- ・特別にニーズ把握の担当者を指定はしておらず、個々の派遣者において避難住民に寄り添ったニーズ把握に努めた。
- ・各避難所で対応は異なるが、被災自治体の女性職員が配置されていた避難所では、当該女性職員を通じて多様なニーズの把握に努めた。（2件）
- ・（発災後2週間）病院の看護師が小学校の支援にきた際は、介護や女性の視点で相談できる環境があった。
- ・避難者各人に聞き取りをすることは支援職員の人数からして難しいため、少ない支援職員での運営におけるニーズ調査のすべを常に模索していた（物資の提供ブースを設け、物資の減り具合からニーズ調査を行う等）。
- ・性別や年齢などで分けてニーズを把握するのではなく、一人ひとり個別に状況を確認して対応した。
- ・業務に関する支援を行っただけで、ニーズや運営は市役所職員や当地のボランティアが行っていた。
- ・自主運営組織のリーダーによるニーズの把握。
- ・支援業務は給水業務のみ、水の使い道については、その都度確認し、授乳用ミルクの為の水と伺った場合は給水バッグの劣化や汚れを確認し、早めの交換を心掛けました。

- ・避難所にいる要援護ケースの把握は、派遣先の自治体及び避難所の運営管理者が行っており、健康上のニーズが高いケースに対して個別に健康相談等を行った。
- ・課題の多い避難所に市の保健師と同行し、避難者全員（その場にいた方のみ）の健康調査及びニーズ調査を行ったが、本市の場合、全壊で避難している方がほとんどいないため、地震への恐怖で避難している方が多く、日中は自宅に戻って食事や入浴をされており日常生活に大きな支障がなかった。また、夜間の地震の恐怖で車中泊が多かった。一部、独居の高齢者や介護を要する方が一般避難所での生活が困難だったため、福祉避難所への誘導も行った。

問9 貴自治体が支援を行った避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫があれば、具体的にご記入ください。また、男女共同参画の視点から課題が発生したことがあれば、以下に把握している範囲で結構ですので、その避難所の対象・特徴や課題等を記入してください。※いずれも、複数の避難所支援を行っていた場合には、どこの避難所であるかも記載してください。

男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫

支援を行った避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○女性（妊婦、子育て世代など）への配慮

- ・女性専用スペースの確保（トイレの配備、更衣室、授乳室、洗濯の物干し場所（御船町）、姿見の設置）（女子更衣室が2室あった（南阿蘇村南阿蘇中学））。（18件）
- ・子育て世帯への物資提供（粉ミルクやおむつ、ミルク用お湯ポットの確保など）。（2件）
- ・子どもが遊ぶスペースは子どもの声が迷惑にならないよう、場所等を配慮した。（宇土市）（2件）
- ・女性用備品の配布（女性用下着、生理用品を準備）。（熊本市北区龍田小学校、宇土市立鶴城中学校体育館避難所などほか）（4件）
- ・女性の避難生活時の安全面への配慮（相談窓口の連絡先ポスターを配布・掲示し、痴漢や性的暴力があった場合に対応する）。（2件）
- ・乳児のいる家族・寝たきり高齢者のいる家族には、教室を1部屋その家族専用として提供した（本人と、授乳・夜泣き・オムツ交換・車いすの乗り入れ等介護者への配慮の為）。
- ・物資配布係りに女性をあてた（益城町立広安西小学校、益城町総合体育館、益城町飯野小）。（5件）
- ・女性避難者からの相談窓口の設置。（2件）

○高齢者、障害者

- ・洋式便器の設置（男性、障害者、高齢者も使用できるように配慮する）。
- ・高齢者スペースへの配慮（畳敷きの部屋、段ボールベッドの設置、トイレ近くの入り口に配置、介護用トイレの設置（益城町末安小学校）等）。（5件）

○職員への配慮

◆女性

- ・女性職員の増員（6件）

◆全体

- ・派遣職員を対象とした事前説明会において、男女共同の視点に関する資料を配布し、説明を行った。
- ・役割分担の配慮（男女による偏りをなくし、それぞれ自主的に協力し合う）。（嘉島町ほか）（6件）
- ・避難所運営は、女性職員も含めたローテーション勤務とした。
- ・ボランティアでは、同性で組むことにより、作業しやすい環境を作った。

○その他

- ・プライバシーの確保（パーテーションの設置）。（南阿蘇村久木野総合センター、益城町広安西小学校など）（7件）
- ・感染症予防の周知（土足禁止など）。（2件）
- ・男女のニーズの違いに応じた物資の提供。
- ・児童虐待、DVが疑われる場合の配慮（町、警察、児相等と連携、専門職の常駐など）。（益城町グランメッセ熊本、益城町情報交流センター）（3件）
- ・避難者のニーズを聞き取るための窓口の設置（必ず女性1名を配置、健康相談、不安など）。（熊本市立隈庄小学校、下益城城南中学校、旭ヶ丘公民館、鰐瀬公民館、土鹿野公民館、築地公民館、杉上小学校、杉上コミュニティセンター、隈庄コミュニティセンター、豊田小学校、城南総合スポーツセンター、富合小学校、富合公民館、雁回館、下宮地コミュニティセンターほか）（5件）
- ・女性の意見の反映（女性が主任となり反映されやすいようにしたなど）。（益城町）（4件）
- ・避難所の地図、名簿を作成し、支援者が代わっても継続支援ができるようにした。
- ・防犯ブザー携帯の呼びかけ。（益城町ユニットハウス）
- ・避難者同士の交流を図るための集会所の周知。
- ・避難所支援に関する情報共有（複数の自治体で共同で避難所運営支援を行った、自治体保健師に情報提供など）。（2件）
- ・避難所のルールづくり（消灯時間、食事時間・場所、ゴミの収集、清掃等）。

男女共同参画の視点からの課題

男女共同参画の視点からの課題について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○プライバシーへの配慮

- ・プライベート空間がなく、朝起きたら異性が横に寝ていたことがあった。（益城町エミナース）
- ・仕切り（カーテン、パーテーションなど）によるプライバシーの確保。（5件）
- ・体育館での共同生活となる為、プライバシーが保たれにくい。
- ・体育館等、1区画の大きな避難所で、家族単位以外に男性専用区画、女性専用区画など、避難者のニーズに応じた居住空間の確保ができなかった。
- ・避難所生活に慣れてくると、更衣室があっても使用しない女性（特に意識がない中学生等）、授乳をそのまま行ってしまう女性が見られた。女性同士や家族からの注意が必要。（嘉島町）
- ・プライバシー確保への配慮。（益城町保健福祉センター）（2件）

○女性や子供、高齢者への配慮

- ・女性への配慮のため、パーテーション等の仕切りの準備。(2件)
- ・女性や子育て世代に配慮したスペースの確保。(3件)
- ・女性のトイレ、更衣、授乳等におけるプライバシーの確保。(御船町のカルチャーセンターやアリーナ、老人福祉センター、益城町保健福祉センター)(10件)
- ・女性や子育て世代への避難所運営の配慮(生理用品、女性用下着の配布は女性により配布する、トイレ掃除など)。(益城町広安西小学校)(グランメッセ福祉避難所)(7件)
- ・女性専用コーナーが何のための場所か明確でなく、有効に活用されていなかった。
- ・女性に対する防犯(女性シャワー室の防犯対策をするなど)。
- ・せんとく物のほし場が共同であり、女性には干しくかったように思う。
- ・小さな子どもがいる家庭のストレスへの配慮(他の人の迷惑がかかることを恐れて泣き声や騒音等を考慮して自発的に自家用車で生活するなど)。(3件)
- ・子供の声に対する不満(泣き声、学校の再開、児童の活動スペースの分離等)。(宇城市内避難所【ウイングまつばせ】避難所)(3件)
- ・子供連れの避難者が、後片付け等のために避難所を離れることが困難であった。

○女性職員の不足

- ・女性職員の絶対数が少ない。(5件)
- ・女性の入浴時に見守りしてくれる人がいなかった(毎日ではなかった)。(2件)
- ・支援を行った職員について、技術職は基本的に絶対数として、土木系は男性、保健師は女性が多いため、どうしても男女比が偏っていた。
- ・女性職員増員による避難所運営の円滑化(小さな子供がいる女性や高齢者の意見をとりいれやすくする)。(3件)
- ・女性職員を避難所担当の長として配置した南阿蘇村内の最大の避難所では、当初から保健師と日赤を中心とした避難所運営を実施したため、女性・高齢者・子ども等に偏重した過剰支援となった感がある。そのため、本来必要とされる「住民による自主運営」の意識が全く芽生えず、3週間後でも支援職員を30人以上配置し続ける運営体制をとらざるをえなかった。

○派遣職員への配慮

- ・男女別の職員用休憩スペースの確保。(4件)
- ・1日の活動時間の制限。
- ・家庭、子育て等個人の状況を考慮した派遣者の選定。
- ・被災地の状況に応じた派遣者の選定(震災直後は女性を派遣しないなど)。

○性別による業務分担の固定化

◆女性

- ・トイレ掃除は男性トイレ、女性トイレとも、行政職員の女性が行うことになっていた。(嘉島町)(商工会)(3件)

- ・嫌なことを性別によって押し付けないことが大切であると感じた。(嘉島町)
- ・食事の配膳、弁当配布は女性がほとんどであった。(嘉島町)(商工会)(3件)
- ・女性職員は電話対応や住民対応を行っていた。
- ・避難者の視点に立った対応を考慮すると、女性特有の悩み、要望等を聴取し、アドバイスをする上で女性の配置は必要であり、男性に話しづらい内容も女性には話しやすいと感じる。今回は、避難者の女性に協力を依頼したが、運営側に女性の配置が必要であると感じた。

◆男性

- ・男性が主体となって力仕事を行っていた。(3件)
- ・全体総括

○人手不足

- ・行政職員やリーダー不在の避難所では、ルールが決められず清掃もされていなかった。
- ・支援する人材がそろっていれば、女性に対応するなど一定配慮はできるが、震災発生時など混乱の中でマンパワーが不足していると充分対応しきれないと思う。

○避難所の衛生面・環境面・安全面への課題

- ・衛生的な環境の確保が必要。発災時は混乱もあり、区画整理や衝立を設置する時間もなく、体育館に毛布を直にひいており、そこで寝食をしている状況であった。
- ・指定避難所となる施設の耐震性の確保が重要であると痛感した。(益城町総合体育館)
- ・仮設トイレ内は大変暗いので、採光や電灯による明りの確保が重要。
- ・上下水道が使用できないときには仮設水道や仮設トイレを使用するが、男女別々のトイレの出入り口通路、歯磨き・化粧が遠慮なくできるような仮設水道の設置方法への配慮が望まれる。
- ・夜間、酔っ払った男性が避難所に立ち入ったケースがあり、女性看護師が対応に苦慮していた。このとき警備員も女性だったため、制止を振り切って避難所に押し入っていた場面があった。結果、周囲の男性達が制止し、事なきを得ていた。(益城町の避難所)

○高齢者・障害者への配慮

- ・高齢者に多かったが、個人のスペースが確保されるとそこからあまり出てこなくなり孤立する人が多かった。また、隣の人の顔が見えず不安という声も聞かれた。
- ・障害のある人を一般の避難所の中で介助する場合にはプライバシーの保護の面で課題がある。
- ・機能低下予防の運動等をさせる時に集団で声をかけると女性ばかりの参加になってしまうことから、男性にも意図的に声かけをし参加を促した。
- ・LGBTの方は外見ではわかりにくく、また自発的に困難さを訴えづらいと思われるため、課題として把握しづらいが、避難所等で配慮すべき課題はあると感じている。

○その他

- ・避難者からの要望を把握しやすくする仕組み作り
- ・虐待リスクの高い家庭に対するメンタルケア

- ・工夫をする一方で、昼間は職員が目も届きにくく閑散とする避難所環境においては、リスク管理等に気を配る必要がある。
- ・避難所運営に地域や避難者の参画があまり見られなかった。また、避難所には熊本市の女性の行政職員も配置されていたが、忙殺され、女性目線での気配りができる余裕がなかったように見受けられた。
- ・避難所での暮らしの様子を見てみると、女性同士では食事の配布の待ち時間等によく世間話をされていたが、男性同士で話しをされていることはまれであり、男性はかなり顔なじみでないとなりの関わりを持ちにくいのかも感じました。高齢のご夫婦でも、妻は避難所において、夫は被災した自宅や自宅前で車中泊しているという方が何人か見られました。
- ・被災地までの輸送手段がほとんど車なので長時間運転の不安がある。
- ・今後の防災対策の強化
- ・男女共同参画の視点についての具体的な取組・工夫についての検討
- ・避難所で実際体験することとなる状況を広く周知することが重要
- ・男女協働参画センターからスタッフの派遣などによるアドバイス

問 10 避難所以外の支援で、育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例があれば具体的に記述してください。

育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○子育て世帯に関する事例

- ・乳児を育児している母親への支援
- ・熊本市中央区保健子ども課において、乳児を持つ家庭へ被災後の育児状況確認の電話入れ・HAW データ入力作業を行った。
- ・ミルクや哺乳びん、オムツを支援物資として送った。なお、ミルクに関してはアレルギー対応の製品も送っている。また現地の水不足の情報を得たことから、体も拭くことのできる赤ちゃん用おしりふきも送った。
- ・被災者受け入れ支援を実施した。(①市営住宅提供については、県の対応と合わせて今後も継続 ②生活支援金等支給を実施した ③小中学生の受け入れ支援を実施した ④保育園・幼稚園への一時預かりを実施した)
- ・産後1か月の産婦と新生児が被災され、自宅が全壊し家族とともに倉庫で暮らされていたため、訪問を行い、育児環境の確認、精神的な負担の有無などを確認した。町の保健師の継続した見守りをお願いした。
- ・赤ちゃん一時避難プロジェクトの実施(大津町より1世帯避難)。
- ・授乳コーナーを設置、避難所の中に要配慮者を対象とした簡易ベッド使用スペース及び専用トイレを設置(阿蘇体育館内の会議室)。

○介護に関する事例

- ・個別訪問で、夫の介護と自宅の片付けで疲れがたまってきた不眠、体重減少を訴えていた妻をケアマネにつないだ。個別訪問で乳幼児がいる家庭に予防接種等の情報を提供した。
- ・認知症が進んだケースについては、ケアマネの関わりの確認と町への情報提供を実施。避難所から居住先を駐車場に移している事例について、民生委員からの情報収集と町への情報提供を実施。震災後、介護者である息子の転勤により独居となる要介護2の高齢者の住環境（水がでないなど）等独居の継続への課題について町への情報提供を実施。発達障害のある子どもを持つ保護者からの、震災による本児の反応や対応についての相談をうけた。
- ・介護が必要な事情を考慮し、自宅から近場の避難所への要望を出来る範囲で優先した。
- ・高齢者のいる世帯には、訪問時（必要な方に）栄養補助食品を配付。
- ・被害調査、仮設住宅募集受付業務の支援であったため、特に要配慮者に対して手続き上の配慮は出来なかった（相談の時に、よく話を聞く程度）。

○女性に関する事例

- ・被災地支援として職員を派遣した御船町への登米市長訪問の際に、登米市女性被災者支援団体「えがおねっと」代表の須藤明美氏が同行し、東日本大震災時に女性視点での支援物資の配布を行った経験について、情報提供を行った。
- ・益城町総合運動公園内に車中泊している避難者を救うべく、本市が主体となってテント村を開設した。そのテント村内の一角に女性専用のトイレを4基設置した。
- ・被災地への支援物資を提供したが、乳児用の粉ミルクや男女別の肌着セット、女性用の生理用品等の多様なニーズに対応した物資を選定した。
- ・生理用品等を切らさないように心掛けた。

○高齢者、子育て世帯、女性に関する事例

- ・家庭訪問を行い、独居の虚弱高齢者や乳幼児のいる家庭の困り事を聞き取り、支援につなげた。
- ・震災後速やかに、多様なニーズへ配慮するための支援物資として生理用品、粉ミルク、子ども用紙おむつ、大人用紙おむつなどを輸送した。
- ・女性用、高齢者用の衛生用品を中心に物資提供した。
- ・町が所有する備蓄物資を被災地に送ったが、その際、生理用品や大人用おむつなど、要配慮者に配慮した物資を送付した。
- ・支援物資の中に、大人、子供用のオムツ、生理用品を用意した。
- ・赤ちゃん・要介護者への対応：おむつのサイズを全て揃える等の配慮を行なった。
- ・派遣先にて二次避難の受付を行った。一次募集時に確保できていた施設数が少なく、要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者）に配慮できていなかった。そのため、要配慮者がいる世帯の募集をし、申請者の希望、優先度に応じ、マッチングしたリストを作成し、判定会議を行い、二次避難が必要な避難者から優先的に適切な施設へ入居できるよう配慮した。
- ・派遣された女性保健師が、健康上の問題や育児・介護等の問題で避難所や仮設住宅で生活できない世帯への戸別訪問を実施。不安を抱えながら生活している状態、今後も支援を必要としている世帯について現地の保健師に引き継いだ。
- ・仮設住宅の入居に関して、妊婦、3歳以下の子どもがいる家庭、介護の必要な家庭、障害を持つ人がいる家庭を優先していた。

- ・子どもや高齢者等で配食を分けて食べる時などに使う、使い捨ての食器具を支援物資倉庫の中から探し出して必要な避難所の支援職員へ配付することがあった。

○その他

- ・支援活動の内容は、物資拠点での仕分け・拠出等支援、こころのケア支援（D P A T）であったことから、育児・介護・女性・男性等のニーズへの配慮を行った事例はありませんでした。
- ・保健師活動：家庭訪問によりニーズを把握し、必要な支援の提供につなげる活動を実施。
- ・育児・介護・女性も含めて、多様なニーズに対して、複数の自治体で共同で、被災市町と協議しながら被災地支援にあたっている。
- ・密封式簡易トイレ「ラップポン」のニーズ調査。
- ・当市における避難所以外の支援は、被災地への支援物資搬送、被災地宅地危険度判定士の派遣、農業施設・農地の災害復旧業務等の職員派遣を行った。
- ・ボランティア募集を市社会福祉協議会と連携して対応した。
- ・義援金・募金の取組を実施した。
- ・被災自治体に実際に必要な物資のニーズを確認したうえで、水や食糧以外のマスクや使い捨て歯ブラシ等の日用品の物資支援を実施しました。
- ・全国から届く支援物資を整理する際、タブレット端末を使用し、「女性」「男性」「高齢者」「アレルギー」「その他」等の項目を作成し、管理していた。
- ・アレルギー対応の食糧・保存水の提供を行いました。
- ・食事支援において、容器等の個別要望に対応例：食事内容に応じてお椀ではなくカップ、プラ弁当ケースでなくお椀、はしではなくスプーン等。
- ・ウエットティッシュ、入れ歯洗浄剤などの補充を心掛けた。
- ・物資配給の場所に女性職員や女性のボランティアを配置し、女性が気兼ねなく訪れることができるようにしていた。（2件）
- ・被災した自宅での生活を余儀なくされている方で、入浴、トイレなどを近所の方々の協力を得る必要があった。
- ・昼食、夕食など1ヶ月間の無料提供（土日・祝日の昼食のみ各自負担）。
- ・必要な家電製品の貸し出し、日用品・生活必需品の貸出・支給。
- ・市内温泉無料券を発行（1か月間のみ）。
- ・健康相談窓口の設置、保育所、学校教育の支援。
- ・公営住宅の無料貸出（家賃及び敷金なし、水道費無料、6ヶ月から1年貸出）。
- ・家族から「精神的に不安定な家族（男性）がいる」との連絡を受けて訪問し、行政職員、警察等と協力・連携しながら対応（医療保護入院）しました。
- ・建物の家屋調査（二次調査）の点で、個人の部屋を調査する際には、了解を得るなど配慮を行った。
- ・多様なニーズという点では、ペットと一緒に避難できる住宅を民間団体よりご提供いただいた。
- ・外国人への支援として、熊本市内に開設された外国人用の避難所の通訳要員を派遣するとともに、り災証明書の翻訳を支援した。
- ・日本赤十字社を通じて募金活動を行った。
- ・町で把握する避難行動要支援者名簿をもとに、各家庭を訪問し、健康状態の把握、困りごとの有無、

保健・福祉の対応の必要性について確認するとともに、町の社会資源情報の提供、食中毒・熱中症予防・こころのケア等の啓発を行った。また、民生委員の依頼を受け、地域住民の週2回の集いの場で、参加者の健康相談・こころのケア等のサポートを行った。

- ・車イス利用者の車イスが不足し、役所へ問い合わせた上で車イスを余分に配置した。
- ・派遣期間が長期間に渡らぬよう留意した。
- ・民生委員からの依頼で、認知症を疑う高齢者夫婦世帯の在宅訪問を実施。派遣日数の関係で担当を引き継ぐことになったが、受診につなぐ支援が中断しないように留意した。
- ・被災による不安を語る方に対しては、男女に関係なく傾聴的な態度で寄り添い、必要時、DPAT（災害派遣精神医療チーム）に支援を引き継いだ。

（４）その他

問 11 男女共同参画の視点から貴自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体との連携状況について（該当するものすべてに○）

男女共同参画の視点から自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体との連携状況について、都道府県では、「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」が13都道府県（33%）と最も多く、次いで「被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた」が10都道府県（26%）、「被災自治体職員との情報共有に難しい面があった」、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」が7都道府県（18%）となっている。

市区町村では、「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」が243市区町村（30%）と最も多く、次いで「被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた」が205市区町村（25%）、「被災自治体職員との情報共有に難しい面があった」が81市区町村（10%）となっている。

【その他（主な内容）】

○情報共有が難しかった

- ・避難所の規模や運営を任されている自治体の職員や指示体系の違いにより情報共有が難しい面があった。（9件）
- ・役割分担、打ち合わせ時間の確保が難しい。
- ・被災自治体職員等は、オーバーワークの状況にあり、連携に関しては限界が認められた。
- ・確認・声かけが毎回必要であった（役割分担や避難住民の支援需要等）。
- ・情報が周知されないこともあった。
- ・男女共同参画の視点からの連携状況はいずれも困難な面があったと思われる。危機管理等も含め、男女共同参画の視点でさらに検討すべき問題と考える。
- ・民間支援団体は参入していなかった。
- ・被災自治体職員、県、市町村と役割分担がはっきりしており、交流する場面がなかった。
- ・限られた期間での支援については、各種報告書作成・提出などの対応ができたが、引き揚げ後のマンパワー不足には不安が残った。

○情報共有が可能だった

- ・県と県内市町が一体となった派遣であったため県職員を経由して連携が図られた。
- ・県職員による全体コーディネートのもと、各支援団体（市町村やボランティア団体）が避難所運営業

務を行った。

- ・概ね円滑に連携できた（り災証明発行業務及び家屋被害認定調査業務においては円滑であった、など）。（3件）
- ・派遣数日後には情報が随時更新され、ある程度の情報共有はできたと考える。
- ・地元保健師、派遣保健師と連携し業務を遂行できた。（2件）
- ・ミーティングを行うことにより情報共有や役割分担ができた。

○その他

- ・ニーズに基づく物的支援ができなかった。
- ・支援物資搬送のみ。ほかは被災状況を調査。
- ・一支援自治体が被災自治体、民間支援団体と個々に連携を図ることは実質的に意味を持たず（現場に混乱を招き、マイナスにしか働かない）、また不可能です。当然都道府県が間に入り交通整理することになりますが、そこで男女共同参画の視点で思考することが可能かと思えます。
- ・連携や情報共有は行わなかった。（2件）
- ・医療機関による過剰支援を統制する手段がなかった。
- ・ボランティアの身勝手な行動（売名行為に近い）を統制するのに苦労した。

図表 2-11-1 男女共同参画の視点から自治体職員と被災自治体職員及び民間支援団体との連携状況

	調査数	被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた	被災自治体職員との情報共有に難しい面があった	民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた	民間支援団体との情報共有に難しい面があった	被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた	被災自治体職員との役割分担に難しい面があった	民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた	民間支援団体との役割分担に難しい面があった	被災自治体職員及び民間支援が援てきた概ね円滑に適切な指示が援て団	被災自治体職員及び民間に支援団体が適切な指示を出すのに難しい面があった	その他	特にな	無回答
全体	859 100.0	256 29.8	88 10.2	83 9.7	36 4.2	215 25.0	52 6.1	83 9.7	28 3.3	48 5.6	39 4.5	48 5.6	391 45.5	91 10.6
県	39 100.0	13 33.3	7 17.9	7 17.9	4 10.3	10 25.6	6 15.4	6 15.4	5 12.8	5 12.8	3 7.7	3 7.7	17 43.6	2 5.1
市区町村	820 100.0	243 29.6	81 9.9	76 9.3	32 3.9	205 25.0	46 5.6	77 9.4	23 2.8	43 5.2	36 4.4	45 5.5	374 45.6	89 10.9

問 12 被災自治体職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点があれば下記にご記入ください。（例： 受援体制が整っていた／いなかった。被災自治体職員の経験、研修等が十分であった／なかった。等）

被災自治体職員又は民間支援団体との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○受援体制について

- ・受援体制が整っていなかった。（19件）
- ・女性職員用の更衣室や寝室の整備ができていなかった。
- ・知識やノウハウの不足（職員の研修等が十分でなかった。など）。（16件）
- ・事務処理についてのマニュアルがなかったため、派遣職員同士での事務分担に苦慮した。（3件）

- ・一般的な研修は不要で、作業の研修のみ行うのがよいのではないか。
- ・職員の役割分担が明確でなかった。(10件)
- ・物的・人的ともに支援の受け入れ体制は整っていた(避難者のケアを目的に職員(保健師)の派遣されたため、経験のある支援自治体職員に権限と地域情報を共有し任せたためなど)。(17件)
- ・被災自治体側の受入体制に期待をしたり、受入体制の不備を指摘する時点で、被災者支援を行う者(応援自治体職員)としての心構えが不十分であると考え。被災自治体側の受入体制に不備があるのであれば、その不備ごと、自らの責任として受け止め対応する姿勢が重要であると感じた。

○情報共有・連携について

- ・情報共有は行っていた。(7件)
- ・被災後1か月以上経過したため情報共有ができた。(11件)
- ・LINEグループを作成したため情報共有ができた。(2件)
- ・定期的なミーティングや密にコミュニケーションを取ることで情報共有ができた。(16件)
- ・情報の共有や引継ぎが十分でなかった。(21件)
- ・職員同士の連携が難しかった。(2件)
- ・短期間の派遣職員が多いため、出来ることが限られてしまう。中長期的に派遣されれば、より被災自治体職員との連携が出来た。(2件)
- ・自治体庁舎が被災したことから情報共有がむずかしかったのではないか。
- ・本部でどの程度の支援物資を持っているのか情報をつかめず、支援物資に関しても避難所のニーズとのミスマッチがあった。(4件)
- ・情報共有に時間がかかった。
- ・被災者支援台帳のシステム化により、被災支援を円滑に行うことができたのではないか。

○女性職員について

- ・派遣職員は女性の参画が少なかった。増員をしたほうがよい。(3件)
- ・女性職員の活躍により業務を円滑に行えた。(2件)
- ・女性リーダーにより女性の意見が反映されやすい。
- ・業務に応じて女性が役割を担う方が合理的。

○その他

- ・被災自治体側で男女の役割を分担していた。
- ・職員の人手が不足していた。(2件)
- ・押しかけボランティアでトラブルがあった。
- ・業務が円滑に行っていた。(6件)
- ・避難所運営側の組織体制を他支援団体にも理解できるような工夫があれば連携がとりやすく、医療・保健衛生面で支援が必要な事例への支援や環境的な配慮要因を整えることにつながったと思う。
- ・お互いのできることを分かり合い、協力しようとの姿勢があった。
- ・被災地の状況やニーズの変化を把握するのは難しい。(2件)
- ・職員の就業体制(疲労や精神的ストレスによる体調悪化)。
- ・派遣要請の業務(住家被害認定調査)が、男女共同参画の視点からの防災とあまり関係の無い業務であった。

- ・応援県が避難所の責任者となっていたが、避難の長期化を考慮すると、熊本県職員が避難所の責任者となった方が良いと思われる。
- ・支援団体に委託できる内容等決定しておくことが重要だと感じた。
- ・自治体職員2名1班の編成で行うことで被災地での業務の精神的なストレスを軽減することができるのではないか。
- ・ボランティアが住民に入り込みすぎている感じがあり、支援職員が入りづらく感じる部分があった。
- ・被災自治体の受援体制は未整備であったが、カウンターパート制により全面的、継続的な支援ができたことから、被災自治体との連携の強化が図られ、信頼関係が深まった。
- ・短期間のうちに多くの人員を派遣したため、過剰支援と感じた。(2件)
- ・現場では、男女共同参画の視点からの支援というよりも、保健師(二次的健康被害の予防、公衆衛生対策)としての支援が主眼にあった。

問13 貴自治体における備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

○備蓄の状況

簡易間仕切りについて、都道府県では、「備蓄がある」は10都道府県(26%)、「備蓄がない」は28都道府県(72%)となっている。市区町村では「備蓄がある」は417市区町村(51%)、「備蓄がない」は387市区町村(47%)となっている。

簡易トイレについて、都道府県では、「備蓄がある」は33都道府県(85%)、「備蓄がない」は6都道府県(15%)となっている。市区町村では「備蓄がある」は690市区町村(84%)、「備蓄がない」は115市区町村(14%)となっている。

生理用品について、都道府県では、「備蓄がある」は20都道府県(51%)、「備蓄がない」は18都道府県(46%)となっている。市区町村では「備蓄がある」は468市区町村(57%)、「備蓄がない」は335市区町村(41%)となっている。

粉ミルクについて、都道府県では、「備蓄がある」は18都道府県(46%)、「備蓄がない」は20都道府県(51%)となっている。市区町村では、「備蓄がある」は392市区町村(48%)、「備蓄がない」は411市区町村(50%)となっている。

哺乳瓶について、都道府県では、「備蓄がある」は18都道府県(46%)、「備蓄がない」は20都道府県(51%)となっている。市区町村では、「備蓄がある」は358市区町村(44%)、「備蓄がない」は445市区町村(54%)となっている。

小児用紙おむつについて、都道府県では、「備蓄がある」は25都道府県(64%)、「備蓄がない」は13都道府県(33%)となっている。市区町村では、「備蓄がある」は487市区町村(59%)、「備蓄がない」は315市区町村(38%)となっている。

成人用おむつについて、都道府県では、「備蓄がある」は20都道府県(51%)、「備蓄がない」は18都道府県(46%)となっている。市区町村では、「備蓄がある」は480市区町村(59%)、「備蓄がない」は322市区町村(39%)となっている。

○各品目の被災地への支援の状況

生理用品について、都道府県では、「提供がない」は37都道府県(95%)となっている。市区町村では「提供がある」は111市区町村(14%)、「提供がない」は683市区町村(83%)となっている。

小児用紙おむつについて、都道府県では、「提供がある」は4都道府県（10%）、「提供がない」は33都道府県（85%）となっている。市区町村では、「提供がある」は129市区町村（16%）、「提供がない」は666市区町村（81%）となっている。

成人用おむつについて、都道府県では、「提供がある」は3都道府県（8%）、「提供がない」は34都道府県（87%）となっている。市区町村では、「提供がある」は117市区町村（14%）、「提供がない」は677市区町村（83%）となっている。

図表 2-13-1 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
簡易間仕切り	全体	859 100.0	427 49.7	415 48.3	17 2.0	22 2.6	810 94.3	27 3.1
	県	39 100.0	10 25.6	28 71.8	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	417 50.9	387 47.2	16 2.0	21 2.6	774 94.4	25 3.0
段ボールベッド	全体	859 100.0	118 13.7	724 84.3	17 2.0	8 0.9	823 95.8	28 3.3
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	114 13.9	690 84.1	16 2.0	7 0.9	787 96.0	26 3.2
更衣室用ダンボール	全体	859 100.0	63 7.3	778 90.6	18 2.1	3 0.3	826 96.2	30 3.5
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	60 7.3	743 90.6	17 2.1	3 0.4	789 96.2	28 3.4
簡易トイレ	全体	859 100.0	723 84.2	121 14.1	15 1.7	49 5.7	784 91.3	26 3.0
	県	39 100.0	33 84.6	6 15.4	0 0.0	7 17.9	31 79.5	1 2.6
	市区町村	820 100.0	690 84.1	115 14.0	15 1.8	42 5.1	753 91.8	25 3.0

図表 2-13-2 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
防犯ブザー等	全体	859 100.0	40 4.7	801 93.2	18 2.1	2 0.2	827 96.3	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	39 4.8	764 93.2	17 2.1	2 0.2	790 96.3	28 3.4
下着(男性用)	全体	859 100.0	136 15.8	705 82.1	18 2.1	14 1.6	815 94.9	30 3.5
	県	39 100.0	10 25.6	28 71.8	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	126 15.4	677 82.6	17 2.1	14 1.7	778 94.9	28 3.4
下着(女性用)	全体	859 100.0	141 16.4	701 81.6	17 2.0	15 1.7	814 94.8	30 3.5
	県	39 100.0	10 25.6	28 71.8	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	131 16.0	673 82.1	16 2.0	15 1.8	777 94.8	28 3.4
ハンドクリーム	全体	859 100.0	3 0.3	838 97.6	18 2.1	3 0.3	826 96.2	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	2 0.2	801 97.7	17 2.1	3 0.4	789 96.2	28 3.4
リップクリーム	全体	859 100.0	4 0.5	837 97.4	18 2.1	4 0.5	825 96.0	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	3 0.4	800 97.6	17 2.1	4 0.5	788 96.1	28 3.4
化粧品	全体	859 100.0	14 1.6	827 96.3	18 2.1	4 0.5	825 96.0	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	13 1.6	790 96.3	17 2.1	4 0.5	788 96.1	28 3.4
生理用品	全体	859 100.0	488 56.8	353 41.1	18 2.1	111 12.9	720 83.8	28 3.3
	県	39 100.0	20 51.3	18 46.2	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	468 57.1	335 40.9	17 2.1	111 13.5	683 83.3	26 3.2
サニタリーショーツ	全体	859 100.0	35 4.1	806 93.8	18 2.1	10 1.2	819 95.3	30 3.5
	県	39 100.0	2 5.1	36 92.3	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	33 4.0	770 93.9	17 2.1	10 1.2	782 95.4	28 3.4
清掃綿	全体	859 100.0	87 10.1	754 87.8	18 2.1	10 1.2	819 95.3	30 3.5
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	84 10.2	719 87.7	17 2.1	10 1.2	782 95.4	28 3.4

図表 2-13-3 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
おりものライナー	全体	859 100.0	35 4.1	806 93.8	18 2.1	11 1.3	818 95.2	30 3.5
	県	39 100.0	2 5.1	36 92.3	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	33 4.0	770 93.9	17 2.1	11 1.3	781 95.2	28 3.4
中身の見えないゴミ袋	全体	859 100.0	135 15.7	705 82.1	19 2.2	7 0.8	822 95.7	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	36 92.3	2 5.1	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	134 16.3	669 81.6	17 2.1	7 0.9	785 95.7	28 3.4
尿漏れパッド	全体	859 100.0	127 14.8	714 83.1	18 2.1	34 4.0	795 92.5	30 3.5
	県	39 100.0	5 12.8	33 84.6	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	122 14.9	681 83.0	17 2.1	33 4.0	759 92.6	28 3.4
粉ミルク	全体	859 100.0	410 47.7	431 50.2	18 2.1	75 8.7	755 87.9	29 3.4
	県	39 100.0	18 46.2	20 51.3	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1
	市区町村	820 100.0	392 47.8	411 50.1	17 2.1	73 8.9	720 87.8	27 3.3
アレルギー用ミルク	全体	859 100.0	245 28.5	596 69.4	18 2.1	36 4.2	794 92.4	29 3.4
	県	39 100.0	12 30.8	26 66.7	1 2.6	7 17.9	30 76.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	233 28.4	570 69.5	17 2.1	29 3.5	764 93.2	27 3.3
乳幼児用飲料水	全体	859 100.0	94 10.9	747 87.0	18 2.1	18 2.1	812 94.5	29 3.4
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	90 11.0	713 87.0	17 2.1	18 2.2	775 94.5	27 3.3
哺乳瓶	全体	859 100.0	376 43.8	465 54.1	18 2.1	22 2.6	808 94.1	29 3.4
	県	39 100.0	18 46.2	20 51.3	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	358 43.7	445 54.3	17 2.1	21 2.6	772 94.1	27 3.3
哺乳瓶用消毒機材	全体	859 100.0	63 7.3	778 90.6	18 2.1	5 0.6	825 96.0	29 3.4
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	60 7.3	743 90.6	17 2.1	5 0.6	788 96.1	27 3.3
湯沸かし器具 (乾電池式または発電式)	全体	859 100.0	87 10.1	753 87.7	19 2.2	6 0.7	823 95.8	30 3.5
	県	39 100.0	3 7.7	35 89.7	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	84 10.2	718 87.6	18 2.2	5 0.6	787 96.0	28 3.4

図表 2-13-4 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
小児用紙おむつ	全体	859 100.0	512 59.6	328 38.2	19 2.2	133 15.5	699 81.4	27 3.1
	県	39 100.0	25 64.1	13 33.3	1 2.6	4 10.3	33 84.6	2 5.1
	市区町村	820 100.0	487 59.4	315 38.4	18 2.2	129 15.7	666 81.2	25 3.0
おしりふき	全体	859 100.0	157 18.3	683 79.5	19 2.2	56 6.5	774 90.1	29 3.4
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	153 18.7	649 79.1	18 2.2	56 6.8	737 89.9	27 3.3
乳児用着替え	全体	859 100.0	22 2.6	818 95.2	19 2.2	5 0.6	824 95.9	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	21 2.6	781 95.2	18 2.2	5 0.6	787 96.0	28 3.4
ベビーバス	全体	859 100.0	6 0.7	834 97.1	19 2.2	2 0.2	827 96.3	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	5 0.6	797 97.2	18 2.2	2 0.2	790 96.3	28 3.4
離乳食	全体	859 100.0	70 8.1	770 89.6	19 2.2	19 2.2	811 94.4	29 3.4
	県	39 100.0	5 12.8	33 84.6	1 2.6	1 2.6	36 92.3	2 5.1
	市区町村	820 100.0	65 7.9	737 89.9	18 2.2	18 2.2	775 94.5	27 3.3
アレルギー対応の離乳食	全体	859 100.0	48 5.6	792 92.2	19 2.2	13 1.5	817 95.1	29 3.4
	県	39 100.0	4 10.3	34 87.2	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1
	市区町村	820 100.0	44 5.4	758 92.4	18 2.2	11 1.3	782 95.4	27 3.3
スプーン	全体	859 100.0	186 21.7	654 76.1	19 2.2	17 2.0	813 94.6	29 3.4
	県	39 100.0	9 23.1	29 74.4	1 2.6	2 5.1	35 89.7	2 5.1
	市区町村	820 100.0	177 21.6	625 76.2	18 2.2	15 1.8	778 94.9	27 3.3
抱っこ紐	全体	859 100.0	11 1.3	829 96.5	19 2.2	3 0.3	826 96.2	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	10 1.2	792 96.6	18 2.2	3 0.4	789 96.2	28 3.4
授乳用ポンチョ	全体	859 100.0	7 0.8	833 97.0	19 2.2	2 0.2	827 96.3	30 3.5
	県	39 100.0	1 2.6	37 94.9	1 2.6	0 0.0	37 94.9	2 5.1
	市区町村	820 100.0	6 0.7	796 97.1	18 2.2	2 0.2	790 96.3	28 3.4

図表 2-13-5 備蓄の状況、各品目の被災地への支援の状況について

		調査数	備蓄の有無			被災地への提供の有無		
			有	無	無回答	有	無	無回答
成人用おむつ	全体	859 100.0	500 58.2	340 39.6	19 2.2	120 14.0	711 82.8	28 3.3
	県	39 100.0	20 51.3	18 46.2	1 2.6	3 7.7	34 87.2	2 5.1
	市区町村	820 100.0	480 58.5	322 39.3	18 2.2	117 14.3	677 82.6	26 3.2
介護食	全体	859 100.0	153 17.8	687 80.0	19 2.2	18 2.1	812 94.5	29 3.4
	県	39 100.0	5 12.8	33 84.6	1 2.6	3 7.7	34 87.2	2 5.1
	市区町村	820 100.0	148 18.0	654 79.8	18 2.2	15 1.8	778 94.9	27 3.3

問 14 男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどはありましたか。（例： サイズ設定の細かいブラジャーよりも、カップ付インナーの方が、汎用性が高く、物資の管理や配布もしやすかった。基礎疾患等により食事制限のある方が食べられる食品が少なかった）

男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資について、使い勝手がよかった／悪かったものなどについては、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

乳幼児

○食べ物

- ・飲料水については、乳児でも飲めるような軟水を被災地に支援した。
- ・粉ミルクは、湯を使わず水でも作れるものが有用。
- ・月齢毎の離乳食があるとよい。（2件）
- ・妊婦や乳児を考慮した支援物資が少なかった。（2件）

○おむつ

- ・支援物資は、おむつ（大人・幼児含む）、生理用品を多く届けることができた。
- ・おむつは種別管理が困難であった（サイズの偏り、男女別）。（3件）

○粉ミルク

- ・物資の支援時に、粉ミルクを缶のタイプではなくスティックタイプのものとした。
- ・女性の視点からの配慮として、東日本大震災の経験から女性職員が発案して物資を備蓄していた。また、水を使わずに洗浄することができる哺乳瓶洗浄用具を支援物資として提供した（現地での評価は不明）。

女性

○生理用品

- ・水道が使えず、洗濯できなかつたため、生理用品は薄手のものの需要があつた。
- ・女性用生理用品は、ナプキンだけではなく、おりものシートも必要であると感じた。
- ・女性用のインナーや生理用品は女性更衣室のスペースに置いており、管理も女性のリーダーがしていた。
- ・紙おむつやおしりふき、生理用品、ウエットティッシュなどはニーズが高く、喜ばれていた。
- ・組立トイレは、マンホールの位置に設置が限られるため、女性に配慮されない。
- ・生理用品があまつた。
- ・生理用品の管理、仕分け、配布について（防災担当職員に女性職員がいないため備蓄方針等が不明瞭で管理に苦慮した、生理用品やおむつなど配布数への配慮等）。（5件）
- ・今後、生理用品やおむつ等をそろえていく予定。（2件）

○衣類

- ・ポンチョ型雨合羽は、避難所などで女性が着替える際に重宝していた。
- ・簡易的な女性用の更衣室や授乳室は使い勝手がよかつた。
- ・女性用下着の不足。（2件）

○その他

- ・コラーゲン、整腸作用物質等が含まれた食品等があり、女性には人気であつた。
- ・女性用トイレの数をふやしてほしい。
- ・プライベートの確保（女性の着替え、授乳等）をするための間仕切り（パーテーション、組立式更衣室など）が必要。（12件）

高齢者

- ・介護食は多く準備されており、高齢者の方には良かつた。
- ・洋式トイレは使い勝手がよかつた（高齢者にも使いやすい）。（3件）
- ・高齢者向け便利グッズ（ふたをあけやすくするオープナーなど）。
- ・穿くタイプの大人用紙オムツは使い勝手がよかつた。
- ・尿漏れパッドは使い勝手がよかつた。
- ・尿取りパットの不足。

全体

○食べ物

- ・食事制限のある疾患対応の食事の不足。（7件）
- ・アレルギー対応の食品が不足していた。（5件）
- ・おかゆ缶詰は、開ければすぐ食することができ、食物アレルギーをお持ちの方や幼児の離乳食としても好評だつた。
- ・脱水予防のイオン水や高カロリー補助食のようなものが、適応外の疾患の人にも一律に配布されるようなことがあつた。
- ・物資の配布等が適切になされていないことがあつた。

- ・インスタント、野菜不足、味付けが濃いなどにより長期にわたると健康面が心配である。(5件)
- ・避難所では生野菜など生ものは出さないことにしているため、特に女性は便秘がちになる人が多かった。
- ・支給される食べ物が偏っていることに対する不満(パンや肉が多いなど)。(4件)
- ・支給された食べ物が自分に適切な量が選べるように、サイズ等多様なものがあれば良いと思う。
- ・保存の問題もあるが、おにぎりの方が人気が高かった。
- ・フリーズドライご飯は調理時間が短縮できた。
- ・アルファ化米は避難所の運営が落ち着いて弁当などの配布が定着してくるともう使用することが無く、山積みとなっていた。
- ・カンパンなど堅い食料品は配給する際に対象者を選ぶ必要があり、手間がかかった。
- ・温めて食べるものは、調理が必要になるので困った。

○飲み物

- ・飲料水はペットボトルが被災者にとっても運営側にとっても利用しやすかった(配布方法や衛生面)。(5件)
- ・支援物資の飲料はお茶等ではなく水を届けた(色々な用途で使えるため)。
- ・お茶については、冷たいペットボトルのお茶ではなく、ティーバックのお茶を要望する避難者が多かった。
- ・熱中症予防に啓発掲示物とともに、熱中症予防用の飲料水を配布を行った。

○口腔ケア

- ・子ども用歯磨き粉など、大人用と子ども用が併存する製品に係る要望もあった。
- ・入れ歯洗浄剤など、高齢者に対する口腔ケア用品が少なかった。

○衣類

- ・古着が支援物資で送られてきたが、需要が少なく保管に困った。
- ・認知症や精神疾患の1人暮らしで避難所に滞在している人のため、各被災者に合った衣類の調達をおこなった。
- ・男女とも靴下が不足していた。
- ・衣類等について、サイズがなく着られない方がいたり、サイズが合わないものは余っていた。(2件)

○ごみ

- ・中身のわからないエチケットポリ袋も備蓄すべきだと感じた。(2件)

○トイレ

- ・簡易トイレは使い勝手がよかった。
- ・ポータブルトイレは感染症対策にも有効であったが、使用方法が分からない方がいた

○入浴

- ・体拭きシートは、季節柄男性用(メントール入り)のほうが需要が高かった。
- ・ウエットティッシュは居住スペースの清掃や乳児のおしりふきにも代用でき使い勝手がよかった。
- ・メディカルボディタオル(石鹸の香り)は、汗をかいた時や入浴困難者の清拭等に使用できた。

○その他

- ・畳、簡易間仕切り、段ボールベッドは使い勝手がよかった。

- ・給水バッグについては、リュックのように背負えるようになっていたため、使い勝手が良かった
- ・物資よって（おむつ、生理用品、賞味期限など）は備蓄、管理が困難。（3件）
- ・輸送に時間を要したため、必要物資の内容が変化していた。
- ・大きな余震が続く中、建物内での生活を怖がり、車中泊をする人が多かった。エコノミークラス症候群予防のため、弾性ストッキングも備蓄物資に加える必要性を感じた。
- ・支援物資としては、ガスコンロや給水タンクが使い勝手がよかった。

（５）事前の備え・予防体制について

① 地方防災会議

問 15 貴自治体の地方防災会議の状況について記入してください。

地方防災会議の状況について、委員の人数については、都道府県では、59.9人のうち、「男性」は51.2人（85%）、「女性」は8.8人（15%）となっている。

市区町村では、30.4人のうち、「男性」は27.6人（91%）、「女性」は2.8人（9%）となっている。

図表 2-15-1 委員の人数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	840 100.0	31.8	13.6	0.0	90.0
県	39 4.6	59.9	7.4	47.0	80.0
市区町村	801 95.4	30.4	12.3	0.0	90.0

図表 2-15-2 委員の人数（男性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	840 100.0	28.7	11.9	0.0	75.0
県	39 4.6	51.2	7.0	37.0	72.0
市区町村	801 95.4	27.6	11.0	0.0	75.0

図表 2-15-3 委員の人数（女性）

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	837 100.0	3.1	3.4	0.0	39.0
県	39 4.7	8.8	7.7	2.0	39.0
市区町村	798 95.3	2.8	2.7	0.0	22.0

女性委員の選出区分について、都道府県では「8号」が5.1人と最も多く、次いで「7号」が5.0人、「1号」が2.6人となっている。

市区町村では、「8号」が1.5人と最も多く、次いで「5号」「7号」が0.5人、「1号」が0.3人となっている。

図表 2-15-4 女性委員の選出区分_1号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	692 100.0	0.5	1.8	0.0	21.0
県	39 5.6	2.6	5.9	0.0	21.0
市区町村	653 94.4	0.3	1.0	0.0	15.0

図表 2-15-5 女性委員の選出区分_2号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	690 100.0	0.1	0.6	0.0	7.0
県	39 5.7	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	651 94.3	0.1	0.6	0.0	7.0

図表 2-15-6 女性委員の選出区分_3号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	688 100.0	0.1	0.3	0.0	3.0
県	39 5.7	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	649 94.3	0.1	0.3	0.0	3.0

図表 2-15-7 女性委員の選出区分_4号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	690 100.0	0.2	1.0	0.0	11.0
県	39 5.7	0.2	0.4	0.0	1.0
市区町村	651 94.3	0.2	1.1	0.0	11.0

図表 2-15-8 女性委員の選出区分_5号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	701 100.0	0.6	1.5	0.0	19.0
県	39 5.6	2.4	3.1	0.0	12.0
市区町村	662 94.4	0.5	1.3	0.0	19.0

図表 2-15-9 女性委員の選出区分_6号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	690 100.0	0.2	0.7	0.0	6.0
県	39 5.7	0.7	1.4	0.0	4.0
市区町村	651 94.3	0.2	0.6	0.0	6.0

図表 2-15-10 女性委員の選出区分_7号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	696 100.0	0.8	2.7	0.0	33.0
県	39 5.6	5.0	8.0	0.0	33.0
市区町村	657 94.4	0.5	1.7	0.0	19.0

図表 2-15-11 女性委員の選出区分_8号

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	725 100.0	1.7	2.6	0.0	24.0
県	39 5.4	5.1	4.1	1.0	21.0
市区町村	686 94.6	1.5	2.3	0.0	24.0

問 16 貴自治体の地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組があれば以下に記入してください。

地方防災会議において、女性委員の割合を高める具体的な取組として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○推薦

- ・委員の推薦依頼をする際、女性を積極的に推薦してもらえよう働きかけている。(31件)
- ・委員の推薦依頼をする際、可能な範囲で女性の推薦を依頼する旨の文言を記載し、女性の推薦を促している。(6件)
- ・委員の推薦依頼をする際、女性委員の割合を高める必要性等(防災対策に女性の意見を反映させるため等)を記載し、女性の推薦を依頼している。(4件)

○公募

- ・市防災会議における公募委員を女性に限定している。
- ・市民公募委員として女性委員の参画をすすめている。
- ・公募委員の募集の際に提出してもらう作文のテーマを男女共同参画についてのものとしている。
- ・公募委員区分を設定

○選出

- ・委員選出の際、女性委員の積極的な選出の働きかけをしている(呼びかけ、委員機関の個別訪問等)。(14件)
- ・調査票を送付時、女性の積極的な選出を呼びかけている。
- ・女性委員の参画が見込める機関に対して委嘱を行った。
- ・関係機関、指定公共機関及び指定地方公共機関以外から委員を任命する際は、女性を任命するように努めている。
- ・学識経験のある者から積極的に女性の選出を行った。(11件)
- ・自主防災組織から女性委員を選出するよう促進している。(3件)

○任命

- ・積極的に女性委員の任命に努めている。(3件)
- ・女性の消防団員(女性消防団長を含む)を任命した。(5件)
- ・選出区分において女性委員を任命している。(14件)

○登用

- ・委員の改選・変更時に女性委員の必要性を説明(文書、訪問、電話等)し、女性の登用を依頼している。
- ・女性委員の積極的な登用を促している。(10件)
- ・女性管理職の積極的登用を促進している。(2件)
- ・女性職員の管理職への登用の促進。
- ・部局長級に限定せず、課所長級まで対象を拡大することで、女性が委員となるよう努めている。

○条例

- ・防災会議条例を改正し、増員の上で、女性の登用を促進した。(6件)
- ・防災会議条例を改正し、多様な主体(地域防災協議会、福祉関係者等)に委員を委嘱して、女性を委員に登用する機会の拡大を図った。
- ・条例に基づき、選出している(男女の比率を調整している。第8号、9号の活用等)。(13件)
- ・条例に基づき市長がその部門の職員のうちから指命する者については、積極的に女性を指名するようにしている。(2件)(10号委員:医療機関、要配慮者関係施設、ボランティアセンター運営連絡会)

○女性団体へのはたらきかけ

- ・女性団体(婦人連合会、商工会女性部等)に委員として積極的な参加・選出を依頼している。(27件)
- ・女性団体の代表者を依頼、任命している。(23件)
- ・女性の有識者の先生を防災会議に選定するようにしている。

○変更時

- ・任期の更新の際は女性委員をお願いしている。(3件)
- ・異動等による新たな委員の推薦にあたり、女性の適任者を検討することを依頼。
- ・年度当初及び任期満了時に防災会議委員の変更の際に、女性委員の登用等積極的な選出を行っている。
- ・毎年度当初に実施する人事異動の確認や、任期満了に伴う更新の依頼の際には、後任に女性を推薦いただくよう、文書により依頼している。(2件)

○その他

- ・委員就任依頼を行う際、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点の必要性(防災体制の確立、減災対策の推進等)を記載し、協力を求めている。(2件)
- ・民生委員・児童委員から新たに女性委員を加えている。
- ・女性委員の定員の増員を図った。(5件)
- ・男女共同参画主管部長と事前に協議を行い、女性委員の割合が高まるように努めている。
- ・男女共同参画プランの施策に「審議会等への委員の登用」を掲げ、市民危機管理対策会議(当市地方防災会議)を含め、全体として男女とも4割を下回らないように啓発等に努めている。
- ・「審議会等への女性委員の登用促進規程」を定め、その目標に向け、毎年、審議会等における女性委員の登用状況を調査し、市のHPで公表をしている。

- ・男女共同参画計画の中で、基本施策として防災における女性の参画促進を盛り込み、防災に係る政策・方針の決定過程への女性参画を推進している。
- ・法による宛職以外は女性の割合を30%以上とする審議会等の運用内規に従っている
- ・イベントの開催（女性リーダー養成講座、防災・減災に関するイベント）。
- ・女性防災会議の開催。
- ・ダイバーシティ推進の観点から多様な主体（女性や高齢者、障がい者など）による防災・減災対策への参加・参画の充実を図るため、新たに4名の女性委員の委嘱を行った。
- ・東日本大震災を受けて、女性の視点を取り入れるため、男女共同参画の知見がある人物を委員として委嘱した。
- ・市の防災会議において、市内の女性防災士にオブザーバーとして出席してもらい、避難所運営等の意見をいただいている。

問 17 貴自治体の地方防災会議において、女性委員の割合が平成 23 年度以降増えている、もしくは減っている場合、該当する番号 1 つを選択。

地方防災会議において、平成 23 年度以降の女性委員の割合については、都道府県では、「増えている」は 38 都道府県（97%）となっている。

市区町村では、「増えている」は 452 市区町村（55%）、「減っている」は 111 市区町村（14%）となっている。

図表 2-17-1 平成 23 年度以降の女性委員の割合について

	調査数	増えている	減っている	無回答
全体	859 100.0	490 57.0	111 12.9	258 30.0
県	39 100.0	38 97.4	0 0.0	1 2.6
市区町村	820 100.0	452 55.1	111 13.5	257 31.3

女性委員の数が変化したことによる影響・効果があれば以下にその内容を記入してください。

女性委員の数が変化したことによる影響・効果として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・地域防災計画修正にあたり、女性の視点（避難所におけるプライバシーへの配慮や安全面の確保、避難に当たって女性や乳幼児に対する優先的な避難や避難ルート、備蓄品の配慮等）から意見を多くいただけるようになり、より女性に配慮した計画を作成できるようになった。（98 件）
- ・女性委員の意見を地域防災計画に反映し、「女性センター」をDV被害者等が集える場所として二次避難所に位置づけた。
- ・男女双方の視点を考慮した防災（避難所運営）訓練を実施するようになった。（3 件）

- ・影響・効果については特にありませんが、防災会議委員の過半数以上は、災害対策基本法で定められた職相応が構成委員であるため、任意に女性を指名することができないため、女性委員の登用に繋がらない。
- ・女性管理職の増減。(10件)
- ・女性委員登用推進。(3件)
- ・女性委員が増えたことによる影響・影響はない。(6件)
- ・現時点では具体的にご意見を反映した事項等はないが、今後、女性の視点からのご意見等が期待される。(3件)

② 地域防災計画

問 18 貴自治体の地域防災計画において、平成 23 年以降に、男女共同参画の視点から新たに書き加えたことがありますか。

地域防災計画において、平成 23 年以降に男女共同参画の視点から新たに書き加えたことについては、都道府県では、「新たに書き加えたことがある」は 35 都道府県 (90%)、「新たに書き加えたことがない」は 4 都道府県 (10%) となっている。

市区町村では、「新たに書き加えたことがある」は 470 市区町村 (57%)、「新たに書き加えたことがない」は 344 市区町村 (42%) となっている。

図表 2-18-1 男女共同参画の視点から新たに書き加えた内容の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	859 100.0	505 58.8	348 40.5	6 0.7
県	39 100.0	35 89.7	4 10.3	0 0.0
市区町村	820 100.0	470 57.3	344 42.0	6 0.7

② ①で「1. 有」と回答した場合、具体的な内容 (該当するものすべてに○)

男女共同参画の視点から新たに書き加えたについて、都道府県では、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が 24 都道府県 (69%) と最も多く、次いで「男女のニーズに配慮した備蓄」、「女性防災リーダーの育成」が 18 都道府県 (51%)、「地方防災会議などへの女性の参画促進」が 13 都道府県 (37%) となっている。

市区町村では、「男女共同参画の視点からの避難所運営など防災対応マニュアル等の作成」が 282 市区町村 (60%) と最も多く、次いで「男女のニーズに配慮した備蓄」が 250 市区町村 (53%)、「地方防災会議などへの女性の参画促進」が 143 市区町村 (30%) となっている。

図表 2-18-2 男女共同参画の視点から新たに書き加えた内容について

	調査数	性地方の参画促進などへの女性	備蓄のニーズに配慮した	応の男女共同参画の視点から	を住民を対象に研修・職員や	住の防女共同参画の視点から	女性防災リーダーの育成	その他	無回答
全体	505 100.0	156 30.9	268 53.1	306 60.6	127 25.1	133 26.3	114 22.6	0 0.0	
県	35 100.0	13 37.1	18 51.4	24 68.6	12 34.3	18 51.4	15 42.9	0 0.0	
市区町村	470 100.0	143 30.4	250 53.2	282 60.0	115 24.5	115 24.5	99 21.1	0 0.0	

【その他（主な内容）】

- ・女性の避難生活への配慮（女性や子育て家庭のニーズに配慮した救援物資、仕切りの確保、安全の確保、女性専用更衣室、授乳室の設置等）を図る。（32件）
- ・女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営を行う。（5件）
- ・セクシャルハラスメント、犯罪防止のため注意喚起や巡回警備の実施に努める。
- ・要配慮者や高齢者への配慮（生活必需品等の確保等）。（8件）
- ・外国人への対応等に配慮した相談体制。
- ・女性の避難所運営等への参画の促進。（42件）
- ・女性消防団員活動の推進。（9件）
- ・女性防災リーダーの育成。
- ・復興計画策定に際して障害者。
- ・高齢者の参画促進。
- ・男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。（更衣室や男女別トイレの設置等）。（23件）
- ・避難所でのプライバシーや安全性の確保・調達物資選定時の配慮。
- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を参考にした。
- ・男女共同参画の視点を取り入れた体制の確立。（6件）
- ・【市地域防災計画から抜粋】（4）女性の参画
市は、避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れるものとする。また、避難所における女性への配慮としては、避難所におけるトイレ、更衣室、授乳室等について、女性専用スペースとその安全の確保、性暴力・DV・セクハラ・ストーカーなどの被害防止、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮なども必要である。なお、女性相談窓口については、市の男女共同参画センターにおける相談事業を活用し、必要に応じ相談員の増加等に努め、開設・運営にあたる。
- ・ボランティアの啓発。
- ・女性の意見を反映させる。（5件）

- ・避難所運営計画への記載。
- ・避難所担当者を男性1名、女性1名とし配備をしている。
- ・生活環境の整備。
- ・避難所運営における炊き出しの役割について、女性を限定しない表現とした。
- ・平成29年修正に際し、「女性の視点部会」を設立。提言書をまとめた。

問19 内閣府男女共同参画局では、平成25年に過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防（平時）、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の指針となる「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」やこれに基づくチェックリストを作成・公表しています。貴自治体の男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課はこの冊子の存在を認識・活用していますか。

○男女共同参画主管課

冊子の認識については、都道府県では「認識がある」は36都道府県（92%）、「認識がない」は2都道府県（5%）となっている。市区町村では「認識がある」は547市区町村（67%）、「認識がない」は254市区町村（31%）となっている。

冊子の活用については、都道府県では「活用している」は24都道府県（62%）、「活用していない」は14都道府県（36%）となっている。市区町村では「活用している」は181市区町村（22%）、「活用していない」は619市区町村（76%）となっている。

○防災・危機管理主管課

冊子の認識については、都道府県では「認識がある」は34都道府県（87%）、「認識がない」は5都道府県（13%）となっている。市区町村では「認識がある」は498市区町村（61%）、「認識がない」は307市区町村（37%）となっている。

冊子の活用については、都道府県では「活用している」は25都道府県（64%）、「活用していない」は14都道府県（36%）となっている。市区町村では「活用している」は253市区町村（31%）、「活用していない」は552市区町村（67%）となっている。

図表 2-19-1 男女共同参画主管課及び防災・危機管理主管課はこの冊子の認識・活用について

			調査数	有	無	無回答
【男女共同参画主管課】	認識の有無	全体	859 100.0	583 67.9	256 29.8	20 2.3
		県	39 100.0	36 92.3	2 5.1	1 2.6
		市区町村	820 100.0	547 66.7	254 31.0	19 2.3
	活用の有無	全体	859 100.0	205 23.9	633 73.7	21 2.4
		県	39 100.0	24 61.5	14 35.9	1 2.6
		市区町村	820 100.0	181 22.1	619 75.5	20 2.4
【防災・危機管理主管課】	認識の有無	全体	859 100.0	532 61.9	312 36.3	15 1.7
		県	39 100.0	34 87.2	5 12.8	0 0.0
		市区町村	820 100.0	498 60.7	307 37.4	15 1.8
	活用の有無	全体	859 100.0	278 32.4	566 65.9	15 1.7
		県	39 100.0	25 64.1	14 35.9	0 0.0
		市区町村	820 100.0	253 30.9	552 67.3	15 1.8

活用している団体はどのように活用しているか、活用していない団体はその理由をこちらに記入してください。

活用している団体はどのように活用しているか、活用していない団体はその理由として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

(男女共同参画主管課)

◆どのように活用しているか

○避難所運営に活用

- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営ガイド、マニュアルを作成の際の参考とした。(6件)
- ・チェックリストを活用して避難所の運営状況を確認した。
- ・避難所運営などを考える際の業務の参考に活用している。
- ・男女共同参画センターの役割を考えるための資料としている。
- ・避難所運営における意見書を作成した際に活用した。

○女性への対応

- ・女性リーダー育成に向けた取組(研修会など)の参考として活用している。(3件)
- ・防災委員等への女性登用の働きかけ。

- ・防災会議における女性委員の選出について。
- ・女性アドバイザー主体による防災研修会を実施。
- ・女性向けの講習会・セミナーの実施。
- ・災害時に女性のための相談室を開設し、女性の専門相談員による電話カウンセリングの実施や DV 相談等が必要な場合は専門機関の紹介を防災組織計画に明記している。
- ・子育て支援施設での学習会などにおける出前講座において、「避難所チェックシート」を活用している。

○講演や講座で活用

- ・防災に関する講演や講座（防災リーダー、防災講座等）で活用し、防災の啓発に努めている。（28 件）
- ・防災教室の参加者に取組指針を参考にした備蓄リストを抜粋して配布した。
- ・避難所における女性専用スペースの開設やチェックシートを講座開催の際に紹介している
- ・防災に関する講演や講座の企画に活用。（2 件）
- ・職員向けに研修を行った際の資料に活用。（3 件）
- ・ワークショップ（避難所運営、避難所生活等）実施の際に参考とした。（2 件）
- ・防災に関する講座を開講する際、取組指針も参考にして、講師と打ち合わせを行っている。
- ・講座の受講者資料に指針の内容を記載し、防災、復興の取組指針について周知する。（3 件）
- ・防災に関する必要な男女共同参画の視点について周知する。
- ・防災事業において冊子の配布説明を行った。

○男女共同参画推進計画に活用

- ・男女共同参画推進計画に指針の内容等を反映・活用している。（4 件）
- ・男女共同参画推進計画の改定時に活用している。
- ・「防災分野における男女共同参画の推進」を掲げ、防災分野における女性の視点の必要性を啓発していく。
- ・災害対策に男女双方の視点を反映するよう取り組んでいる。
- ・男女共同参画計画に「女性の視点を生かした避難所運営」という項目を入れている。
- ・男女共同参画基本計画において、女性や高齢者等に配慮した防災の取組が為されるよう計画している。
- ・男女共同参画基本計画の進捗状況の把握や評価の際に活用する。
- ・①防災に関する政策・方針決定過程への女性の拡大②防災分野への女性の参画推進③男女共同参画の視点を取り入れた地域防災活動の推進④避難所運営担当職員への女性職員の配置⑤男女共同参画の視点に立った避難所運営担当職員への研修の実施を定め取り組んでいる。

○防災計画策定時に活用

- ・防災計画策定時に活用している。（18 件）
- ・各市町村防災計画への男女共同参画の視点からの助言等を行っている。
- ・防災に関する項目を作成する際の参考とした。
- ・自主防災組織、防災活動への女性の参画の促進等の施策を策定する際に活用した。
- ・指針の内容を参考にしている。（3 件）

○防災計画修正・改定の際に活用

- ・防災計画修正・改定の際に取組指針等を参考にしている。（14 件）

- ・見直しの際にチェックリストを活用している。
- ・女性に対する配慮等についての記載を具体的に明記するよう担当職員に働きかけた。
- ・毎年見直しをする市防災計画において、表現や体制について男女共同の視点から加除のお願いをしている。
- ・避難所運営会議等への女性の参画拡大を図ることを新たに取り入れた。

○広報による周知

- ・防災に関する内容を掲載し広報における啓発に活用している。(4件)
- ・防災や復興に関するパンフレット、チラシの作成の際に参考にした。(4件)
- ・チェックリストを人権啓発誌に掲載。
- ・情報誌の作成で活用。(4件)
- ・情報誌の作成で活用し、市内全世帯ほか関係機関など広く配布した。
- ・避難所に関する紙芝居を作成し、避難所の開設や運営等において男女共同参画の視点を取り入れることの重要性を分かりやすく伝えた。
- ・「女性の視点からの防災・減災ガイド」の作成時に活用した。
- ・防災ハンドブックを作成する際の参考とした。また、ハンドブックに避難所チェックシートや備蓄チェックシートを掲載している。

○情報共有

- ・各関係部署、団体へ情報提供して共有している(冊子の配布、指針、チェックリスト等の周知等)。(8件)
- ・防災・危機管理担当課と情報共有し、施策の参考にした。
- ・「男女共同参画推進デー」をつくり、庁内LANに推進デーの周知と合わせ、男女共同参画に関する情報を掲載し職員に周知を行った。
- ・ロビー等に置き、住民に周知している。
- ・男女共同参画の視点からの防災・減災に関する書籍等を男女共同参画センター図書コーナーに設置し、市民に啓発している。

○その他

- ・自主防災組織の訓練などにおいて活用している。(2件)
- ・意見交換・市町への取組働きかけを実施。
- ・防災事業等において意見を求められた際に活用(参考としている)。(4件)
- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営ガイドを作成し、それを活用した避難所設営体験講座を府内全域で実施。
- ・災害時に増大するさまざまな女性相談に対応するため、専門相談員をサポートする女性相談サポーターの養成講座、フォローアップ講座を実施。
- ・「男女の視点に配慮した避難所運営」や「女性等のニーズに対応した災害時備蓄品の確保」などに取り組む際に活用している。
- ・防災関係部局へ、平時及び災害時における女性視点の重要性や防災会議などへの女性登用の意識づけを図るなどしている。
- ・地域の防災等に女性の視点を取り入れ、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりに努めて

いる。

- ・避難所の設営を担当する職員に女性職員を多く配置し、地域防災計画に定める女性等への配慮に努めている。
- ・男女共同参画に係る取組事例の参照等に活用している。(2件)
- ・男女共同参画を推進する条例策定時に活用した。
- ・備蓄物資の管理や整備に活用。(3件)
- ・避難所の開設・運営、防災備蓄品の整備等において、男女参画の視点から同指針、チェックリストに基づく意見提出を防災担当部署に実施している。
- ・男女共同参画協議会で参考としている。
- ・本県男女共同参画基本計画において、防災分野等における女性の活躍の場の拡大を重点目標のひとつにかかげ、平時からの男女共同参画の推進に向けた取組の参考としている。
- ・事業の企画・立案時、また事業の実施時に、同冊子チェックシートを抜粋して印刷し、参加者に配布した。

◆活用していない理由

○活用予定

- ・今後活用する予定。(4件)
- ・今後男女共同参画推進計画作成の際に活用予定。(5件)
- ・今後の地域防災計画修正時には参考としたい。
- ・男女共同参画の視点に基づく防災対策のための参考資料として活用予定。
- ・今後、防災担当部署と連携を図りながら活用していく予定。
- ・女性リーダーの育成講座において活用する予定。
- ・啓発講座等で活用できる機会があれば活用したい。
- ・今後取組指針を参考に男女共同参画の視点から、災害準備を行っていききたい。
- ・来年度改定予定の男女共同参画基本計画策定時に活用する予定であるが、現在はまだ準備途中であるため活用できていない。

○検討中

- ・今後活用を検討したい。(4件)
- ・活用を検討中。(6件)
- ・今後、防災担当部署と連携を図りながら活用を検討していく予定。

○活用できていない

- ・参考にはしているが、活用までに至っていない。(4件)
- ・認識はしており、男女共同参画の視点から取組の方向性について検討しているが、活用ができていない。
- ・認識はあったが、それを活用し施策・立案に役立てるところまでは、現状において手が回っていないため。
- ・認識はあったが、これまで大きな災害がなかったため活用してこなかった。
- ・認識はしているが、活用できていない状況である。
- ・認識不足のため活用していなかった。

- ・残部数が少なくなっていることもあり、有効活用できていない。
- ・これまで担当部署において、防災関連の業務に直接関わることが少なく、活用する機会があまり無かったため。
- ・災害に関する対応については、防災・危機管理主管課が担当しているが、男女共同参画主管課においては、特別な対策や啓発等を行えていない。
- ・男女共同参画に関する情報提供や共有を関係各課へ適宜行っているが、防災に関する実務においては防災・危機管理主管課が主担となっているため。(5件)
- ・防災・危機管理主管課で活用している。(3件)
- ・男女共同参画主管課としては、現在、活用できる状況にない。(2件)
- ・認識はしているが、専任職員もなく他業務に追われ、実際に活用するまでに至っていない。
- ・活用に至るまでの体制が整っていないため。
- ・防災等に関しては、機会があれば男女共同参画フォーラム等で防災に関する分科会に関係職員や市民で参加する等の活動は行っているものの、男女共同参画に関する事項は幅広いものがあるので、具体的にこの冊子を活用するということはできていない。
- ・活用のための詳細な検討をするに至っていない。(2件)
- ・活用の場、機会がない。(6件)
- ・災害対応における男女共同参画の視点が必要である旨は危機管理主管課に言及しているものの、職員の知識不足であることから活用等を行っていない。
- ・男女共同参画の視点を入れる必要性について、庁内の会議や住民に対する啓発の機会に話の中に取り入れるなどしているが、具体的な活用までには至っていない。
- ・実例があまりなく活用できていない。
- ・災害対策(防災事業)については、主体の部署が危機管理課であり、認識は持っているが活用するまでには至っていない。
- ・男女共同参画室としては、活用する機会はなかったが、防災管理室において地域防災計画等を作成をするうえで、「避難所の環境整備」や「備蓄計画」に男女共同参画の視点をとり入れる際に参考とした。

(防災・危機管理主管課)

◆どのように活用しているか

○講座や講演等で活用

- ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」をもとに、パンフレット、講座資料を作成し、これを使って講座、セミナー等の啓発を行っている。(2件)
- ・職員を対象に防災研修等を実施(男女共同参画視点に配慮する重要性と必要性を取り入れた研修等)。(2件)
- ・防災・減災啓発イベントにおいて、参加者に指針を基に作成された手引きを配布し、担当者による説明を行っている。
- ・防災に関する講座での指針内容等の紹介。
- ・自治会に対し行う防災講和等で男女共同参画の視点の話も加えている。(2件)

○女性への対応

- ・女性向けの講演会の実施。
- ・女性向けの専門委員会等で参考資料として活用した。(2件)
- ・女性講師(自主防災組織代表)の招聘。
- ・女性防災リーダーの育成(研修への参加促進等)に取り組んでいる。(6件)
- ・女性管理職を登用した。(2件)
- ・女性委員の登用(8号委員の登用も含む)。(3件)
- ・防災会議の女性委員の増加。(8件)
- ・自主防災組織の女性の参加。
- ・避難所運営について、女性に配慮するよう努める。(2件)
- ・避難所の運営を担当する職員に女性職員を多く配置し、地域防災計画に定める女性等への配慮に努めている。
- ・女性の避難所運営への参加や配慮について、記載を追加している(各班に女性を配置し、積極的に活躍できるようにする等)。(4件)
- ・地域防災計画に、自主防災組織や消防団への女性の参加促進など、地域防災力への女性の積極的な参画等について盛り込むよう修正を行っている。
- ・災害対策本部の本部員として、女性が長となることが多い部署である保健センター所長などを指定している。
- ・避難所開設時には、女性の着替えや授乳スペースを設けるように防災訓練・講座等で周知・啓発を行っている。

○避難所運営

- ・避難所運営マニュアルの策定にあたり、参考資料として活用している。(31件)
- ・避難所運営マニュアルを作成時、男女共同参画の視点や男女のニーズの違いなどを反映する際に活用した。(10件)
- ・指針に基づき、男女共同参画の視点による避難所運営ガイドを作成し、これを参考に福祉避難所設営訓練を実施した。
- ・避難所運営マニュアルを作成時、男女共同参画の視点や男女のニーズの違いなどを反映する際に活用した。
- ・避難所運営時の女性、高齢者等への配慮(スペース)。
- ・男女のニーズの違い等に配慮した避難所運営にかかる記述について、取組指針等を参考にした。(3件)
- ・避難所運営マニュアルにおいても女性の視点を加味する内容とした。
- ・マニュアル作成にあたり参考資料とし、女性が避難所運営に参加しやすくなるよう配慮した。
- ・避難所に関する女性や要援護者の視点を取り入れたガイドブックの作成。
- ・避難所開設の際に配置する避難所勤務要員については、可能な限り男女1名ずつを配置するようにした。
- ・避難所運営マニュアルの改訂にあたり、参考資料として活用している。(9件)
- ・避難所整備計画を策定する際に活用している。

- ・男女共同参画の視点を意識した避難所運営に活用している。(6件)
- ・避難所運営の方針を立てる際に活用している。(2件)
- ・男女共同参画の視点を意識した避難所整備に活用している。
- ・女性に配慮した避難所運営(暴力対策、プライバシー確保、更衣室や授乳室の設置、備品配布等)になるように活用。(3件)

○地域防災計画策定

- ・地域防災計画策定の際に男女共同参画の視点や男女のニーズの違いなどを反映する際活用している。(45件)
- ・避難所の運営管理において、相談体制の整備、保健師等の専門職と連携した健康相談の実施について地域防災計画に反映した。
- ・避難所運営における女性の視点の重要性を地域防災計画に記載した。
- ・地域防災計画改訂・見直しの際に活用している。(48件)
- ・地域防災計画改訂の際に活用し、避難所の環境整備の推進を図った。

○備蓄について

- ・備蓄計画
 - ・備蓄計画の際に参考にしている。(6件)
 - ・備蓄品の内容検討の際、意見を受けている。
 - ・備蓄品目(生理用品、間仕切りや生理用品、粉ミルク、パーテーション等)の拡充。(5件)
 - ・備蓄に関して、男女のニーズ、女性や乳幼児等への配慮を伴う物資の提供。(9件)
 - ・粉ミルクの備蓄について、乳幼児の好みの有無に配慮し、4メーカー4種類の粉ミルクを備蓄している。
 - ・コンビニや生活量販店と協定を結び、物資の優先調達ができる体制の確保(女性用品等を含むスーパー等との協定締結)。
- ・備蓄品購入時の参考としている。(10件)
- ・備蓄品選定するに当たり、備蓄品チェックリスト等を参考とした。(9件)
- ・チェックリストを参考に備蓄の整備に活用している。(3件)
- ・備蓄の方針等を決める際に活用した。
- ・物資の備蓄等に係る根拠、参考として活用。
- ・取組指針を踏まえ、備蓄品に授乳用品を加えたほか、女性や子育て家庭に配慮した避難所用資機材の年次的な整備を検討している。(授乳室・更衣室など)

○その他

- ・県内各所で「避難所運営ゲーム(HUG)」を実施の際に活用し、男女共同参画の視点を反映した避難所運営体制の啓発を行っている。
- ・自主防災組織が活用している。(2件)
- ・消防団や自主防災組織の形成、避難所の運営等に女性の参画や多様な立場の住民の参画を推進することを計画に明記した。
- ・各種マニュアルの作成・修正時に活用している。(8件)
- ・防災初動マニュアルに反映し活用している。

- ・災害対応マニュアル作成の際に活用している。
- ・防災に関する業務の参考資料として利用している。(5件)
- ・国が示す取組の内容確認等の際利用している。
- ・自主防災組織設立時に配付している。
- ・消防団活動に活用。
- ・自主防災会、PTA、乳幼児を持つ家庭、妊産婦などへの防災講座開催による積極的な啓発、男女共同参画を念頭に置いた避難所マニュアルの作成。
- ・防災訓練や避難所運営時に女性の視点を考慮するようにしている。
- ・防災訓練の際の避難所運営の際、福祉避難所設置訓練に活用している。
- ・避難所開設訓練等の参考資料として活用している。
- ・自主防災リーダー(防災士)の育成において積極的に女性の参加を働きかけている。
- ・安心・安全まちづくりアドバイザーに女性を委嘱し、女性ならではの視点で指導助言をいただいている。
- ・地震対策検討委員会において活用し、報告書へ反映させた。

◆活用していない理由

○活用予定

- ・今後、各計画等の作成・見直し(地域防災計画修正時等)にあたって活用することを検討する。(10件)
- ・今後取組指針を参考に男女共同参画の視点から、災害に備えた準備を行っていききたい。
- ・認識がなく、活用していないが、今後避難所運営の検討等の場で活用していききたい。
- ・認識していたが、チェックリスト等の十分な理解ができていなかったため。今後、防災研修会等の場において活用したい。
- ・今後活用できるよう活用方法を検討中。
- ・今後、活用を検討したい。(7件)
- ・津波災害時における当町の浸水域は、住宅地の約90%以上となっており、まずは一次避難場所の確保が最優先となっている。現在取り組んでいる一次避難場所が整備された後、必要に応じた取組を行っていく予定。

○検討中

- ・活用を検討中(6件)
- ・本方針を活用した取組を検討中であるため。

○活用はしていないが参考にしている

- ・参考としているが、活用できていない。(5件)

(参考にしているもの：避難所におけるマニュアル、地域防災計画、女性に配慮した備蓄物資の充実など)

○活用していない

- ・活用をする機会がない。(2件)
- ・認識しているが、活用するまでに至っていない。(6件)
- ・活用したいと考えているが、そこまでに至っていない。

- ・活用のための詳細な検討をするに至っていない。

○活用していない理由

- ・認識していなかったため。(51件)
- ・職員が理解、知識不足のため。(2件)
- ・活用する研修等を実施していないため。
- ・職員研修等による意識啓発を行っている準備段階である。
- ・対応が困難であった。
- ・職員数に限りがある。
- ・残部数が少なくなっていることもあり、有効活用できていない。
- ・現時点で具体的な活用例はありません。
- ・県や市町村で作成している防災対策のリーフレットや防災計画等を活用しているため。(4件)
- ・阪神淡路大震災や東日本大震災の経験を反映し地域防災計画を作成したため、本冊子を活用したとはいえない。
- ・これまで大規模な災害や活用に至る事象が発生していないため。(4件)
- ・必要に応じ適宜活用を図る。(2件)
- ・取組指針の内容は、具体的なものが多く、市町村業務が多いと思われる。
- ・チェックリストに掲載してある備蓄をしていないため。
- ・男女共同参画課との役割分担を踏まえ対応している。
- ・担当主管課と連携する必要があるため。
- ・各部署との連携不足。
- ・活用できるまで組織が成熟されていない。
- ・防災知識の普及に重点を置いているため。
- ・避難所として、男女が共同生活するのは当然のことで、最低限の物品や配慮は必要なことではあるが、予算や備蓄場所が限られている為、後回しにならざるを得ない。
- ・他業務（備蓄品整備、防災計画、避難行動要支援者の支援や業務継続計画の作成、BCP作成や高齢者等要配慮者対策に関する議論・対応等）を優先し取り組んでいたため。(4件)
- ・県の防災担当課は、内閣府（防災）や消防庁から指示される膨大な施策に対応する必要があるが、その中に具体的に含まれていないため。
- ・備蓄チェックシートに関しては、町独自の様式を使用している。
- ・他の未整備事項と共に今後取り組む予定であるため。
- ・計画やマニュアル等を作成する時は、人権政策課に意見を聞いて取り入れているため。
- ・職員向けに開催する研修等において、女性への配慮を心がけるよう指導を行っているため。
- ・女性用品の備蓄や市の女性職員で組織する「防災対策検討女性チーム」の設置をして防災対策に女性の視点を入れるようにした。
- ・活用の有無について、男女共同参画は当然のものと捉え、地域防災計画において対応・対策を講じている。よって、マニュアルは参考とする。
- ・財源不足により、男女共同参画の視点からの新たな備蓄について進んでいない。
- ・女性用のトイレ、専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置及びその場所の工夫、生理用品、女性用下

着の女性による配布等、女性の生活環境を良好に保つとともに、安全性を確保し、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所等の運営に努めている。

- ・男女と言うよりも、有資格、経験者を優先する。

○その他

- ・同じ内閣府で作成のものであり、ガイドラインと指針の整合がとれていれば、一方のみの認識及び活用で問題は無いと考える。市町村単位で、多くの指針やガイドラインを全て熟知し反映させることは大変な労力を必要とするほか、漏れ落ちがあることも懸念されるため、国で策定するものは一つにまとめていただけると、より普及・浸透すると考えます。

③ 自主防災組織の育成等

問 20 貴自治体の自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組を行っていますか。(該当する番号1つ)

自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進については、都道府県では、「行っている」は22都道府県(56%)、「行っていない」は17都道府県(44%)となっている。
 市区町村では、「行っている」は263市区町村(32%)、「行っていない」は548市区町村(67%)となっている。

図表 2-20-1 女性の参画促進

	調査数	行っている	行っていない	無回答
全体	859 100.0	285 33.2	565 65.8	9 1.0
県	39 100.0	22 56.4	17 43.6	0 0.0
市区町村	820 100.0	263 32.1	548 66.8	9 1.1

女性防災リーダーの育成については、都道府県では、「行っている」は9都道府県(23%)、「一般的なリーダー研修の中で行っている」は20都道府県(51%)、「特に行っていない」は10都道府県(26%)となっている。

市区町村では、「行っている」は85市区町村(10%)、「一般的なリーダー研修の中で行っている」は242市区町村(30%)、「特に行っていない」は484市区町村(59%)となっている。

図表 2-20-2 女性防災リーダーの育成

	調査数	行っている	修一般的で 中行的な で行って る研	特に行っていない	無回答
全体	859 100.0	94 10.9	262 30.5	494 57.5	9 1.0
県	39 100.0	9 23.1	20 51.3	10 25.6	0 0.0
市区町村	820 100.0	85 10.4	242 29.5	484 59.0	9 1.1

※上記取組を行っている自治体は、以下にその内容を記入してください。

自治会や町内会等を基礎とする自主防災組織について、女性の参画促進や女性防災リーダーを育成するための取組として、以下のような回答が挙げられた。

○女性の参画促進

◆呼びかけ

- ・会議、連絡会において、女性の参画を呼びかけている。(3件)
- ・協議会等普段の活動において、女性の参画を呼びかけている。
- ・研修、セミナーにおいて、(防災講座、防災セミナー等)女性の参画を呼びかけている。(17件)
- ・女性構成団体(女性防火クラブ、女性消防隊等)への参加の呼びかけ。(2件)
- ・組織への女性の積極的な参加の呼びかけ。(8件)
- ・女性役員等の育成・登用を呼びかけ。(4件)

◆研修会などの開催

- ・男女共同参画計画の中で、自主防災訓練の実施について女性の参画促進について定めている。(2件)
- ・避難場所運営マニュアルにおいて、避難所運営への女性の積極的な参画を促している。(4件)
- ・男女共同参画に関する講習会、研修の開催。(21件)
- ・男女共同参画週間に合わせたイベント(パネル展、ワークショップ等)の開催。(2件)
- ・パネルの掲示等を行い、啓発を行った。
- ・避難所運営ゲームを利用した研修の開催。(2件)
- ・女性団体による避難所での劇などを実施している。

◆メディアを活用

- ・ハンドブック、自主防災組織向け「自主防災組織だより」等に、女性参画促進の記事の掲載。(2件)
- ・自治会への案内文に女性の参加依頼を記載する。
- ・運営ガイドラインに、自主防災組織の協力が必要となる避難所運営訓練について、女性の運営役員への参画を明記。
- ・避難所運営マニュアルに、女性視点の重要性、女性防災リーダーの必要性等を記載。

◆その他

- ・研修への参加募集の呼びかけの際、「役職」の記入欄を無くした。
- ・女性がより参加しやすくなるよう促進した（活動カリキュラムの計画づくり等）。（3件）
- ・女性の参画促進に関する講座開催に対して自治体が後援している。
- ・自治体の防災会等に女性の防災士資格取得推進（候補者の発掘を含む）を依頼している。（2件）
- ・防災リーダー講座を数値目標化している。
- ・女性限定の講座会場に託児所を設けた。
- ・一般公募枠を設けた。
- ・防災士資格取得支援について女性の枠を作り、資格取得を支援している。（3件）

○女性防災リーダーの育成

- ・委員の選任にあたって、女性の積極的な選任（女性役員も含む）を依頼している。（10件）
- ・講習会（防災士講習等）への参加を呼びかけ。（13件）
- ・防災訓練で実施する炊き出しの手伝いの依頼。
- ・組織における積極的な訓練の実施。（2件）
- ・防災に関する実技指導等の実施。
- ・講演会の講師として、男女共同参画財団の理事長や代表を招き、女性の参画を推進している。
- ・女性リーダーの研修を開催し、女性リーダーの育成を推進。（40件）
- ・防災士育成講座の開催。（3件）
- ・女性限定の講座を設けた。（3件）
- ・子育て世代の女性を対象とした防災等の講座の実施。（2件）
- ・女性構成団体（女性防火クラブ、女性消防隊等）を対象とした防災等の研修を実施。（2件）
- ・各地区から1名以上の女性の研修会参加を依頼。
- ・女性防災士・防災リーダー養成の推進・拡充。（22件）
- ・防災訓練参加促進。（6件）
- ・女性の視点を入れた訓練の実施。
- ・女性の防災士養成講座、研修会への参加促進（女性が参加しやすいプログラムを取り入れる等）。（12件）
- ・女性防災士に対する研修・講座の開催。（13件）
- ・災害時の男女共同の重要性をテーマとしたイベントの開催（講演会、ディスカッション、防災めしコンテスト等）。（4件）
- ・自治会の女性部に対して防災講話の実施。
- ・女性の枠を作り、資格取得を支援、補助している。（5件）
- ・防災士資格取得者に対し助成金や補助金の交付を行っている。（9件）
- ・女性リーダーの選任への働きかけ。
- ・各地域からの積極的な女性の推薦。（5件）
- ・女性団体（女性消防隊、女性部等）の結成、組織づくり（団体加入の促進等）。（16件）
- ・女性団体（女性消防隊等）活動の促進。（3件）

- ・避難所運営の女性参画。
- ・高齢者宅の防火診断訪問や防火啓発家庭訪問。
- ・研修を希望される方に資格認証を行っている。
- ・男女混合の防災リーダー養成講座において防災リーダーを養成している。(4件)
- ・自主防災組織リーダー養成講座において女性講師を派遣・登録を依頼(2件)
- ・市町村地域防災計画への反映促進。
- ・支援物資提供による防災意識の醸成。
- ・防災人材育成等を目的とした組織を岐阜大学と共同で設置。
- ・防災計画に項目を設けている。
- ・避難所運営のノウハウがある日本財団の協力により避難所の設置・運営訓練の実施。

○全体

- ・講習会・説明会で避難所運営における女性の必要性(女性リーダーの育成や女性参画促進等)を説明している。(32件)

(6) 防災・災害対応に関する教育・啓発

問 21 貴自治体における職員及び住民に対する防災関係の研修(防災訓練を含む。)の実施状況について

① 研修実施について

職員向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は38都道府県(97%)、「研修をしていない」は1都道府県(3%)となっている。市区町村では、「研修をしている」は677市区町村(83%)、「研修をしていない」は138市区町村(17%)となっている。

住民向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は36都道府県(92%)、「研修をしていない」は3都道府県(8%)となっている。市区町村では、「研修をしている」は747市区町村(91%)、「研修をしていない」は68市区町村(8%)となっている。

② 防災対策の検討や災害対応における男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無

職員向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は7都道府県(18%)、「研修をしていない」は31都道府県(82%)となっている。市区町村では、「研修をしている」は141市区町村(21%)、「研修をしていない」は536市区町村(79%)となっている。

住民向けの研修実施について、都道府県では、「研修をしている」は20都道府県(56%)、「研修をしていない」は16都道府県(44%)となっている。市区町村では、「研修をしている」は233市区町村(31%)、「研修をしていない」は514市区町村(69%)となっている。

図表 2-21-1 職員及び住民に対する防災訓練を含む防災関係の研修の実施状況

			調査数	有	無	無回答
①研修の実施の有無	職員向け	全体	859 100.0	715 83.2	139 16.2	5 0.6
		県	39 100.0	38 97.4	1 2.6	0 0.0
		市区町村	820 100.0	677 82.6	138 16.8	5 0.6
	住民向け	全体	859 100.0	783 91.2	71 8.3	5 0.6
		県	39 100.0	36 92.3	3 7.7	0 0.0
		市区町村	820 100.0	747 91.1	68 8.3	5 0.6
②防災対策の検討や災害対応において女性の参画が必要であることなど、男女共同参画の視点を踏まえた研修の実施有無	職員向け	全体	715 100.0	148 20.7	567 79.3	0 0.0
		県	38 100.0	7 18.4	31 81.6	0 0.0
		市区町村	677 100.0	141 20.8	536 79.2	0 0.0
	住民向け	全体	783 100.0	253 32.3	530 67.7	0 0.0
		県	36 100.0	20 55.6	16 44.4	0 0.0
		市区町村	747 100.0	233 31.2	514 68.8	0 0.0

③ 男女共同参画の視点を踏まえた研修の内容・頻度及びその効果等 《②で「1. 有」を選択した場合に回答》

○職員向け

◆防災訓練の実施 (30件)

〈訓練内容〉

- ・女性の視点に立った防災訓練を行っている。
- ・平成28年度は市職員及び地域住民が参加し、避難所開設・運営訓練を含めた内容であった。
- ・女性の役割等の再確認を行った。
- ・HUGを女性も参画し行っている。
- ・地域防災訓練の打ち合わせ会等で話をしている。
- ・水防訓練や防災訓練に男性職員だけでなく、女性職員も参加するようにしている。
- ・男女共同参画の視点を踏まえた避難所開設訓練を実施している。(2件)
- ・女性参画の必要性等を講話の中で事例紹介等を行っている。
- ・男女の区別のない災害対応を経験し、実災害でも同じような行動がとれた。
- ・女性職員を避難場所(施設)に配置し、避難者のケアや体調チェックの実施。
- ・4月に新入職員研修での防災研修を実施した。
- ・5月に市総合防災訓練に向けた職員説明会を実施した。

〈頻度〉

- ・年1回。(13件)
- ・年2回。
- ・年1～2回程度。
- ・年数回。(2件)
- ・年5回。

〈効果〉

- ・効果があった。
- ・多様性に配慮したシナリオを付与し意識の向上につなげている。
- ・女性職員が対応することで、避難者の緊張の緩和が図られた。

◆内閣府防災研修プログラム (4件)

〈効果〉

- ・市町担当者(防災部局・男女共同参画部局)から認識が改まったと声が多かった。

◆防災研修

〈訓練内容〉

- ・防災部局と男女共同参画の部局が共同で、男女共同参画の視点からの防災研修を実施した。
- ・災害時の具体的な対応を定めるマニュアルの策定を担当する各部の職員を対象として、男女共同参画の視点からの防災研修を初めて実施した。
- ・避難所に配置する現地配備員4名の内1名を女性にし研修を実施している。
- ・公民館長等を対象に男女共同参画視点での地域防災に関する研修会を実施した。
- ・災害時の動きの確認している。
- ・今年度は県主催・町共催で男女共同参画の視点を踏まえた防災実践講座を開催した。

〈頻度〉

- ・年1回。(2件)
- ・1回(平成29年1月、平成28年9月)。

〈効果〉

- ・防災実践講座を開催し、住民(各団体)と職員が共に避難所運営のワークショップに取り組んだ。実践的な内容で意識付けが出来た。
- ・職員の男女共同参画の視点からの防災意識の向上につながった。

◆HUG研修 (10件)

〈訓練内容〉

- ・女性の視点を踏まえた避難所運営について考える。
- ・女性や要配慮者の視点を取り入れた避難所運営について考える機会としている。毎年70名程度の職員が参加。
- ・避難生活における女性の視点の重要性や、実際に被災者が困った経験等を伝えている。(2件)
- ・男女共同参画の意識啓発を行っている。

〈頻度〉

- ・年1回。(3件)

- ・年1回程度。
- ・年2回程度。
- ・年1～2回。

〈効果〉

- ・実際に体験する事で、男女共同参画の視点の必要性を実感し、知識・技法の習得につながった。
- ・男性職員に女性の生活習慣を理解していただけたと感じる。

◆避難所運営研修（40件）

〈訓練内容〉

- ・間仕切りの設置や、避難者の配置、備蓄物資について説明。
- ・女性や要配慮者に配慮した避難所開設・運営について説明会及び訓練を実施している。（7件）
- ・授乳室などの設定を行う。
- ・職員向けに男女共同参画をテーマに研修をしている中で、阪神淡路大震災から20年の年度は男女共同参画の視点から災害対策を考える研修を実施。
- ・平成29年2月に具体的な避難所運営について問う講演会開催予定。
- ・女性目線の避難所運営検討会（一般参加者を含む）を一度行い、広報紙で検討内容を周知する。
- ・男女共同参画の視点も踏まえた職員向けの避難所運営訓練を実施。訓練内容を各避難所の運営マニュアルに反映。
- ・女性の視点に立った避難所運営について、新任地区担当者への研修を開催している。
- ・避難所担当職員の研修会で、女性への配慮についての資料を配布し説明している。
- ・新採用職員及び係長昇任者向けに、女性の視点を取り入れた、防災拠点の運営マニュアルやビデオを用いた研修を実施。
- ・新規採用職員には必ず研修を行い、災害が起こった際には、要配慮者の対応についてなどの講義を行っている。
- ・新規採用職員を対象に、市内の災害、計画、対策についての研修を行っている。
- ・職員防災研修において、男女共同参画の視点を踏まえた研修テーマを設定し、避難所運営等における女性を含む、要配慮者への配慮の視点の重要性について説明している。
- ・災害時に地域に派遣される職員に向けた研修時に男女共同参画の重要性について話す。
- ・避難所指定職員の研修では、女性目線を考えた避難所運営を行うように指導している。25施設48名（内女性14名）。
- ・職員研修において被災地において活動したNPO法人を講師に招き、避難所における妊婦等への配慮等も講話に含めました。
- ・防災主管課では、避難所担当職員研修等の度に、女性の視点からの避難所運営の重要性を説明している。また男女共同参画主管課では、男女共同参画職員研修会を「災害と男女共同参画について—どうして災害政策に『女性の視点』が必要なのか」というテーマで開催。
- ・住民向けセミナー、講演会について職員研修を兼ねて実施した。
- ・全職員を対象に危機管理研修を実施し、職員の防災意識の高揚を図っている。
- ・新人職員研修、災害対応研修、避難所設営運営研修等を特別研修としての研修を実施している。
- ・女性職員を対象に、災害時や避難所運営に関わる自治体職員としての役割を理解するための研修を行

った。

- ・避難所運営の図上訓練を含む階層別研修を実施し、危機発生時の迅速かつ的確な対応力の向上を図っている。※H28 受講者 46 人(うち女性 12 人)。
- ・町会・自治会等の市民と市参集職員が連携して、男女共同参画の視点を踏まえた避難所設置運営訓練や資機材(ワンタッチパーテーション)の組み立て訓練等を行っている。
- ・避難所従事者職員を対象に、避難所運営などにおいては、男女のニーズの違い、避難所運営への女性の参画などを説明。
- ・避難所担当職員(チーフ・サブチーフ)を対象とした避難所運営に関する講義のなかで、避難所運営本部に女性を入れることの必要性について説明を行った。
- ・管理職及び避難所運営に携わる班長・副班長を中心とした職員対象に「大規模災害時の被災の実態と避難所運営に求められること」というテーマで実施。
- ・避難所で各避難拠点の初動職員を対象に実施訓練では、避難所の対応として、仮設トイレや着替え、入浴等で、災害時でも、照明を付ける等、防犯を考慮に入れた避難所作りが重要であること盛り込んでいる。
- ・避難所における女性、高齢者、子ども、障がい者等の社会的弱者の避難生活について協議し、意見を求めている。
- ・本庁及び地域局職員を対象とした非常招集訓練を行なっている(こども園及び給食センター等に勤務する職員は訓練の対象から除外)、回を重ねるたびに参集率は向上してきている。

〈効果〉

- ・避難所の運営に女性の参画が必要であることを認識してもらう効果があった。(2件)
- ・避難所での女性への配慮などについて、研修を行い少しずつ浸透している。
- ・職員向けに男女共同参画をテーマに研修をしている中で、阪神淡路大震災から 20 年の年度は男女共同参画の視点から災害対策を考える研修を実施。性別役割分担の弊害、女性の参画も必要など研修を通して改めて気づかされたとの感想が多かった。
- ・女性目線の避難所運営検討会(一般参加者を含む)を一度行い、広報紙で検討内容を周知することで、防災の男女共同参画の視点の大切さを周知できた。
- ・新規採用職員を対象に、市内の災害、計画、対策についての研修を行い、避難所運営等について、男女共同参画の視点を踏まえる意識付けができた。
- ・避難所運営上、女性の視点から女性への配慮に柔軟に対応することへの期待感が高まっている。
- ・全課・全職種の職員を対象とすることで、通常業務では防災や男女共同参画に関わらない職員にまで必要性を周知することができた。
- ・本庁及び地域局職員を対象とした非常招集訓練を行なっている(こども園及び給食センター等に勤務する職員は訓練の対象から除外)、回を重ねるたびに参集率は向上してきている。

〈頻度〉

- ・毎年。
- ・年 1 回。(3 件)
- ・年 1 回程度。(2 件)
- ・年 2 回。(3 件)

- ・年に数回。
- ・年数回。(2件)
- ・年3回。
- ・概ね3年1回程度。

◆避難所開設研修(2件)

〈訓練内容〉

- ・避難所開設訓練において、福祉避難コーナー開設(授乳ルームの開設等含む)を行った。
- ・各町要員・避難所開設要員説明会において、男女共同参画の視点による避難所運営ガイドを紹介し啓発する。

〈効果〉

- ・女性リーダーを増やし、これまでよりも視点を広げた位置での避難者対応ができるようになった。

〈頻度〉

- ・年1回。

◆リーダー研修(4件)

〈訓練内容〉

- ・避難所での女性リーダーの育成研修を実施している。
- ・避難所運営リーダー養成講座(大規模災害時の避難所運営を円滑にするため、避難所派遣職員及び自主防災組織の会長など避難所運営リーダーを対象に避難所運営訓練や講義を実施。その中で避難所生活における女性に対する配慮について啓発)。
- ・職員を対象とした防災マイスター養成講座の開催。

〈頻度〉

- ・年1回。

◆講演会(5件)

〈訓練内容〉

- ・男女協働参画の視点の重要性を問う講演会を開催し、地域防災を担う職員も受講対象にした。
- ・男女共同参画推進講演会を実施した。
- ・被災地支援経験のある女性職員からの講義(体験談)を実施している。
- ・「平成28年熊本地震」に関する支援活動報告会を開催。
- ・熊本地震被災地での避難所運営について、自主防災組織や各地区公民館長そして地区住民の集会などでその実状を伝え、災害時において特に男女共同参画の重要性が問われることを説明している。

〈効果〉

- ・男女共同参画推進講演会を実施し、避難所運営における男女平等の視点について、実際の現場の状況や課題等を知ることができ、多くの学びがあった。
- ・「平成28年熊本地震」に関する支援活動報告会を開催。避難所運営に従事した職員から、男女共同参画の視点を踏まえた問題点等について報告。課題への認識の共有が図られた。
- ・熊本地震被災地での避難所運営について、自主防災組織や各地区公民館長そして地区住民の集会などでその実状を伝え、災害時において特に男女共同参画の重要性が問われることを説明している。これを受けて、地区住民の、特に既存自主防災会内で女性の防災訓練への積極的な参加等、動きが始まっ

ている。

〈頻度〉

- ・年1回（平成28年6月）。

◆その他

〈訓練内容・効果・頻度〉

- ・今年度、eラーニングシステムを活用し、男女共同参画の視点を踏まえた職員向け研修を実施。3,077人が研修を修了し、98.4%が「理解できた」「まあ理解できた」と回答した。
- ・全庁的に男女共同参画についての研修（男女共同参画推進員研修、管理職研修）を行い、防災に限らず、あらゆる分野での女性の視点や参画の重要性について周知している。
- ・1回男女共同参画の視点を踏まえた研修を行い、女性が参画する必要性について理解してもらえた。
- ・平成26年度に職員・市民向けに市の男女共同参画推進のための研修会を実施した。
- ・平成28年度中に、男女共同参画の視点を踏まえた研修を実施予定。
- ・平成28年3月3日に「男女共同参画社会づくり啓発研修」を実施した。
- ・平成27年度、防災についての意識に関する男女共同参画推進セミナーを開催し、52人が参加した。
- ・平成27年度に防災男女共同参画に関する講演会を実施し、住民も参加した。
- ・年1回、男女共同参画の視点を踏まえた研修を行っているが、あまり効果が表れていない
- ・年数回、非常動員訓練や災害対策本部運営訓練などを行っている。男性と女性を隔てる訓練ではなく、職員としての訓練を行っている。
- ・不定期開催で、法改正、防災基本計画や県地域防災計画の修正状況等について周知し、関係事項の見直し等に反映していただいている。
- ・男女共同参画の視点を踏まえた研修について、避難所担当職員を、男女同数割り当てている。
- ・女性の視点での準備用品について研修をおこなった。
- ・防災女性プロジェクトを立ち上げ、様々な訓練、視察、体験を実施した。平成28年1月～12月の間に24回実施し、防災施策に関する提言書を市長に報告した。
- ・広域避難所運営連絡会で多様な視点によるマニュアルの改訂をすすめている。
- ・熊本地震で被災した自治体への支援活動の様態を報告
- ・1回男女共同参画の視点を踏まえた訓練を行い、女性が参画する必要性について理解してもらえた。
- ・年1回、水防訓練を実施し、男女関係なく災害対応に取り組む意識を醸成している。
- ・平成27年度の市防災総合訓練以降、年1回であるが訓練に参加する市民・職員の全員がグループ毎に学習型訓練に参加し、その中で、男女の視点を踏まえた意見交換を行い、訓練に生かしている。
- ・平成28年度1回、職員対象に、女性への配慮等について重点を置いた図上訓練及び講習を実施した。
- ・年1回程度、男女の人権を尊重しての安全・安心の確保を取り入れ学んでもらう。
- ・机上訓練をおこなっている。
- ・状況付与型訓練を通じ、女性が抱える困難を理解した。

○住民向け

◆防災実践講座（4件）

〈訓練内容〉

- ・男女共同参画の視点を踏まえた備蓄や防災訓練等の重要性を周知・啓発している。
- ・外国人、子どもの視点、男女共同参画・多様な視点から考える地域の防災・減災について
- ・男女共同参画・多様な視点からの防災実践講座を実施し、子供や女性の視点から地域の防災・減災を考える。

〈頻度〉

- ・年1回。
- ・平成28年度は6市町で7回。

◆防災講座、防災セミナー（8件）

〈訓練内容〉

- ・女性対象の講座を実施し、女性の視点による避難所運営など女性の参画が必要なことの啓発を行った。
- ・住民、町職員合同で男女共同参画の視点に基づいた避難所運営、最近起こった災害に学ぶ講座を開催した。
- ・男女共同参画センターと防災まちづくり課との共催で開催し、男女共同参画の視点を踏まえた市民意識の向上を図っている。
- ・市民向けの講座を実施。
- ・防災出前講座メニューに、災害時にも役立つ簡単調理と称し、時間や水を節約できるクッキングを実習に加え、多くの女性から自主防災活動に参画してもらえよう働きかけるとともに、講師として女性のスタッフを派遣するなど配慮をしている。
- ・女性参画の重要性についての項目をもうけている。
- ・防災のノウハウに関するセミナーの開催。
- ・災害時の性別や様々な立場の違いによる防災の知識を学ぶ講演会を実施。
- ・男女共同参画社会の実現を目的に、様々なテーマで市民活動団体と協働で実施。
- ・防災ライセンス講座。男女共同参画の視点や要援護者（高齢者・障害者等）の視点を取り入れた防災対策の演習を取り入れている。全6回のうち、1回を女性限定の講座とし、女性の参加を促進した。
- ・災害時の対応・問題点を男女共同参画の視点で考える。

〈頻度〉

- ・年1回。（5件）
- ・平成28年度は、2回セミナーを実施した。
- ・年度6回開催。
- ・昨年1回開催

◆ワークショップ

〈訓練内容〉

- ・男女共同参画の視点を活かした防災をテーマとした講演、ワークショップ等を実施。
- ・県主催・町共催で男女共同参画の視点を踏まえた防災実践講座を開催し、住民（各団体）と職員が共に避難所運営のワークショップに取り組んだ。
- ・男女共同参画センターでは、地域の防災力の向上と男女がともに支え合える関係づくりのため、図上型の避難所運営訓練等を行うワークショップを実施している。
- ・「指定避難所の開設」「避難所運営における地域の連携」「協働のあり方」について、自主防災組織や

地域の事業所など関係者がワークショップにより課題やノウハウを整理し、地域特性に応じた避難所運営マニュアルを策定する避難所運営ワークショップを実施している。

- ・男女共同参画・子育てファミリーのための防災・減災に関するワークショップの開催

〈効果〉

- ・男女共同参画の視点を活かした防災をテーマとした講演、ワークショップ等を実施。男女の違いを認識できた、自分の地域で参考にしたいとの声が聴かれた。
- ・県主催・町共催で男女共同参画の視点を踏まえた防災実践講座を開催し、住民（各団体）と職員が共に避難所運営のワークショップに取り組んだ。実践的な内容で意識付けが出来た。
- ・男女共同参画センターでは、地域の防災力の向上と男女がともに支え合える関係づくりのため、図上型の避難所運営訓練等を行うワークショップを実施している。ワークショップの中では、災害時の暴力問題、要配慮者の支援などについて、参加者同士で活発な意見交換が行われた。男女共同参画センターのワークショップでは、男性より女性の参加者が多く、地域防災の担い手として、今後の女性活躍が期待できる結果となった。

〈頻度〉

- ・年3回程度。

◆出前講座（8件）

〈訓練内容〉

- ・約4,000～5,000名程度の方に参加いただいている。
- ・啓発講演会の実施。
- ・社会的弱者の平常時からの備蓄等含む備えや避難所での生活について講義を行っている。
- ・多様な人への配慮を必要とする旨の話をしている。
- ・住民からの依頼に基づき実施するほか、自主防災組織向けに実施している。
- ・女性団体主催により講師を招いて市内女性団体を対象とした出前講座を実施。7団体、26人が参加した。
- ・市内のまちづくり協議会役員会へ、男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応に関する出前講座の実施。
- ・災害時における固定的な性別役割分担意識にとらわれない組織運営の必要性について説明を行っている。

〈頻度〉

- ・年間約100回実施。
- ・随時実施。
- ・年1回（平成28年7月）。
- ・年3回程度。
- ・年間約20回開催。
- ・年15～20回程度実施。
- ・年30回程度。

◆その他講座（18件）

〈訓練内容〉

- ・防災士スキルアップ講座。
- ・防災対策に関する研修会を実施。
- ・自主防災組織員、防災士等を対象とした研修会・講演会等実施。
- ・男女共同参画支援センターの事業として、防災・避難所運営などに男女共同参画の視点を入れるための市民向け講座を実施している。
- ・年間 150 件以上行っている出前講座において、自主防災組織への女性の参画を促す内容や、災害時の避難所運営において女性に配慮する内容など、地域住民に対して男女共同参画の意識啓発を行っている。
- ・町会・自治会の女性役員を対象に女性の防災行動力向上講座を実施した。
- ・今年度初めて、災害発生・避難時における女性の困難・不利益などや、災害時こそ女性の視点を取り入れた支援が必要であることなどに関する講座を開催。
- ・男女共同参画セミナーにて、災害時に大切な人の命を守るために何が必要かをテーマに実施した。
- ・男女共同参画講座として、消防署に講師を依頼し、防災の講座を初めて開催した。
- ・「男女共同参画の視点で取り組む防災ハンドブック」を用いた出張セミナーを実施している。
- ・子育てネットにて講座を一度行った。
- ・男女共同参画の視点に立ち、他者・他機関との連携・ネットワークを図りながら積極的に活動できる女性の育成・支援を目指すためのセミナー等、片付け術やポリ袋を使った料理方法などの防災対策についての講演を行った。
- ・女性アドバイザー主催による研修会を実施。
- ・県災害対策コーディネーターを講師に迎え安全・安心のまちづくりに関する講座を開催。
- ・男女共同参画推進のための研修会を実施。
- ・民生委員、保護司、人権擁護委員等、人権研修の一環として委員向け研修として実施した。
- ・沿岸地区を主な対象として男女共同参画の視点からの防災・復興に関する研修を行っている。アンケート結果は概ね好評である。

〈効果〉

- ・自主防災組織員、防災士等を対象とした研修会・講演会等実施し、男女で考える避難所運営等をテーマとすることで、地域に持ち帰り検討するきっかけとなっている。
- ・自主防災組織への女性の参画を促す内容や、災害時の避難所運営において女性に配慮する内容など、地域住民に対して男女共同参画の意識啓発を行っている。
- ・男女共同参画セミナーにて、災害時に大切な人の命を守るために何が必要かをテーマに実施した。女性の視点を生かすことの大切さや避難所における地域の協力体制の必要性を確認できた。
- ・男女共同参画講座として、消防署に講師を依頼し、防災の講座を初めて開催した。その中で、地域防災協議会女性班の活動発表も行い、防災に関する男女共同参画の視点を学んだ。
- ・子育てネットにて講座を一度行い、子育て支援に関わる方の防災意識を高めることができた。
- ・男女共同参画の視点に立ち、他者・他機関との連携・ネットワークを図りながら積極的に活動できる女性の育成・支援を目指すためのセミナー等・片付け術やポリ袋を使った料理方法などの防災対策についての講演により、多くの市民にとって防災対策の意識向上に繋がることが出来た。
- ・沿岸地区を主な対象として男女共同参画の視点からの防災・復興に関する研修を行っている。(アン

ケート結果は概ね好評である。

〈頻度〉

- ・年1回（4件）。
- ・年に2～3回程度。
- ・平成27年度に1回実施。
- ・年1～2回程度。

◆防災談話（5件）

〈訓練内容・効果〉

- ・男女のニーズの違いや女性の参画、女性の視点からの備蓄物資、女性に配慮した避難所運営についての説明を実施している。
- ・避難所運営等について開催し、意識向上につながった。
- ・女性向けに開催。

〈頻度〉

- ・年に数回程度。
- ・合計で30回から40回程度実施。
- ・年7回。

◆その他講演・談話（10件）

〈訓練内容〉

- ・男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の手引きパンフレットを活用し地域での講座、セミナー等の啓発を行っている。
- ・県の男女共同参画センターの職員より過去の災害から避難所運営等の対応に男女共同参画の視点が必要な理由を講演。
- ・女性講師を招き、女性の視点から見た防災・減災対策について講演。
- ・自主防災組織の避難所運営の方法の説明・啓発を行っている。
- ・地域自主防災会を対象とした防災に関する勉強会や講演会などにおいて、避難所運営などで男女それぞれのニーズに十分に配慮した行動が必要であることを説明。
- ・男女双方の視点による地域防災活動の推進に関する講演会を実施。
- ・住民防災組織育成研修会では、町会・自治会、消防団の役員に対して、避難所運営における女性の参画をテーマに講演を行った。
- ・平成28年度男女共同参画フォーラムで防災・減災に関する講演会を開催。
- ・防災体制の講話を行う。
- ・女性参画の必要性等を講話の中で事例紹介等を行っている。

〈効果〉

- ・男女双方の視点による地域防災活動の推進に関する講演会を実施。東日本、熊本での震災時の実体験による内容は、多くの市民の意識変革に役立ち、自主防災会への女性副会長の登用、防災備蓄品の見直しなどを進めている自治会も見られた。

〈頻度〉

- ・年1回。（2件）

- ・年1～2回。
- ・年2～3回。
- ・年5回。

◆リーダー研修（22件）

〈訓練内容・効果〉

- ・女性リーダーの育成に関する研修を開催。（3件）
- ・防災リーダー養成講座を開催している。（8件）
- ・自主防災組織啓発研修自主防災組織リーダースキルアップ研修。
- ・市の教育委員会と連携し、次世代防災リーダー育成事業を全市立小・中学校において実施している。
- ・避難所運営の際に女性の参画や女性の視点を取り入れることの重要性を伝えている。（2件）
- ・防災出前講座や防災リーダー認定講習等の際、女性の視点から訓練を計画したり、防災備蓄品を考える事の重要性や、女性の視点からの避難所運営の重要性を説明している。（2件）
- ・女性防災士による女性目線の防災活動に関する講演を行っている。
- ・女性、要配慮者への配慮。（2件）
- ・女性防災リーダーの必要性について説いている。（2件）
- ・平成21年4月に、震災対策推進条例に基づき、地域や事業所における防災リーダーとして、宮城県防災指導員を育成しており、本事業の中で女性の防災指導員も育成している。

〈頻度〉

- ・年1回。
- ・年2回。（2件）
- ・年2～3回。
- ・年5回

◆避難所運営訓練（24件）

〈訓練内容・効果〉

- ・避難所運営訓練を実施し、その中で運営委員会に女性を選出するようにしている。
- ・女性用衛生用品の配付窓口を設置し、担当員として女性を配置した。
- ・避難所運営に関する説明の中で、女性や要配慮者等への配慮に関する視点を含めている。（3件）
- ・自主防災組織や各地区公民館長そして地区住民の集会などでその実状を伝え、災害時において特に男女共同参画の重要性が問われることを説明している。（4件）これを受けて、地区住民の、特に既存自主防災会内で女性の防災訓練への積極的な参加等、動きが始まっている。
- ・更衣室の設置は有効などのアンケート結果を得た。
- ・女性や要配慮者に配慮した避難所設営の必要性などを啓発している。効果としては、防災対策に男女共同参画の視点を踏まえることの大切さを市民の方々が知り、必要性を感じていくきっかけになっていくことが考えられる。
- ・女性が抱える困難を理解した。
- ・女性の視点を取り入れることの重要性を説明している。（2件）
- ・町会・自治会等の市民と市参集職員が連携して、男女共同参画の視点を踏まえた避難所設置運営訓練や資機材（ワンタッチパーテーション）の組み立て訓練等を行っている。

- ・避難所設置運営訓練

〈頻度〉

- ・年1回。(7件)
- ・年3回。
- ・市内で10回程度。

◆避難所開設訓練 (3件)

〈訓練内容・効果〉

- ・意識の高揚を図っている。(2件)
- ・男女共同参画の視点を踏まえ実施している。
- ・本部運営委員会に女性部を設置、女性の視点が必要なことを周知している。

〈頻度〉

- ・年1回。(2件)

◆防災研修 (3件)

〈訓練内容〉

- ・地域防災計画の説明に含む。
- ・男女共同参画に取り組むNPO法人による防災研修を実施。
- ・女性団体向けと小学生向けに実施。
- ・女性の視点や参画の重要性について周知。
- ・実技・体験・見学等。
- ・女性防火・防災クラブにおいて防災に関する研修や炊き出し訓練の実施。
- ・消火器の使い方や家具の固定や食器の飛散防止対策など。

〈効果〉

- ・女性団体向けと小学生向けに実施し、家庭内・地域内の女性の役割を認識していただいた。
- ・女性の視点や参画の重要性について周知し、地区防災計画づくりなど女性の視点を取り入れるよう働きかけている。

〈頻度〉

- ・年1回。
- ・年に2、3回。

◆防災訓練 (32件)

〈訓練内容〉

- ・女性でも取り扱いが可能である消火器やAEDの取り扱いについての研修を実施。(2件)
- ・市職員が男女共同参画の視点を踏まえた訓練を指導する。
- ・市職員及び地域住民が参加し、避難所開設・運営訓練を含めた内容であった。
- ・自主防災組織が実施する防災訓練への職員の派遣。
- ・防災訓練の中で、女性の参画促進のため、女性が参画しやすい炊出し及び応急手当等、実動的な訓練から、女性が指揮を執るよう実施している。(2件)
- ・避難所解説訓練で女性への配慮について啓発するとともに、訓練の指導者として女性を活用している。
- ・男女で役割を分けることなく、同じ内容で訓練を行っている。

- ・女性防火クラブ指導のもと、空き缶、アルミホイル、ティッシュ、サラダ油、マッチ等を使用しての炊飯訓練を主に女性を中心に行った。
- ・女性や要配慮者も含めて取り組むように自主防災組織に促す。
- ・女性に対する部屋割りやトイレ設置の配慮、授乳室の確保、心の相談室設置など、女性の目線にそった訓練を実施した。
- ・水防訓練。

〈頻度〉

- ・年1回。(13件)
- ・年1～2回程度。
- ・不定期。

〈効果〉

- ・効果があった。
- ・改訂した「避難所運営マニュアル」に沿って、避難所の開設・運営・炊出し等の訓練を行ない、少しの時間であったが、参加した住民に避難所生活を体験してもらうことが出来た。
- ・女性団体による災害食の実演を行った。行政では対応しきれない部分を民間(団体)に担ってもらうためのきっかけとなった。
- ・運営側に女性も参加しており、女性の視点からの避難所運営の訓練を行うことができた。
- ・実災害でも慌てずに行動ができた。
- ・効果として、避難勧告等を発令した際に避難所設営運営がスムーズに実施することができた。

◆HUGの実施(9件)

〈訓練内容〉

- ・男女の違い、弱者に配慮した避難所について考えた。
- ・災害が発生し、避難所生活を余儀なくされたとき、女性、子ども及び高齢者に配慮した避難所運営ができるリーダー(特に女性)を育成することを目的とし行った。

〈頻度〉

- ・年1回。(3件)
- ・年間全6回講座のうち2回。
- ・年間6件程度。
- ・年に数回。

〈効果〉

- ・助成への配慮について啓発。
- ・参加者の声から、多くの人が「災害時に女性の視点が必要」と感じた様子であった。
- ・女性ならではの気づきを参加者全員で共有することができた。
- ・男女共同参画の意識が高まった。

◆その他(30件)

〈訓練内容・効果・頻度〉

- ・年2回、自主防災組織研修を行っている。

- ・自主防災組織に対する研修会において、女性目線での防災への取組、体制整備の必要性を説明している。効果としては、防災組織のメンバーや防災訓練参加者に女性が多く参加するようになった。
- ・年1回、防災啓発研修会を実施。災害時の多様なニーズの発生に備え、避難所生活の「質」の向上に寄与。
- ・地域で開催される勉強会や防災カレッジ事業等において、女性が積極的に避難所運営に携わることの重要性や、避難所での妊婦等への配慮について、過去の事例を参考にしながら周知を図っている。
- ・避難所運営等において、運営委員に女性の参画は必須であることなどを伝えている。また、各自主防災会独自で様々な訓練を行っており、多い自主防災会では年6回程度研修会を行っている。
- ・男女共同参画の視点に立った避難所運営が行われるよう避難所運営マニュアルの改訂や実効性の高い訓練を行っている。
- ・避難所運営マニュアルを作成する地域において、作成委員会を立ち上げ、女性委員が必ず入るようにしていただいている。その他、男女共同参画担当が主催する講座等での熊本地震現地支援に赴いた女性職員の報告や避難所運営マニュアルの紹介等を行っている。(平成28年度3回)
- ・女性目線を取り入れたマニュアルの作成にあたり、避難所運営マニュアルの作成説明会を行った。
- ・家庭用備蓄(男女共同参画の視点)の推進。
- ・避難所体験訓練における図上訓練において、妊婦等の要配慮者への対応がありました。
- ・「避難所体験」の様相を収録した安心できる避難所づくりに関するDVDの上映を行った。
- ・防災センター啓発コーナーにおいて関連書籍等を配架。
- ・平成27年2月に、男女共同参画の視点からの防災対策に関する啓発紙を全戸配布した
- ・ブースを設置し、パネル・百円均一防災グッズ・手作り防災グッズの展示を行っている。
- ・机上訓練の実施。
- ・訓練では、男性が非常食を作るなど訓練の幅が広がった。
- ・若い子育て世代のママを対象とした研修や、仲間づくりを支援している。
- ・校区别人権問題研修会を11回、校区别人権啓発推進委員研修会を1回開催し、男女共同参画の視点で防災について考える機会とした。
- ・ボランティア研修を行った。被災時は、自助・共助が大切であること、年齢性別に関わらず「おたがいさま」の気持ちをもって助け合うことの大切さを学ぶ。
- ・自主防災組織長や防災士を対象に研修会を年1～2回開催し、住民の意識向上を図っている。
- ・防災区民組織を対象とした研修制度、「防災学校」防災区民組織コースを年5回実施。
- ・避難行動要支援者体制の構築補助を防災区民組織5団体に実施。
- ・年度内に1～2回実施している。今年度は前県知事を講師に招き、熊本地震から見てきたことから、改めて「防災と男女共同参画」について考える内容の講座を実施した。実施後のアンケートでは、「防災の現場に女性の意見が反映されるのはとても重要だと思う」との声があり、参加者に気づきの機会を提供することができた。
- ・年1回、女性の視点を生かした防災知識と防災力を高め、被害をできるだけ小さくする取組(減災)を考える。地域での女性の防災力が高まり、女性の積極的な防災活動への参画及び意識の向上が少しずつ推進している。
- ・熊本地震を経験された、市男女共同参画センター長の講演を行った。男女共同参画が必要だと感じて

いただけた講演だった。

- ・ 不定期で自主防災組織の対応・役割の確認に関する研修を開催。
- ・ 災害時の女性の困りごとなどテーマを決めて討論する防災カフェを来年度より毎月開催予定。
- ・ 年3回、市民向けに女性の視点を入れた防災活動を実施。
- ・ 年に1度の市民防災大学を、平成29年1月に実施予定。
- ・ 避難時行動要支援者の避難時の仕組みづくりに関する研修会を2回実施。女性も多数参加し、地域の1人暮らし高齢者の避難時行動の支援について、地域の仕組みをつくり、実践の場として避難時訓練も実施した。

3 民間支援団体

貴団体、回答者の団体種別（該当する番号1つを選択）

回答者の団体種別について、50団体のうち、「NPO」が17団体（34%）と最も多く、次いで「社会福祉法人」が14団体（28%）、「公益社団・公益財団法人」「一般社団・一般財団法人」がそれぞれ6団体（12%）となっている。

図表 3-1 団体種別

	調査数	NPO	社会福祉法人	公益社団・公益財団法人	一般社団・一般財団法人	医療法人	学校法人	宗教法人	営利法人	その他の法人	個人	無回答
全体	50 100.0	17 34.0	14 28.0	6 12.0	6 12.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 4.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0

（1）普段の活動状況について

① 貴団体の体制

問1 貴団体の職員やボランティア等の体制について（※平成28年12月1日時点）

職員やボランティア等の体制について、常勤の職員数については、42.7人のうち、「男性」は15.5人（36%）、「女性」は29.2人（68%）となっている。

非常勤の職員の実人数については、21人のうち「男性」は4.6人（22%）、「女性」は17.2人（82%）となっている。

ボランティア等の人数については、1019.6人のうち、「男性」は33.0人（3%）、「女性」は131.0人（13%）となっている。

※職員やボランティア等の体制について、男性と女性の合計の人数、男性の人数、女性の人数が不明（無回答）の団体を除いて、それぞれの平均値を算出しているため、男性と女性の人数の合計は、男性と女性の合計の人数と必ずしも一致していない。

図表 3-1-1 職員数【常勤】

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
職員数【常勤】	47	42.7	91.5	0.0	540.0
男性	45	15.5	30.9	0.0	156.0
女性	45	29.2	64.1	0.0	384.0
職員数【非常勤】	47	21.0	51.2	0.0	321.0
男性	43	4.6	18.3	0.0	120.0
女性	46	17.2	35.8	0.0	200.0
ボランティア等の人数	44	1019.6	4015.2	0.0	21221.0
男性	41	33.0	91.4	0.0	488.0
女性	43	131.0	457.9	0.0	2813.0

② 普段の活動内容について

問2 貴団体が普段行っている活動の状況について（該当するものすべてに○）

普段行っている活動の状況について、「防災・被災者支援に関係した活動」が30団体（60%）と最も多く、次いで「社会福祉」が22団体（44%）、「まちづくりのための活動」が19団体（38%）となっている。

図表 3-2-1 普段の活動状況について

	調査数	女性や子どもとのエンパワメントに関する活動	社会福祉	障がい者を対象とした活動	介護予防や介護サービスに関係した活動	健康や医療サービスに関する活動	教育活動	宗教活動	動自然や環境を守るための活動	国際交流・国際協力に関する活動	多文化共生に関する活動	安全な生活のための活動	防災・被災者支援に関係した活動	まちづくりのための活動	スポーツ・文化・芸術に係る活動	健全幼児・児童・青少年等の健全育成を対象とした活動	NPO等の中間支援組織	その他	無回答
全体	50 100.0	16 32.0	22 44.0	11 22.0	16 32.0	12 24.0	15 30.0	0 0.0	6 12.0	13 26.0	7 14.0	17 34.0	30 60.0	19 38.0	12 24.0	18 36.0	7 14.0	9 18.0	0 0.0

問3 防災・復興に際して男女共同参画の視点が重要とされていますが、こうした視点について、貴団体の事業全体の実質的な責任者（代表もしくは専務理事、事務局長）は認識していますか。また、実際の災害対応に当たって実践していますか。

男女共同参画の視点から、防災・復興の認識について、「認識がある」は42団体（84%）、「認識がない」は6団体（12%）となっている。

図表 3-3-1 男女共同参画の視点からの防災・復興についての認識の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	42 84.0	6 12.0	2 4.0

図表 3-3-3 男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践の有無

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	26 52.0	22 44.0	2 4.0

実践している団体はどのような取組を行っているかをこちらに記入してください。 《男女共同参画の視点を踏まえた防災・復興の実践が「1. 有」を選択した場合に回答》

実践している団体の取組として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○子供への支援

- ・地震で傷ついた心のケアについて子供の活動や親の会など相談活動。(2件)
- ・「こどもひろば」の開設・運営。
- ・「避難所でできる遊び」に関する特設サイトの開設。
- ・給食支援。
- ・学用品、学校備品の配布。
- ・子供の貧困支援(給付型緊急子どもサポート、給付型奨学金)。
- ・子どもまちづくりリーダーツアーや報告会の開催。
- ・職業体験バス支援等。
- ・子どものためのPFA研修。
- ・イベントの開催(キッズサッカー大会、トランポリン体験、輪なげ、ボールなげ、ゴルフ親子体験など)。

○女性対象

- ・子育て世代の女性に対する心のケア。
- ・子育て世代の女性に対するイベントの開催(交流会、防災講座等)。(2件)
- ・交流会開催時に子供を預かるコーナーの設置。
- ・組織の意思決定に女性の視点・意見を取り入れている。(2件)
- ・パネル調査の実施(震災が女性のライフコースに与える影響等)。
- ・女性の就労支援(スキルアップセミナー、女性管理職育成の実施)プログラム。(3件)
- ・ワークショップの実施(防災、減災、DVについて等)。(2件)
- ・シングルマザーへの支援(被災した外国籍のシングルマザーへのインタビュー調査、シングルマザーの居場所づくり)。
- ・物資の提供(お尻ふき、離乳食等)。(2件)
- ・避難所の環境整備(トイレ、洗濯、授乳、子どものスペースなど)。

○その他

- ・広報誌、パンフレットの作成と配布（テーマは東日本大震災からの復興と男女共同参画、防災等）。
- ・イベントの開催（女性のエンパワーメントの必要性、防災、外国人被災者救援活動の取組と課題についてのシンポジウム、仮設住宅で「おしゃべり」カフェの開催、地域リーダー育成プログラム、男女平等先進国視察研修など）。（5件）
- ・災害時のセンター同士の相互支援システムを構築し、全国女性会館協議会全国大会分科会において、システム運用の疑似体験を実施。
- ・支援物資の運搬・配布。（3件）
- ・がれきの撤去など災害支援を行う団体の中間支援。
- ・ネットワークづくり（まちづくりや復興に取り組む女性たちを対象としたスタディツアーの実施）。
- ・連絡会議の開催地元のニーズの把握。
- ・行政との調整農業。
- ・森林ボランティア活動。
- ・スタッフの採用、配置にあたって男女の共同を意識して取り組んでいる。
- ・アンケート調査（震災後の支援活動について等）。
- ・専門機関と連携する体制づくり。

（2）発災後の対応

① 職員やボランティア等の派遣

問4 貴団体が被災地に派遣した職員やボランティア等の状況について

被災地に派遣した職員の延べについて、167.5人のうち、「男性」は75.0人（45%）、「女性」は54.5人（33%）となっている。

派遣したボランティア等の延べ人数について、1133.0人のうち、「男性」は81.9人（7%）、「女性」は102.3人（9%）となっている。

図表 3-4-1 派遣した職員の延べ人数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
派遣した職員の延べ人数	44	167.5	635.4	0.0	3636.0
男性	44	75.0	343.9	0.0	2152.0
女性	44	54.5	248.3	0.0	1484.0
派遣したボランティア等の延べ人数	42	1133.0	5856.3	0.0	37900.0
男性	41	81.9	321.6	0.0	1800.0
女性	41	102.3	338.5	0.0	1609.0

派遣した職員について（該当するものすべてに○）

派遣した職員について、「平時から、男女問わず被災現場に派遣できるよう研修している」が13団体（41%）と最も多く、次いで「災害担当者の中に女性職員がいた」が12団体（38%）、「災害担当者で

はないが、過去の災害で現場経験のある女性職員を（も）派遣した」が10団体（31%）となっている。また、「女性職員の派遣について、必要な資機材、環境整備」についての具体的な内容、その他については以下の通りである。

図表 3-4-2 派遣した職員について

	調査数	少 防 災 や 災 害 対 応 の 経 験 が あ る 女 性 職 員 が い な い 、 少 な か っ た	男 性 職 員 を 中 心 に 派 遣 す る の が 団 体 と し て の 方 針 が あ っ た	被 災 地 か ら 男 性 職 員 の 派 遣 を 要 請 が あ っ た	派 遣 職 員 は 強 制 自 主 的 に 手 を 挙 げ た 人 の 中 か ら 選 ば し た が、手 を 挙 げ る 女 性 職 員 が い な い 、少 な か っ た	多 く や 介 護 等 を 担 っ て い る 職 員 が 男 性 と 比 較 し て 多 く、女 性 職 員 を 派 遣 す る こ と が 難 し か っ た	備 を 行 う こ と が 難 し か っ た、必 要 な 資 機 材 、環 境 整 備	災 害 担 当 者 の 中 に 女 性 職 員 が い た	被 災 地 か ら 女 性 職 員 の 派 遣 を 要 請 が あ っ た	被 災 地 の 状 況 か ら 女 性 職 員 を 派 遣 す る 必 要 性 が あ っ た	平 時 か ら、男 女 問 わ ず 被 災 現 場 に 派 遣 で き る よ う に 研 修 し て い る	て 男 女 両 方 の 提 点 か ら 支 援 が 可 能 と な る よ う に、あ え て 男 女 両 方 の 職 員 を 現 場 に 派 遣 す る よ う に し た	災 害 担 当 者 で は な い が、過 去 の 災 害 で 現 場 経 験 の あ る 女 性 職 員 を （も）派 遣 し た	職 員 の 都 合 に よ り、た ま た ま 女 性 職 員 を （も）派 遣 し た	派 遣 職 員 を 公 募 し た 結 果、女 性 を 採 用 し 現 場 に 派 遣 し た	派 遣 先 に 求 め ら れ て い る 要 件 に 合 う 職 員 が 女 性 だ っ た	育 児・介 護 な ど の 家 庭 の 事 情 を 考 慮 し、派 遣 期 間 を 短 く し て い る	あ る 派 遣 職 員 の 男 女 比 は、職 員 の 男 女 比 と ほ ぼ 同 じ で あ る	備 を 行 っ て い た	女 性 職 員 の 派 遣 に 際 し て、必 要 な 資 機 材 、環 境 整 備	そ の 他	無 回 答
全体	32 100.0	3 9.4	0 0.0	0 0.0	2 6.3	3 9.4	0 0.0	12 37.5	2 6.3	9 28.1	13 40.6	9 28.1	10 31.3	6 18.8	3 9.4	5 15.6	1 3.1	5 15.6	3 9.4	7 21.9	0 0.0	

【具体的な内容（女性職員の派遣について、必要な資機材、環境整備）】

- ・男女関係なく、災害対応できる職員が対応した。
- ・宿泊場所の確保（男女別々、個室の確保等）。（3件）
- ・防犯対策。
- ・相談体制の整備。

【その他（主な内容）】

- ・当会は、2016年4月16日から4月30日まで外国人向け避難所になった熊本市国際交流会館で炊き出し活動を担った。熊本市内在住の外国人女性（主に結婚移住者）がボランティアで協力してくれ、1日10名前後のボランティアでまかなう。（その7-8割は女性）、外国籍のシングルマザーへの調査も女性ボランティアスタッフが担っており、当会の事務局ボランティアスタッフの男女比はほぼ半々であるが、救援支援の対象となる、被災者やボランティアとして協力してくれる方の7-8割が女性で、女性を中心とした活動となっている。
- ・避難所となった施設（体育館等）の指定管理者としてもともと勤務し、営業ができなくなり、避難所運営に入る熊本市職員の補助に回っており、派遣とは異なる。（当該施設に勤務する職員がシフトを組み、男女比への配慮あり）。
- ・問10に記載した被災地への支援を、女性の副館長が主導し、男性の職員とともに被災地への輸送までを行ったもの。
- ・男女を問わず研修等を実施。
- ・派遣職員は女性の方が多くなった。（2件）
- ・災害発生の場合、行政からの要請を受け、災害ボランティアセンターを立ち上げ、センター運營業務にあたるのが主であり、職員を現場に派遣する場合は男女を問わず、対応できる職員を派遣した。

派遣したボランティアについて（該当するものすべてに○）

派遣したボランティアについて、「性別にこだわらずボランティアを公募した」が16団体（70%）と最も多く、次いで「被災地の状況から、女性ボランティアの派遣の必要性があった」が6団体（26%）、

「派遣先に求められている要件に合うボランティアに女性が多かった」「女性ボランティアの派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行っていた」が5団体（22%）となっている。また、「女性ボランティアの派遣について、必要な資機材、環境整備」についての具体的な内容、その他については以下の通りである。

図表 3-4-3 派遣したボランティアについて

	調査数	性別にこだわらずボランティアを公募した	派遣先に求められている要件に合うボランティアに男性が多かった	被災地の状況から、必要性があった	女性ボランティアの派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行うことが難しかった	性別を意識してボランティアを公募した。	派遣先に求められている要件に合うボランティアに女性が多かった	被災地の状況から、必要性があった	男女両方のボランティアがバランスよく派遣されるよう努力した	現地では、意識して男女両方のボランティアリーダーを立てた	女性ボランティアの派遣に際して、必要な資機材、環境整備を行っていた	その他	無回答
全体	23 100.0	16 69.6	1 4.3	3 13.0	0 0.0	0 0.0	5 21.7	6 26.1	3 13.0	2 8.7	5 21.7	7 30.4	2 8.7

【具体的な内容（女性ボランティアの派遣について、必要な資機材、環境整備）】

- ・がれきの撤去については、女性がいる場合はトイレの確認が必須であった。
- ・宿泊場所（男女別々、女性専用宿泊場所の確保）。（2件）
- ・防犯対策。
- ・相談体制の整備。
- ・生活備品の提供。
- ・活動資機材の提供。
- ・交流会会場での女性ボランティアが子連れで行けるよう、会場を選んだ。
- ・知り合いを通してお願いした。男女問わず協力できる方。
- ・地域に根ざした活動等で炊き出し等を積極的にした。

【その他（主な内容）】

- ・当団体に女性しかいなかったため。
- ・当会の日常的な活動対象も、また、熊本地震での被災者救援や支援活動の対象も、外国籍、特に移住女性達であり、また、当会へボランティアとして協力してくれる人々も、移住女性らが中心となっているため。
- ・盛岡と熊本を車で往復するというハードな行程であり、それに対応出来るボランティアは男性しかいなかった。
- ・性別にこだわらず、ボランティア訓練を実施している。
- ・子ども及びその保護者を対象とした、子どもにやさしい遊びの空間の設置・運営をおこなったため、男女両方の利用者（幼児、児童）に対応が可能になるよう、性別のバランスがとれるよう考慮してボランティア人員の選定派遣をおこなった。

- ・会として公募等を行っていない。本会事務局へ連絡してきた活動希望者に対応した。
- ・リーダーは理事の中からとボランティアで経験のある方をお願いした。
- ・国際機関やNPOから応援の職員を派遣してもらった。その際に、可能であれば女性の派遣も含めて依頼し、女性の応援スタッフを確保できた。

問5 被災地に職員やボランティア等を派遣した際の、災害派遣に関する説明会の実施や派遣者用のマニュアル等の作成状況について

① 災害派遣に関する説明会の実施

災害派遣に関する説明会の実施について、「実施がある」は10団体（20%）、「実施がない」は36団体（72%）となっている。

図表 3-5-1 災害派遣に関する説明会の実施

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	10 20.0	36 72.0	4 8.0

② 派遣者用のマニュアル等の作成

派遣者用のマニュアル等の作成について、「作成がある」は12団体（24%）、「作成がない」は33団体（66%）

図表 3-5-2 派遣者用のマニュアル等の作成

	調査数	有	無	無回答
全体	50 100.0	12 24.0	33 66.0	5 10.0

③ 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について

災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について、「男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていた」は5団体（33%）、「男女共同参画の視点を踏まえた事項が含まれていない」は10団体（67%）となっている。

図表 3-5-3 災害派遣に関する説明会や派遣者用のマニュアルの内容について

	調査数	有	無	無回答
全体	15 100.0	5 33.3	10 66.7	0 0.0

男女共同参画の視点を踏まえた事項を反映させるための工夫等の内容を記入してください。
《③で「1. 有」を選択した場合に回答》

男女共同参画の視点を踏まえた事項を反映させるための工夫については、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・体力面での女性の負担を軽減するような役割分担。
- ・写真なども用いて説明し、男女共同参画の視点を持ってもらえるよう工夫した（物資配布、トイレ、体力の問題、プライバシーの問題等）。
- ・当団体は避難所にて入浴の機会がない被災者を対象とした介護車を用いた入浴支援事業を行っており、女性の入浴希望者も安心してサービスを利用できるようボランティアの性別を合わせた。
- ・通常業務において、男女共同参画の視点を踏まえた活動を行っているため、災害派遣に特化せずに説明を行っている。

(3) 避難所等での支援について

① 支援活動を行った市町村

問6 貴団体の職員を派遣した市町村はどこですか。（該当するものすべてに○）

職員を派遣した熊本県の市町村については、「熊本市」が28団体（56%）と最も多く、次いで「益城町」が20団体（40%）、「西原村」は12団体（24%）となっている。

図表 3-6-1 職員を派遣した熊本県の市町村

	調査数	熊本市	八代市	玉名市	山鹿市	菊池市	宇土市	宇城市	阿蘇市	合志市	美里町	玉東町	和水町	南関町	大津町	菊陽町
全体	50 100.0	28 56.0	4 8.0	1 2.0	2 4.0	2 4.0	6 12.0	6 12.0	6 12.0	4 8.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	3 6.0	5 10.0

図表 3-6-2 職員を派遣した熊本県の市町村

	調査数	南小国町	小国町	産山村	高森町	南阿蘇村	西原村	御船町	嘉島町	益城町	甲佐町	水川町	その他	無回答
全体	50 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 20.0	12 24.0	11 22.0	7 14.0	20 40.0	6 12.0	0 0.0	6 12.0	3 6.0

職員を派遣した大分県の市町村については、「由布市」が1団体（2%）となっている。

図表 3-6-3 職員を派遣した大分県の市町村

	調査数	大分市	別府市	日田市	竹田市	宇佐市	由布市	その他	無回答
全体	50 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 2.0	0 0.0	49 98.0

問7 避難所の支援を行った団体にお聞きします。貴団体の職員やボランティア等が支援を行った避難所について、その数をご記入ください（把握している分だけで結構です）。また、貴団体の職員やボランティア等が支援を行った避難所の種類についてご記入ください。

職員やボランティア等が支援を行った避難所について、11.3箇所となっている。

図表 3-7-1 職員やボランティア等が支援を行った避難所の数

	調査数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	39	11.3	25.4	0.0	129.0

職員が支援を行った避難所の種類について、「一般（一般住民対象）」が28箇所（56%）と最も多く、次いで「母子を対象（母子、妊産婦、新生児、乳幼児対象）、女性専用」、「その他（福祉避難所等）」がそれぞれ10箇所（20%）となっている。

図表 3-7-2 職員が支援を行った避難所の種類

	調査数	一般（一般住民対象）	児母子を乳を乳幼児対象（母子、妊産婦、女性専用、新生児）	その他（福祉避難所等）	無回答
全体	50 100.0	28 56.0	10 20.0	10 20.0	16 32.0

問8 貴団体が支援を行った避難所について、育児、介護、女性等の多様なニーズをどのように把握していましたか。（該当するものすべてに○）

支援を行った避難所における育児、介護、女性等の多様なニーズについては、「保育士、介護士、看護師など専門職員を配置した」が14団体（28%）と最も多く、次いで「担当を決め、ニーズの聞き取りを行った」が12団体（24%）、「ノウハウを有する派遣職員を担当とするようにした」が11団体（22%）

となっている。

図表 3-8-1 支援を行った避難所における育児、介護、女性等の多様なニーズについて

	調査数	避難所の運営体制に女性を配した	保育士、専門職員を配置した	担当を決めた	配慮した	ニーズ調査を行う際に、	職員を担うよう派遣した	その他	特に行っていない	無回答
全体	50 100.0	8 16.0	14 28.0	12 24.0	4 8.0	11 22.0	8 16.0	8 16.0	15 30.0	

【その他の内容】

- ・避難所の責任者にニーズを聞いたので、直接の聞き取りは行っていない。
- ・子どもあそび場の運営の補助など。
- ・熊本市国際交流会館が日本人避難所も含む、外国人向け避難所となり、外国籍の避難者の中には、乳幼児を連れて外国人女性、DV 被害者、シングルマザーも含まれており、女性の避難者の方が多く、多言語対応だけでなく、個々の事情に応じた相談や対応が求められた、また、避難所の運営にあたった熊本市国際交流会館の指定監理団体だった熊本市国際交流振興事業団の職員にも女性職員が多くいたこと、これまで外国人相談員として日常的な相談業務にあっていた女性相談員もいて、女性の相談に対応できた。
- ・避難所にいるスタッフやボランティアから協力を得て情報を把握した。
- ・保健所（地域コーディネート本部）との連携。
- ・物資配布時、赤ちゃん用関連物資（オムツや離乳食など）、生理用品配布の近くには女性職員を配置し、物資の配布以外にもニーズの聞き取りや相談事を受けられる体制を確保した。
- ・スフィアスタンダード等に基づく災害支援の国際基準に照らし合わせて調査票を作成・記入。
- ・避難所の担当職員や支援者（NPO 等）に災害ボランティアニーズキャッチの協力を求めるとともに、チラシ配布・ニーズ調査、運営支援を目的としたボランティア派遣を行った。また、ボランティアのグルーピングの際には、出来るだけ男女混合となるよう調整した。
- ・行政が乳幼児家庭の避難所として開設したところに加わって私が居たという立場（町の委託事業として子育て支援をやっているということから）での支援というスタンス。

問9 貴団体が支援を行った避難所について、男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫があれば、具体的にご記入ください。また、男女共同参画の視点から課題が発生したことがあれば、以下に把握している範囲で結構ですので、その避難所の対象・特徴や課題等を記入してください。※いずれも、複数の避難所支援を行っていた場合には、どこの避難所であるかも記載してください。

男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫

男女共同参画の視点を反映させるために行った取組や工夫について、具体的な内容として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・外国人被災者への配慮（災害情報など多言語対応、各国大使館や領事館への対応自宅へ戻れない被災者の避難所からの転居先の確保等）（熊本市国際交流会館）。
- ・女性への配慮（相談窓口の設置、生理用品や下着などの配布）。
- ・プライバシーの確保（更衣室、トイレの区分け、授乳室の設置）。（3件）
- ・共用トイレの設置。
- ・防犯（暗がりの場所に防災センサーライトの設置、男性職員の夜間警備）。
- ・専門家に避難所の衛生面や環境改善に関するアドバイスをもらった。
- ・役割分担（食事の配膳、清掃は男女両方行う。物資配布は内容を考慮する）。（2件）
- ・子供への配慮（読み聞かせ、手遊びなど子供向けの活動に職員を派遣した）。
- ・高齢者への配慮（介護予防運動を職員が指導）。
- ・中間支援的な活動が多かったため、できる人が行った。

男女共同参画の視点からの課題

男女共同参画の視点からの課題として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・震災後早急なプライバシーの確保（仕切り、簡易ベッド等）。（2件）
- ・震災後早急な避難所の環境整備（男女別のトイレ、更衣室等）。（3件）
- ・女性リーダーの不足。（3件）
- ・女性運営委員の不足（女性目線の意見が反映されない、生理用品などの配布を男性がしているなど）。（3件）
- ・避難者同士のトラブルに対する対応（ストーカー疑惑、男性避難者から女性職員に対しセクハラ等）
- ・妊婦や乳幼児家庭に対する配慮不足（他人に迷惑をかけることを恐れて避難所か活用せず実家や親せき宅に疎開していた。）（熊本市東区ママたちの声）。（2件）
- ・分かりやすい避難所運営のマニュアル（文字だけの構成でなく図解や絵などで女性や要援護者に配慮したことをまとめておくべき。マニュアル軽視の傾向は、一生に一度レベルの経験値しか積めない各地の自治会自主防災会にとって課題の一つ）。
- ・避難所の物理的なスペースの不足。

問 10 避難所以外の支援で、育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例があれば具体的に記述してください。

避難所以外の支援で、育児・介護・女性・男性等の多様なニーズへの配慮を行った事例として、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・熊本地震の被災地を訪れ、市や県の男女共同参画センター等の方々と情報交換し、東日本大震災の経験（主に避難所運営や男女共同参画センターの役割）等を伝えた。

- ・被災し、心身共に疲れた母親への育児支援・ママ時間支援として、託児支援を主に行った。心のケアが必要となり、母親にも自分と向き合う時間が必要であると感じ、現地の支援者と連携し、母親の時間を作ることをおこなった。託児専門スタッフを派遣し、子どもも遊びを通し、思いっきり楽しむ時間を提供した。
- ・在宅や駐車場や空き地などで車中泊している外国籍の女性被災者の安否確認や相談対応、又警察の留置所で拘留中に被災した外国人女性被害への面会や差し入れ(お金など)、住宅の被災により転居を迫られたり、働き先が被災し休業や操業できなくなり休職や解職を余儀なくされ収入を失った外国籍のシングルマザーへの寄付金を財源とする緊急融資の提供を行った。
- ・熊本市民病が被災したため、児童発達・障害児の預かりが不可能となり、熊本市内にある民間の「おがた内科・小児科」が、トレーラーハウスを用いて預かり場所を設置した。そこへ当団体の有資格者(保育士、社会福祉主事、サービス管理士、相談支援専門員など)を派遣した。
- ・地震後、保育園や学校が休校・休園となり子どもを預ける施設がなく、多くの子育て中の先生方が医療現場に向かうことができない状態が懸念されたため、会員の先生からの発案で、熊本市医師会館内に併設している一時預かり保育所「メディッコクラブ」において、医師の子どもを対象に、4/21～5/9の12日間(日曜・祝日を除く)、保育所の臨時無料開放を実施した。また、開放の際、昼食・おやつも無料提供した。
- ・対象地域での小中学校、学童、保育園などにおいて配布した防災ずきんは、男女別の色分けなどせず、全員統一した。
- ・子どもへの支援
大きな地震による子ども達が受けた心的被害はあまりにも大きすぎた。また、避難所での生活はストレスを蓄積し、行き場のない憤りを感じている様子がいたるところで見取れた。そこで、すぐさまにYMCAとして出来るアクションを起こした。
- ・わくわくワーク隊の結成
子ども達のボランティア組織を立ち上げた。物資係り、掃除係り、配布係りなど子ども達が参加できる活動を提供した。また、その組織づくりには、YMCAがキャンプで行うグループワークの手法が用いられ、ベテランのキャンプディレクター経験者が行った。
- ・プレイルームの設置
室内外に子ども達が集え遊べる場所の確保を行った。幼児教育の専門家や、スポーツの指導者、また専門的な学びをしている学生などが主体となって子ども達をサポートした。
- ・学習スペースの設置
受験生や高学年の子ども達への学習をするスペースを設け、学校再開に向けて、また避難所においても学習ができる環境を整えた。
- ・子どもが楽しめるボランティア支援
ゆるキャラやマジックショー、お笑いやパフォーマンスなどの支援団体や個人を優先的に受け入れて、子ども達が少しでも地震の恐怖や不安を払拭できる機会を設けた。
- ・女性への支援
女性の更衣室を設け、プライベートの確保スペースを設置した。避難所では、ダンボールベットや布の間仕切りなどで女性が着替えたりすることが困難なケースが多々予想されたことから、早急に専用

スペースを設けた。

- ・授乳室を設置。

女性が安心して授乳できる環境と、同じ境遇の母親同士が触れ合う機会の場を創出することを目的に設置した。

- ・女性の下着などの配給に際しては、女性専用のブースを設け配布する配慮を行った。女性の権利は当然とし、安心感を与える上で、別専用スペースにて配布した。また、このことは犯罪への抑制も考慮しての対応であった。

- ・高齢者への支援

高齢者の現状把握を実施した。医療スタッフ、介護スタッフ、ボランティアと連動し高齢者への調査を進めながら、避難者の方々のニーズ調査やヒアリングや問診などからパーソナルレコードを作成し、実態の把握を行った。

- ・専門スタッフの配置

医師や医療スタッフとの連携、介護の専門スタッフによる排せつや入浴介助や様々なケアを行った。また、介護福祉においては、熊本 YMCA 老人ケア科の講師、卒業生の支援により専門的な支援を実施した。・健康体操など健康維持のための機会を設けた。資格者によるエクササイズの機会や、ラジオ体操の推奨から専門スタッフによるウォーキングなどを定例化させた。また、掃除タイムを設け、体を動かす機会を設けた。・多団体との協働により、交流スペースを設け、孤独感や閉塞感を無くすことと楽しみを見つけ生きる力を与える環境を整えた。

- ・特別ニーズへの対応を実施

自閉症スペクトラムの傾向や、コミュニケーションが苦手な方々への専門スタッフからのアプローチや支援を行い、実態の把握に努めた。また、医療機関や行政への細かな報告を行いながら必要な支援を行った。アレルギーを持っている方々への配慮とし、早い段階からアレルギー対応の食事を支援物資として頂いたことにより、対応が出来た。

- ・当財団は、特定非営利活動法人全国女性会館協議会の会員館として、同協議会が運営する「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」に登録している。地震発生後は、同システムへのアクセスにより、熊本市男女共同参画センターが情報発信した「被災地で主に女性に必要とされている物資」の種類を把握でき、当財団では職員や女性団体等から寄せられた支援金でこれらの物資を購入し、集まった支援物資とともに熊本市男女共同参画センターへ届けることができた。また、熊本市男女共同参画センターから当財団に、『更衣室』・『授乳室』等、避難所での女性に配慮した表示例の情報提供があり、佐賀県職員が被災地支援に活用できるよう、当財団から佐賀県庁に情報提供を行った。

- ・民間支援団体に被災地が求めている物資の情報提供 性犯罪を防ぐ防犯ブザーやペンライトなど

- ・支援おんぶ紐の配布

熊本地震直後、SNS 等を通して、無料おんぶ紐「もっこ」貸出しを行った。

- ・交流会開催

育児中の被災者のママたちを交流会に無料で招待。無料おんぶ紐を配布地震でのつらい体験を共有。精神的なサポート。震災での問題点を話す。育児の問題を共有。みんなで解決。専門家のお話、わらべうたなどママと赤ちゃん向けイベントなど

- ・問3にて回答しているハグプロジェクト及び社会的保育実践者派遣プロジェクト④自ら被災者であり支援者でもある方々（保育者、親御さん、子どもに関する支援者など）に向けた、すぐに実践できる心のケアセミナー（ハグプロジェクト）を実施。⑤現状として、女性が職員として多く関わる保育園への被災後の社会的保育実践者の派遣。特に、今回は指定避難所ではない保育園が、私設避難所として園を開き、そのまま、保育に戻ったため、不安定な子どもたちや親御さんを支える保育士が疲弊してしまっていた。そんな中で、新人保育士の離職を防ぐため、また子どもや親御さん、そして保育士たちが安定した日常を取り戻す為、試験的な派遣事業を専門家のアドバイスを元に企画、9月から県内外より18名を県内7つの園に派遣を行い、その成果を取りまとめ、今後の仕組みづくりを目指す。
- ・地震後、自治体内の子育て施設が被災し一時的に機能を停止したこと受け、教育委員会等の行政機関と連携しつつ、子どもが安心安全に遊べる空間を設置し、ボランティアによる見守り活動を実施した。また同空間には専門家ボランティアとして、臨床心理士や看護師を派遣し、地震による子ども及び保護者への心理的影響、ストレスを最小限に抑えるためのケアを提供した。とりわけ、女性を中心とする保護者に対しては、臨床心理士が子育てや子供の心理に関する不安や悩みについて相談に応じ、専門的見地からのアドバイスを行った。更に、被災地の保護者や教育関係者が地震後の子どもの心理的变化に対応できるよう、臨床心理士や児童精神科医による講習を開催し、保護者や子育て関係者の支援をおこなった。
- ・益城町で車中泊の被災者支援の際、駐車場を利用した物資配布所で活動。日中は物資支援、夜は簡易休憩所（のちにカフェ）運営を行った。
- ・女性及び男性の居場所づくり被災しても職場の片づけ、地域の消防団としての活動で外出が多くなりがちな男性にくらべ、女性は子供と共に一日中車中泊の駐車場で過ごしていることが分かってきた。狭い車中の中で一日中子どもと過ごすことに母親がストレスを感じ、それが伝わる子どもたちも次第にストレスを高めていったとき、物資支援で山積みになっていた雑誌や本を集めて簡易図書館を設置した。次第に人が集まり、被災のつらさやストレスを話し合える場になった。夜はテント内にこのテーブルとベンチを移動したところ、仕事から戻った男性がくつろげるような場所となった。話を聴くと家族には漏らせないストレスを抱えている方がほとんどだった。日中と夜間でそれぞれに過ごすことのできる場になった。
- ・衛生管理簡易トイレが和式、洋式に分かれて一列に並べられていたが、男女別になっておらず、非常に使いづらい状況になっていた。4月でも日中非常に暑くなる時期だったため、水分補給をよびかけるもトイレに行きたくないという子どもが多く、簡易トイレの汚さが問題になっていた。（トイレへの恐怖心からおねしょをする小学生以上の子どもが増えた。特大サイズ、大人用小サイズのおむつの需要が一気に増えた）男女別の貼り紙をし、きれいに保てるよう呼びかけた。また少しでも悪臭を軽減するため医療チームに脱臭剤を依頼した。
- ・ジャパン・プラットフォームの加盟団体の一つである「JAR」という団体は被災外国人や性的マイノリティへなど多様なニーズへの配慮がなされているかの調査をしていた。また、同じく加盟団体のピース・ウィンズ・ジャパンはペット連れ家族のためのテント等を用意していた（ペットがいて避難所へ入らず車中泊する被災者が多数いたため）。
- ・障害者に対する相談支援を中心に行ったが、女性からの依頼には必ず女性に対応した。家の片づけを

行う際にも、主な片付けの現場は男性の力で行い、女性が相談者に寄り添うような形で行った。

- ・学校や公民館等でロコモシンドロームにならないためにも体操を行った
- ・避難所以外においては、十分なニーズの把握も困難だったため、今後の災害では、これらのニーズをどう把握し、その情報を誰と共有し、どのように対策をとるか、事前の準備が必要と思われる
- ・月の連休明けより子育て支援事業再開。その中で通常事業と併せて、母子対象の遊び、お喋り会（ピアサポート）、支援者向けのプレイセラピーを実施した。

(4) その他

問11 男女共同参画の視点を踏まえた支援等の取組を実施するにあたり、貴団体職員・ボランティアと被災自治体職員及び災害派遣職員との連携状況について（該当するものすべてに○）

男女共同参画の視点を踏まえた支援等の取組を実施するにあたり、団体職員・ボランティアと被災自治体職員及び災害派遣職員との連携状況について、「民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた」が22団体（44%）と最も多く、次いで「被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた」が20団体（40%）、「民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた」が17団体（34%）となっている。

図表 3-11-1 団体職員・ボランティアと被災自治体職員及び災害派遣職員との連携状況について

	調査数	被災自治体職員と概ね円滑に情報共有ができた	被災自治体職員との情報共有に難しい面があった	民間支援団体と概ね円滑に情報共有ができた	民間支援団体との情報共有に難しい面があった	被災自治体職員と概ね円滑に役割分担ができた	被災自治体職員との役割分担に難しい面があった	民間支援団体と概ね円滑に役割分担ができた	民間支援団体との役割分担に難しい面があった	被災自治体職員及び民間支援団体へ適切な指示を出すのに難しい面があった	その他	特になし	無回答
全体	50 100.0	20 40.0	12 24.0	22 44.0	3 6.0	10 20.0	6 12.0	17 34.0	3 6.0	3 6.0	3 6.0	7 14.0	2 4.0

【その他の内容】

- ・熊本市から派遣された自治体職員は一人で国際課の職員が夜間常駐しているだけで、避難所運営は指定監理団体であった熊本市国際交流振興事業団が実質的に運営にあたっており、熊本市国際交流振興事業団職員らと日頃から人的信頼関係があり、そのような「やわらかい官」と国会など民間団体との連携がうまくいき、（日本で最初の？）外国人向け避難所が誕生した。
- ・自治体や担当者、団体によってできたり、できなかったりした。
- ・NPO くまもとやJVOADが中心となり早い時期から「火の国会議」を立ち上げてくれたのは情報共有、連携調整、男女共同参画等、あらゆる面からとても効果的だった。
- ・一般避難所では避難所派遣職員（被災自治体ではなく他県からの応援職員）との情報共有が難しく、改善が必要な部分になると「上からの指示がないとできない」と言われたり、応援職員なので判断できないということも多々あった。
- ・障害のある女性への配慮については、丁寧に話をすればきちんと対応して頂けた。逆に自治体職員の相談を聴かせて頂くこともできた。小さな出来事でも本人にとっては重大な心の負担になるが、非常時の混乱期には被災自治体職員に期待するのではなく、外部支援団体、外部支援者がうまくかかわる

べき。

問 12 被災自治体職員又は災害派遣職員との連携に関する上記回答の背景、要因について、お気づきの点、考えられている点があれば下記にご記入ください。(例： 受援体制が整っていた／いなかった。被災自治体職員の経験、研修等が十分であった／なかった。等)

被災自治体職員又は災害派遣職員との連携に関するの背景、要因について、お気づきの点、考えられている点として以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

- ・連絡会議を定期的開催し、情報共有と役割分担を明確にすることでうまく連携ができた。
- ・長期間避難所の担当でいたため、住民やNPOからの信頼ができ、円滑な対応が実施できた。
- ・被災自治体職員とは概ね良好な情報交換ができたが、なかには民間の派遣職員へ不信感を抱いている職員もいた。
- ・短期間（1日～1週間）での交代になり、引継ぎができていなかった。
- ・避難所や仮設住宅への支援を行う上での行政職員ではない住民リーダーの必要性（行政職員だと即決できない。受援体制の整備のため、不公平感をなくすため等）。
- ・被災者の声に耳を傾けず、課題を課題と捕らえていなかったため、対応に遅れもしくは対応されなかった。（2件）
- ・途中から、避難所運営に関する運営者会議にNPOを入れるようになった。
- ・災害派遣職員・災害対応経験のある職員は、一定レベルのノウハウや民間組織に対する理解があった。
- ・先災地の派遣職員の事例にとらわれ、熊本地震に合わない災害対応の提案や対応を行っていた。
- ・相互支援システムに登録していたことで、地震発生後、男女共同参画センターから物資や情報提供があり、全国の会員がこれらの情報を支援活動に活用することができた。
- ・女性職員に対する配慮（避難所に女性職員を一人で回診に行かせるなど）。
- ・女性視点の意見の反映がされにくい。
- ・事前の準備（事前の受援体制のシミュレーション、研修の実施、他の既存の被災自治体職員から受援時の話を聞いておく等）。（2件）
- ・受援という言葉の理解不足。
- ・被災自治体職員の経験や知識、ノウハウの不足（災害救助法も含む）。（3件）
- ・民間NPOへの理解不足。
- ・被災した家族をおいて業務にあたる姿勢には心から同情した。
- ・災害支援コーディネーターの役割が市民レベルで必要であると感じた。民間資格の防災士会などによる災害対応の知識（女性を含む要援護者対策）とコーディネーションのスキルアップを期待する。
- ・熊本市国際交流会館での避難所は、外国人向け避難所として、文化に配慮した食事の差し入れの受け入れ、食事の提供、温かい食事の提供や差し入れ品の直接受入など、指定監理団体と民間団体の連携による自習的な運営をおこなった避難所があった。そして、マスコミを通じて全世界に報道され、又自国民保護を求める各国の大使館や領事館等への期待に応え、市民外交や自治体外交の拠点ともなり高く評価され、国際的信用を高めるうえで貢献した。

問 13 貴団体における支援物資の提供の状況について

支援物資の提供の状況について、生理用品について、「提供あり」は 19 団体（38%）、「提供なし」が 25 団体（50%）となっている。

粉ミルクについて、「提供あり」は 16 団体（32%）、「提供なし」が 28 団体（56%）となっている。

小児用紙おむつについて、「提供あり」は 21 団体（42%）、「提供なし」が 23 団体（46%）となっている。

おしりふきについて、「提供あり」は 19 団体（38%）、「提供なし」が 23 団体（46%）となっている。

離乳食について、「提供あり」は 17 団体（34%）、「提供なし」が 26 団体（52%）となっている。

図表 3-13-1 被災地での支援物資としての提供について

	調査数	有	無	無回答
簡易間仕切り	50 100.0	4 8.0	36 72.0	10 20.0
段ボールベッド	50 100.0	2 4.0	38 76.0	10 20.0
更衣室用ダンボール	50 100.0	1 2.0	39 78.0	10 20.0
簡易トイレ	50 100.0	7 14.0	34 68.0	9 18.0
防犯ブザー等	50 100.0	2 4.0	38 76.0	10 20.0
下着(男性用)	50 100.0	9 18.0	33 66.0	8 16.0
下着(女性用)	50 100.0	13 26.0	30 60.0	7 14.0
ハンドクリーム	50 100.0	12 24.0	30 60.0	8 16.0
リップクリーム	50 100.0	9 18.0	33 66.0	8 16.0
化粧品	50 100.0	12 24.0	31 62.0	7 14.0
生理用品	50 100.0	19 38.0	25 50.0	6 12.0
サニタリーショーツ	50 100.0	5 10.0	35 70.0	10 20.0
清掃綿	50 100.0	10 20.0	31 62.0	9 18.0
おむつのライナー	50 100.0	10 20.0	31 62.0	9 18.0
中身の见えないゴミ袋	50 100.0	8 16.0	34 68.0	8 16.0
尿漏れパッド	50 100.0	10 20.0	32 64.0	8 16.0
粉ミルク	50 100.0	16 32.0	28 56.0	6 12.0

	調査数	有	無	無回答
アレルギー用ミルク	50 100.0	7 14.0	33 66.0	10 20.0
乳幼児用飲料水	50 100.0	10 20.0	32 64.0	8 16.0
哺乳瓶	50 100.0	8 16.0	33 66.0	9 18.0
哺乳瓶用消毒機材	50 100.0	4 8.0	36 72.0	10 20.0
湯沸かし器具 (乾電池式または発電)	50 100.0	2 4.0	39 78.0	9 18.0
小児用紙おむつ	50 100.0	21 42.0	23 46.0	6 12.0
おしりふき	50 100.0	19 38.0	23 46.0	8 16.0
乳児用着替え	50 100.0	9 18.0	31 62.0	10 20.0
ベビーバス	50 100.0	1 2.0	39 78.0	10 20.0
離乳食	50 100.0	17 34.0	26 52.0	7 14.0
アレルギー対応の離乳食	50 100.0	7 14.0	33 66.0	10 20.0
スプーン	50 100.0	7 14.0	33 66.0	10 20.0
抱っこ紐	50 100.0	5 10.0	36 72.0	9 18.0
授乳用ポンチョ	50 100.0	2 4.0	38 76.0	10 20.0
成人用おむつ	50 100.0	12 24.0	30 60.0	8 16.0
介護食	50 100.0	7 14.0	35 70.0	8 16.0

問 14 男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資の中で、使い勝手がよかった／悪かったものなどはありましたか。（例： サイズ設定の細かいブラジャーよりも、カップ付インナーの方が、汎用性が高く、物資の管理や配布もしやすかった。基礎疾患等により食事制限のある方が食べられる食品が少なかった）

男女共同参画の視点から支援物資や備蓄物資について、以下のような回答が挙げられた。

【主な内容】

○食品

- ・食品の賞味期限。
- ・支援物資における健康上の問題（乳幼児にとってお菓子は健康上よくない）。
- ・野菜をとる機会がほとんどないため、缶かパウチパックの野菜ジュースが一日1本でも取れると健康上、また精神的にも落ち着く。

○女性向け

- ・女性用下着（ショーツ・ブラジャー）。
- ・女性の大きいサイズの下着等、東日本大震災の時より格段と改善された。
- ・下着 男女さまざまな方が大勢物資を必要とする中で、異性の目（物資配布担当の大勢は男性職員であった）がある中女性用下着を手にとって選ぶことに抵抗がある。サイズ別（M, L, LL を多めに）に3枚～5枚などまとめて透けない袋に入っていると手に取りやすい。緊急時なので間に合わせでも構わないから複数枚必要という人は多かった。
- ・ブラジャーよりもカップ付きインナーの方がよかった（幅広い年齢に好評だった）。（3件）
- ・日焼け止めや化粧水は喜ばれた。
- ・基礎化粧品が好評だった。
- ・デリケートゾーン用のウェットティッシュやデオドラントの入った汗拭きシートは女性にはありがたかった。

○乳児、子供向け

- ・オムツのサイズがないときには、パンツ型よりテープ型の方が汎用性が高かった。
- ・サイズがあるのであれば、パンツ型の方がよい。
- ・使い捨て哺乳瓶が重宝された。
- ・子供が遊べるもの（絵本や塗り絵、おりがみなど）により、お母さんの息抜きの時間をつくることができた。
- ・おしりふきの需要が高かった。

○高齢者向け

- ・介護用おむつはテープ式よりサイズ別パンツタイプのほうが使い勝手がよかった。
- ・老眼鏡：多くの高齢者が老眼のため新聞を読めない、情報が得られないと苦労されていた。良く使われる度数のものはすぐになくなってしまっていた。

○日用品

- ・飲料水が不足している中、車中泊をしている人にとっては歯ブラシで磨くよりもマウスウォッシュで口をゆすぐだけですっきりするという声があった。
- ・一回使い切りの洗剤液は使い勝手が良かった。
- ・洗濯ができないため、下着や寝巻になるTシャツの希望が多かった。入浴ができない状況の中、男女問わず着用できるごくシンプルなものがあると間違いない。

○その他

- ・使い古した物の余り処分。
- ・避難所へ行きにくい人たちの物資の受け取り場所が必要だった。
- ・季節にあった物資を配付。
- ・特大サイズのパンツタイプのオムツは日に日に需要が高くなっていった。

- ・質問外のコメント：物資配布については例えば生活必需品を除いて1か月で終了する、また家庭の構成メンバー（乳幼児、高齢者、障害者）に合わせた物資配布クーポンのようなものを世帯へ配り、一定程度の支援で終了することも必要ではないかと感じた。発災から3週間ほど経過した段階で、まだまだ困窮した被災者を支援する必要性を痛感する一方で、特に被災とは全く関係のない他県から車で集団で物資を取りに来るといったことも少なくなかった。（あまりにも不適切な数量を持ち出す方へは「ご家族で使用する分だけでお願いします」と声掛けをおこなった。）緊急救援時の物資配布については今後も工夫が必要だと感じた。
- ・布のパーテーション。段ボールのパーテーションと組み合わせるべき。更衣室用の段ボールパーテーションを男女共有の居住スペースにおいてある避難所が多くみられたが、女性のための更衣室の中にパーテーションを置くべき。
- ・生理用品を受付の男性が配っていたが、男性に配らせてはいけない。おいてある場所を案内すればよい。男性の関わり方に対し女性の運営側のスタッフが少ないので発言権が得られにくい。日ごろから地域の自治会における女性のメンバーの参画がないと非常時だけ変わることはできない。